

政 経 研 究

第五十二巻 第四号 2016年3月

論 説

二〇一五年イギリス総選挙に関する一考察
——労働党の敗因と二大政党の課題——
渡 辺 容 一 郎

戦後ヨーロッパ統合とイギリス労働党
——ヨーロッパ統合をめぐる政党政治——
三 澤 真 明

観光インタナショナルシップの多変量解析による国際比較
——主成分分析による観光インタナショナルシップの日米独比較——
太 田 和 男

翻 訳

「フアイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ」
『有名な学者のこぼれ話と著書に関する情報』
(第十七巻、一七五八年、ハレ、出版、Ch・P・フランケン)
……
川 又 祐 訳

研究ノート

沖縄の施政権移行期に交わされた密約
……
信 夫 隆 司

雑 報

政経研究 第五十二巻 索引

政経研究 第五十二巻第二号 目次

藤原 孝教授古稀記念号

政治思想と社会科学をめぐる諸問題

政経研究 第五十二巻第三号 目次

論 説

日本企業における人事等級制度と役職昇進制度の実態……谷田部 光 一

研究ノート

現代抑止論……R. リューレ氏の理解する抑止論を中心に……小林 宏 晨

論 説

中間層の所得と所得再分配費用……坂井 吉 良

二〇一五年イギリス総選挙に関する一考察

——労働党の敗因と二大政党の課題——

渡 辺 容 一 郎

- I. はじめに
- II. 二〇一五年イギリス総選挙結果の中間分析——労働党はなぜ敗北したのか
- III. 二〇一五年イギリス総選挙結果に見る二大政党の課題
- IV. おわりに

I. はじめに

「二大政党の拮抗」あるいは「前回（二〇一〇年総選挙）同様ハングパーラメントの出現」という大方の事前予想に

二〇一五年イギリス総選挙に関する一考察（渡辺）

反して、二〇一五年イギリス総選挙は与党・保守党の単独勝利に終わった。その結果、五年続いた「保守党Ⅱ自民党の連立」に幕が下ろされることとなった。したがって二〇一五年総選挙は、イギリス的感觉からすれば「ノーマル」な政権形態を蘇らせたとも言える。

しかしながら、二大政党の得票率などを見る限り、二〇一五年イギリス総選挙結果が古典的ニ党制への回帰を示しているとは言い難い。今回、保守党と労働党の合計得票率は六七・三％（二〇一〇年総選挙では六五・一％）となっている。換言すれば、有権者のおよそ三人に一人は依然として二大政党を支持していないことになるからである。また、今回の総選挙では、一九七〇年代から二大政党への不満の「受け皿」となってきた自民党に代わり、地域民族主義政党・スコットランド民族党（以下SNP）が国政第三政党に躍進した。

それゆえ二〇一五年イギリス総選挙は、ハングパーラメントとそれに基づく連立という結果にはならなかったが、いわゆる二大政党離れや二大政党不信が完全に払拭された訳ではないと言いうこともできるのである。

そこで本稿は、同総選挙結果と二大政党の現況を踏まえつつ、以下の二点を明らかにしていく。

1. 二〇一五年イギリス総選挙結果の特質・意義と労働党の敗因

2. 保守党と労働党の目下の課題

イギリスには、「（政権交代というのは）野党が勝つのではなく、与党が勝手に負けるのだ」という諺がある。だとすれば今回の総選挙に関しては、野党・労働党が勝手に負けたと言うこともできるかもしれない。そこで先ず「労働党はなぜ与党・保守党に勝ちきれなかったのか」という問題に焦点を当てて、二〇一五年総選挙結果の特質や意義について論じていく。

次に、二〇一五年イギリス総選挙結果の特質や意義を踏まえつつ、「イデオロギー面における二大政党の一元化（収斂）とその弊害」といった新たな視点を手がかりに、イギリス二大政党の課題についても考察していくことにしたい。

Ⅱ. 二〇一五年イギリス総選挙結果の中間分析——労働党はなぜ敗北したのか

（1）概略と全体的特質

① 事前予測の相対的困難化——二大政党支持の減少ならびに拮抗

二〇一五年イギリス総選挙結果の概略については、註（1）を参照されたい。

近年、イギリス総選挙結果の事前予測が従来以上に難しくなってきたとされている。勿論理由は様々であろうが、その大きな要因の一つとして、「二大政党支持の減少ならびに拮抗」という現象を挙げることができる。二〇一五年総選挙結果も、その延長線上で理解しなければならない。

戦後のイギリス総選挙において二大政党合計得票率がピークに達したのは、九六・八%（保守党四八・〇%、労働党四八・八%）を記録した一九五一年総選挙であり、この時期は古典的二党制の黄金時代と言えた。ところが二〇〇五年総選挙以降、二大政党の合計得票率（六七・六%）は常に七〇%を下回っている。それに代わって、例えば自民党やSNPなど、二大政党以外の小政党支持が増加してきた。これは現代型無党派層の増加と関連づけることもできよう。それゆえ、イギリス総選挙の事前予測が困難になってきた背景として、二大政党に対する不信・不満の増大を無視することはできない。

事前予測の難しさは、世論調査に見られる二大政党支持の拮抗という現象からも明らかとなる。もともと、ブレア (Tony Blair) 労働党の「地滑り勝利」によってニューレーバー政権の幕開けとなった一九九七年総選挙やその次の二〇〇一年総選挙のように、二大政党支持率に大差がついて、事前予測が容易だった総選挙も過去にはあった。しかしながら、とりわけ二〇〇五年総選挙以降、保守党と労働党との「違い」は、以前ほど明確ではなくなってきたように思われる。なぜなら、二大政党のマニフェスト内容の比較分析によっても、両党のイデオロギー距離、即ち政策的立場の相違は、二〇〇一年以降、従来以上に少なくなってきたとされるからである。⁽²⁾

二〇一五年総選挙投票日 (五月七日) 直前に実施された五大世論調査結果を見ると、その全てにおいて両党ともほぼ同じ結果、即ち三〇～三五%台で両党の支持率が拮抗していたことが分かる。これを投票日当日の二大政党得票率 (保守党三六・九%、労働党三〇・四%) に結びつけてみると、投票日直前まで支持政党を決めかね、当日になって「労働党ではなく保守党に投票した」有権者が比較的多かったことが読み取れる。いずれにせよ、両党とも議席の過半数を獲得できない可能性、あるいは二大政党どちらが——連立も含めて——政権を獲得しても不思議ではない状況にあった。

以上の点を踏まえると、比較第一党が保守党の場合は「少数単独政権」の可能性、そして比較第一党が労働党であれば、自民党やSNPなど「進歩派」小政党との連立 (連合) に基づく政権交代の可能性が、それぞれ現実味のあるシナリオとされていたのである。

② 事前予測が外れた理由

こうした状況からすれば、今回の総選挙でも前回同様ハングパーラメントが出現する可能性は十分あった。にもか

かわらず、世論調査結果やそれに基づく専門家・評論家の事前予測とは異なり、蓋を開けてみれば二〇一五年総選挙は与党・保守党の「一人勝ち」に終わった。これはどうしてなのであろうか。ここでは先ず、二〇一五年総選挙結果の事前予測が「外れた」理由を簡単に検討してみることにはしたい。

二大政党の勝敗や政権交代の可能性も含め、総選挙の事前予測が外れることはイギリスでも過去にしばしば見られた。例えば、一九七〇年総選挙直前の世論調査では、当時のウィルソン (Harold Wilson) 首相率いる与党・労働党の勝利がほぼ確実視されていたにもかかわらず、野党・保守党が勝利を収め、周知のようにその三年後、イギリスの EC (当時) 加盟を実現するヒース (Edward Heath) 内閣が成立している。⁽⁴⁾

二〇一五年総選挙結果とその事前予測との「ギャップ」はなぜ生じたのか、換言すればなぜ保守党の単独勝利となったのか。ある報道によると、その理由 (可能性) として以下の三点が指摘されている。

・「シャイ・トーリー」(Shy Tory)、即ち「内気な保守党支持者」の存在

今回の総選挙では二大政党の支持が拮抗していたため、潜在的に保守党支持だったにもかかわらず、世論調査などでは支持政党についての回答を留保した保守党支持者が一定の割合で存在したのではないかと推察されている。

・投票直前まで投票先を決められない有権者の増加

既述のような二大政党支持の拮抗という現状を見て、自分の投じた票が「死票」になることを怖れたり、EUからの完全離脱や移民排斥を訴える英国独立党 (以下 UKIP) など小政党の抬頭で投票先を決められなかったりした有権者が存在した。そして彼ら・彼女らが、結局「安全で無難な」与党・保守党を最終的に選択して投票した可能性が高い。

・投票日直前のシャーロット王女誕生とその心理的影響

王室関係者の誕生が総選挙に重なりと一部の有権者の間で愛国心が高まり、結果として保守党有利に作用するとい^⑤うジンクスがイギリスにはあるとされる。

本稿の研究対象からすれば、これら三つのなかで重要なのは、「投票直前まで投票先を決められない有権者の増加」である。上述した「二大政党支持の減少ならびに拮抗」という近年の政治現象とも関連づけられるからである。そうしてみると、与党・保守党が勝利したというより、野党・労働党が「一方的に負けた」と解釈することも可能になる。与党・保守党の勝因と野党・労働党の敗因については、後ほどあらためて検討していくことにしたい。

③ 主要政党別に見た二〇一五年イギリス総選挙結果の特質とその意義

二〇一五年イギリス総選挙結果の概略〔註（一）を参照〕を見ると、主要政党ごとに以下の特質が浮かび上がってくる。

・二大政党に対する不満の「受け皿」としての役割を担う政党が、これまでの自民党からUKIP（主にイングラ
ンド地域）とSNP（スコットランド限定）に入れ替わったこと

獲得議席数を見る限り、前回議席を獲得できなかったUKIPも、わずか一議席ではあるが一応議席獲得に成功した。周知のようにファラージュ（Nigel Farage）党首は、高い個人的人気とともにUKIP躍進の原動力となってきた。しかしながら、今回一議席しか獲得できなかったにもかかわらず、UKIPの得票率は九・五％となっている。これは、獲得議席数では国政第三政党に躍進したSNPの四・七％、第四政党に転落した自民党の七・九％を上回る第三位である。一九七〇年代以降「第三極」として抬頭し、キャメロン（David Cameron）保守党と五年間連立を組んだク

レグ (Nick Clegg) 自民党の二〇一〇年総選挙得票率は、一三・〇%であった。したがって、前回自民党に集中し、同党を本格的な責任政党に押し上げる原動力となった「三大政党不信・不満票」は、今回の総選挙では——公約の撤回を通じて連立政権に埋没した感のある同党への幻滅・失望も影響した結果——UKIP (九・五%)、SNP (四・七%)、そして自民党 (七・九%) や緑の党 (二・八%) などに分散したと言える。もともとSNPの得票率は、ほぼスコットランド地域に限定されるため、全国的に見ればさほど高くない。

・総選挙結果を通じて顕在化した、連合王国内地域対立の構図——スコットランド地域利益代表政党 (SNP) 対 イングランド地域利益代表政党 (保守党)

SNPはその得票率というより、その獲得議席数の大幅な増加 (前回の六議席から、今回五六議席に増加) が注目される。スコットランド全五九議席のうち五六議席を制したことになるからである。これについては、同党のスタージョン (Nicola Sturgeon) 党首の個人的人気 (党首効果) によるものであることは否定できないが、やはり「一位のみ勝者となる」相対多数代表制、いわゆる単純小選挙区制効果の産物と見るべきであろう。

また、この現象は、近年における潜在的政権政党としての同党の成長、即ち「責任野党」化 (後述) の結果であると同時に、スコットランド労働党が衰退した証拠でもあると言えよう。

他方でサッチャー (Margaret Thatcher) 時代以後の保守党は、ほぼ全ての党下院議員をイングランドの選挙区から出している。表面上今も昔も保守党は、かつてのように現状維持、即ち「連合王国の統一」を標榜する British Conservative Party である。しかしながら、一九九七年総選挙でスコットランド選出保守党議員が一人もいなくなったことを想起すると、最早同党は English National Party と位置づけたほうがよい。

以上のように、二〇一五年イギリス総選挙で「一人勝ち」した二強、即ち保守党とSNPは、本質的にはイングランド、スコットランド、それぞれの地域利益を重視する（尊重しなければならない）政治アクターだったことが分かるのである。

・保守党の全面的勝利というより、自民党と労働党の一人負け

SNPとは対照的な結果に終わったのが自民党であった。失敗に終わったが、自党に少しでも有利な選挙制度（妥協の結果、選択投票制¹¹いわゆるAVシステム）の導入——小選挙区制廃止——を目指して保守党との連立に加わってから五年間、当初人気のあったクレグ自民党は、例えば「大学授業料値上げ反対」などに象徴される党独自の公約をいくつか撤回せざるを得なかった⁶。その結果、党支持者と有権者を裏切ったような印象を与えてしまった同党の総選挙敗北は、予想どおりというか、既に十分予測できるものだったのである。

そして最後になったが、党首選挙で兄弟対決を制した弟のエド・ミリバンド（Ed Miliband）党首（当時）は、これまでのニューレーバー（New Labour）に代わる新しい党路線としてワンネーション・レーバー（One Nation Labour）⁷を標榜してきた。そして党内団結と政権奪回、さらには前回総選挙で一九八三年総選挙に次ぐ戦後二番目に低い得票率（二九・〇％）となった同党への信用を回復させようと努めてきた。それにもかかわらず、ミリバンド労働党は「二大政党支持拮抗」状態を上手く活用できず、一人負けしてしまったことになる。

以上の特質から概観してみると、確かに二〇一五年イギリス総選挙は、イギリスの意味での異常事態・ハンゲバラメントの再現を阻止すると同時に、安定した保守党単独政権をもたらした。とはいえ、前述したように古典的二党制への回帰あるいはその復活を示すものでは決してなかった。また、連合王国という従来の国民「国家」以上に、そ

れを構成する一要素にすぎない国内「地域」の重要性が高まったことを、明確に知らしめる意義があったということもできるであろう。

(2) 「ヴェイレンス・モデル」から見た二大政党の明暗

① ヴェイレンス・モデルとは

周知のように最近のイギリス政治学では、ヴェイレンス・モデル (valence model) に基づく投票行動分析が一般的となっている。近年のイギリス総選挙における有権者の投票選好を決定づける要素として政治学者ドライヴァー (Stephen Driver) は、以下の三つを指摘している。即ち、イギリスの首相として相応しい能力や適格性をもっているのはどの党首か、有権者最大の関心事をきちんと処理してくれるような政党はどれか、そして経済運営能力 (経済実績) のある政党はどれか、という三要素がそれである (傍線引用者)。⁽⁸⁾

このように、指導力のある「党首」や「有権者最大の関心事 (例えば、より良い公共サービス)」、あるいは「経済」的繁栄やその運営能力など、具体的な達成手段はともかくその達成目標や価値について有権者から広く合意が得やすい争点は、ヴェイレンス・イシューズ (valence issues) と呼ばれる。⁽⁹⁾そして、ヴェイレンス・イシューズに関する政党側の処理能力や実績などを根拠に、ベターないしベストだと認識した政党 (候補者) を選択し投票する有権者が増加しているとされるのである。

一九六〇年代以降、イギリスでも従来のな「階級」に基礎づけられた階級投票や政党一体感 (class ⇨ party alignment) の減少、即ち de-alignment が指摘されて久しいが、こうした流れは前述した二大政党離れや多党制化にも関係があると見てよいだろう。イギリスでこのような有権者が増大した背景として、教育の大衆化やマス・メディアの発達な

どに伴う社会の平準化と個人主義化、有権者の消費者的行動の一般化、脱・物質主義 (post-materialism) の拡大に象徴される価値観の多様化などを指摘することができると思われる。

以上のように今日のイギリスは、伝統的な「階級」意識に代表される、有権者個人の「社会的属性」のみで投票先や支持政党が選ばれる社会ではなくなった。むしろ、上述したヴェイレンス・イシューズとの関連で、消費者的な態度や審判的な態度で柔軟に投票先や支持政党を決めるようになってきたのである。現代有権者のこうした現実的变化を踏まえた視座・分析手法こそ、投票行動の「ヴェイレンス・モデル」と言えるであろう。では、ヴェイレンス・モデルに立脚して二〇一五年総選挙を見た場合、有権者は二大政党をどのように評価していたのであろうか。

② 主なヴェイレンス・イシューズに基づく二大政党支持分析

そこで、上記三大ヴェイレンス・イシューズとも言える——「党首」「有権者最大の関心事」「経済」——に照らし合わせて、代表的かつ有力な世論調査結果を分析しながら、当時のキャメロン保守党とミリバンド労働党の明暗を比較考察してみることしよう。

(a) 党首

先ず、ミリバンドが新党首に就任した二〇一〇年九月から二〇一一年一月までの約半年間にYouGov/Sunが行った、「首相として最適だと思う党首」に関する世論調査結果を見てみる。すると、キャメロンがミリバンドを一貫して一二〜一八ポイント程度上回っていた¹⁰⁾。したがって、キャメロンとは逆にミリバンドは、ブレア時代の保守党党首ヘイグ (William Hague) 同様、党首としての新鮮さや首相としての信頼度において「スタートダッシュ」に失敗していたことが分かる。

[表1] 「首相になる覚悟ができていると思うか」 (%)

		そう思う	そうは思わない	わからない
ブレア	1994年12月15—19日	59	28	14
ブレア	1997年4月8日	53	34	13
キャメロン	2008年7月18—20日	43	43	4
キャメロン	2010年5月12—13日	66	25	3
エド・ミリバンド	2011年5月20—24日	17	69	7
エド・ミリバンド	2015年2月10—12日	21	63	4

<<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/2401/Is-Ready-to-b...>>より

また、野党時代のブレア、キャメロンそしてミリバンドについて、「首相になる覚悟ができていると思うか」有権者に尋ねたある調査によると、以下のような結果（表1）が出ている。

相手党党首と比較したうえでの結果ではあるが、党首就任時から総選挙までの評価を見ると、政権奪回に成功したブレアとキャメロンは「未来の首相」候補者として評価されていた。これに対してミリバンドは、首相に相応しくないと一貫して評価されていたことになる。因みに、党首だけでなく、「党首とその閣僚・影の閣僚チーム」に対する評価・認識という観点からキャメロン保守党とミリバンド労働党を比較しても、ほぼ同様の結果が出ているのである^①。

では、キャメロンと比較されたミリバンドは、どういう部分にリーダーとしての欠陥あるいは問題があると認識されていたのであろうか。この点については必ずしも明らかではないが、二〇一五年総選挙直前に実施された Ipsos-MORI の「二大政党党首のイメージ」と「二大政党のイメージ」に関する調査結果を抜粋して比較すると、表2および表3のとおりとなる。

キャメロンとミリバンドを比較してみると、「エリートだが有能なリーダー」と認識されている首相キャメロンに対し、「やるべきことは分かっているが有能とは思われていない」ミリバンド党首という大まかな世間的イメージが浮かび上がる。また、「イ

〔表 2〕 二大政党党首のイメージ (上位 5 項目) 2015年 4 月

キャメロン		ミリバンド	
1 位	一般人とのコミュニケーション不足 (65%)	イギリスの課題を理解している (50%)	
2 位	リーダーとして有能 (57%)	未来に対するヴィジョンが明確 (45%)	
3 位	未来に対するヴィジョンが明確 (56%)	一般人とのコミュニケーション不足 (42%)	
4 位	危機の際に相応しい (51%)	賢明な判断ができる (35%)	
5 位	イギリスの課題を理解している (47%)	リーダーとして有能 (33%)	

<<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchaive/58/Conseravative-Leader...>>より
 <<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchaive/59/Labour-Leader...>>より

〔表 3〕 二大政党のイメージ (上位 5 項目) 2015年 4 月

保守党		労働党	
1 位	選挙に勝つためなら何でも公約する (63%)	選挙に勝つためなら何でも公約する (63%)	
2 位	統治に向いている (50%)	イギリスの課題を理解している (52%)	
3 位	イギリスの課題を理解している (45%)	分裂している (47%)	
4 位	よい党首とそのチームがある (44%)	自分のような者の面倒を見てくれる (43%)	
5 位	時代遅れの政党 (44%) ※同率 4 位	統治に向いている (40%)	

<<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchaive/81/Conseravative-Party-Image...>>より
 <<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchaive/82/Labour-Party-Image...>>より

ギリスの課題を理解している」という項目に基づき両者を比較すると、即断はできないが、この世論調査の回答者の多くは、イギリスの課題として「緊縮」より「格差是正」をやや重視していたと言える。

次に二大政党を比べてみると、共通点として有権者の二大政党不信を読み取ることができる。同時に、両党の伝統的なイメージも概ね従来どおりと言えそうである。注目されるのは、キャメロン保守党のほうが「時代遅れでもリーダーシップと人材に恵まれている」とされているのに対し、ミリバンド労働党は「弱者には優しいが分裂している」イメージを持たれているという点である。

したがって、イギリスの首相として相応しい能力や適格性をもっている「党首」という見地からすれば、総じてミリバンドはキャメロン以下の評価しか受けていなかったことになる。また、五年におよぶ連立与党としての実績が、それなりに評価されていたことも分かってくる。換言すれば、党首評価の側面に限定する限り、二〇一五年総選挙でミリバンド労働党が政権を

〔表 4〕 有権者の最重要争点認識とそれに対する二大政党評価：
「ベストの政策を有するのはどの政党か」

(%)

	保守党	労働党	UKIP
1 位：NHS	23	36	3
2 位：経済	41	23	3
2 位：移民問題	17	21	20
4 位：教育	23	31	2
5 位：失業問題	32	30	4

<<https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/26/Best-Party-On-...>>より

奪回できる可能性はほとんどなかったと言っても過言ではない。

(b) 有権者最大の関心事 (最重要争点)

かつて、例えばブレア時代における有権者最大の関心事・最重要争点は、NHS (国民医療サービス) などに象徴される公共サービスの改善であった。では、緊縮財政を余儀なくされた二〇一五年当時における有権者最大の関心事・最重要争点とは一体何だったのだろうか。

Ipsos-MORI の調査 (二〇一五年四月末) によると、その上位五項目は以下のとおりとなる。即ち、一位・NHS (四七%)、二位・経済 (三六%)、二位・移民問題 (三六%)、四位・教育 (二二%)、五位・失業問題 (一八%) である。また、それとは別のメディア・スタンダード・トラスト (Media Standards Trust) による調査 (二〇一五年四月中旬) では、一位・経済 (一、四一九人)、二位・NHS (五六三人)、三位・教育 (四九五五人)、四位・移民問題 (三八六六人)、五位・福祉政策 (三五三人) となっている。⁽¹²⁾ 調査機関によって順位は多少異なるが、NHS と経済が二大関心事であることは間違いなさそうである。次に、二〇一五年総選挙直前 (二〇一五年四月中旬) における上位五項目に関する有権者の二大政党評価・認識を、(Ipsos-MORI の調査結果の) 表 4 に基づき分析してみよう。

NHS の改善については、調査開始以来一貫して労働党が保守党をリードしており、今回も同様の結果となった。キャメロンは、サッチャー時代に定着した「冷酷な党」

(nasty party) という保守党のマイナスイメージを払拭するため、ポスト・サッチャー期のイギリス保守主義者としては珍しく、社会リベラル政策やNHSも重視する「現代的で、思いやりのある保守主義」(modern, compassionate Conservatism) を野党党首時代から標榜してきた。⁽¹³⁾ しかしながら上記の結果を見る限り——例えばサッチャー時代末期に比べれば多少マシになったとはいえ——保守党のイメージチェンジの努力は有権者に十分浸透していなかったことになる。その理由の一つとして、(連立) 政権成立以来政府債務(財政赤字) 削減のため、連立与党の主軸という立場から緊縮策をリードせざるを得なかったことも無関係ではないであろう。

他方で、経済運営に関しては、与党・保守党が野党・労働党をほぼ一貫して圧倒的にリードしている。もともと経済運営は与党のほぼ「占有物」とも言えるので、野党側としては与党側の失策や世界経済の動向次第といった「他力本願」的な側面もあることは否定できない。

ところが、ここに興味深い現象が見出せる。Ipsos-MORI によつて長年実施されてきた過去の調査結果を分析してみると、政府与党側に「経済運営能力がない」と認識されると、それに合わせて野党側の(未知数であるはずの) 経済運営能力に対する評価が高まるという現象である。それに加えて、二大政党のうち「経済」(運営能力) に関して評価の高い政党——例えば、サッチャー政権期の保守党やメージャー(John Major) 政権期初期の保守党、あるいはブレア政権期の労働党や連立政権期のキャメロン保守党——が次期総選挙で勝利を収めている。これに対し、メージャー政権後期の保守党やブラウン(Gordon Brown) 政権期の労働党のように、「経済」面での評価が相手党に逆転された政党は、次期総選挙に敗北し政権を手放しているのである。⁽¹⁴⁾

いずれにしても「経済」はヴェイレンス・イシューズの筆頭的存在でもあるので、この点については事項であらた

めて分析することにしたい。

残りの争点に関しては、二大政党の拮抗状態がほぼ続いていたと言ってよい。表4を見ると分かるように、移民問題に関して、移民排斥とイギリスのEU完全離脱を党是とするUKIPへの評価が保守党のそれを上回っている点が注目される。その意味で保守党勝因の一つが、「二〇一七年までにEU離脱について国民投票を行う」としたその公約にある可能性も存外否定できないかもしれない。

二〇一五年総選挙における有権者最大の関心事・最重要争点と、その認識に関する分析結果を踏まえると、結果的には事前予測のとおり二大政党どちらに軍配が上がっても不思議ではなかった。NHSでは労働党が、経済では保守党が、それぞれ有権者から「最善の政党」として評価されていたからである。しかし今回は、とりわけ「経済」に対する二大政党評価が両者の明暗を分けた可能性が高い。同時に、前述した「党首評価」を加えると、ミリバンド労働党の敗因もある程度理解することができるのである。

(c) 経済

イギリスにおける投票行動研究の泰斗バトラー (David Butler) およびストークス (Donald Stokes) は、投票行動における有権者の「政党Ⅱ争点」認識・評価とその効果をかなり強調しており、なかでも「経済」的繁栄に関する争点については、現代政治の「純然たるヴェイレンス・イシュー」と位置づけている¹⁵⁾。

そこで先ず、政府の経済運営に対する有権者の認識・評価を見てみよう。Ipsos-MORIの調査結果に基づき、本稿では便宜上、①「ブレア政権一期目発足から一年後（一九九八年四月下旬）」、②「ブレア政権二期目を決定づけた二〇〇一年総選挙直後（二〇〇一年五月中旬）」、③「保Ⅱ自連立政権発足直前の二〇一〇年四月中旬」、そして④「今

〔表 5〕 政府の経済運営について (％)

	よくやっている	よくやっていない	分らない
① 1998年 4 月24—26日（ブレア政権）	60	24	16
② 2001年 5 月10—12日（ブレア政権）	71	16	13
③ 2010年 4 月18—19日（ブラウン政権）	37	59	4
④ 2015年 3 月18—19日（保・自連立政権）	56	37	7

<<https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/2433/Government-...>>より

〔表 6〕 「長期的に見た場合、この（財務大臣による）経済政策はイギリスの経済状態を改善すると思うか」 (％)

	思う	思わない
① 1998年 3 月（ブレア政権／ブラウン財務相）	54	29
② 2001年 3 月（ブレア政権／ブラウン財務相）	48	36
③ 2009年11月（ブラウン政権／ダーリング財務相）	40	54
④ 2015年 3 月（保・自連立政権／オズボーン財務相）	53	39

<<https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/2375/Confidence-i-...>>より

回二〇一五年総選挙直前の三月中旬」の四つの時期に絞り込み、当時の政府与党の経済運営実績に対する評価を比較分析してみた。その結果は表5のとおりである。

断定はできないが、イギリスでは「政府の経済運営に関する有権者の認識・評価」と政権交代との間に、それなりの関連性を見出すことができる。この結果を見る限り、ミリバンド労働党の敗北ないし「一人負け」は、十分予測できたことになる。経済運営に関しては、有権者の多くが「少なくとも今（二〇一五年五月当時）は変化の時ではない」と認識していたことになるからである。

この結果を別の角度、即ち「政府の経済政策に対する信用」についての同世論調査結果から見ても、やはり同じ傾向を確認することができる（表6を参照）。したがって、現代民主主義諸国の政治を左右する最重要争点が「経済」であることは、最早疑いようのない事実となっているのである。

では、二〇一〇年から二〇一五年まで続いたキャメロン・クレグ連立政権下の経済パフォーマンスは、どのようなものだったのであろうか。二〇一五年イギリス総選挙での保守党の勝因は、富裕層や大企業優遇策

〔表 7〕 総選挙直前における有権者の景気実感 (2001—2015) (%)

		よくなったと思う	足踏み状態だと思う	悪くなったと思う
2001年総選挙直前	5月24—30日	20	47	24
2005年総選挙直前	4月21—25日	17	46	28
2010年総選挙直前	4月18—19日	41	30	26
2015年総選挙直前	4月26—29日	43	27	17

<<https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/43/Economic-Opti-...>>より

と批判されたり、緊縮財政が続いたりしたとはいえ、とりわけイングランドの有権者たちから五年前よりイギリスの経済状態が改善されたと認識ないし評価された結果である、と各種報道を通じて指摘されている。

例えば、政府の金融緩和策を背景に外国からの投資マネーがイギリスに流れ込み、資産価格が上昇した。その結果、金融危機から立ち直り、イギリス全体の実質国内総生産（GDP）は二〇一〇年以降五年連続プラス成長を記録したほか、法人税減税などによる経済活性化の成果として、G7諸国の中で最高となる二・八％の経済成長率まで記録したとされている。また、失業率も五年前の約八％から二〇一五年には六％程度にまで減少した¹⁶。

キャメロン首相はこのような「統計に基づく実績」を有権者にアピールしたが、有権者がこの実績を日常生活においてどの程度実感できていたかは別問題であろう。そこで最後に、この点に関する世論調査結果のトレンドを分析してみることにしよう。

表7は、有権者の景気実感、即ち「イギリスの全体的な経済状態は、一年前に比べてよくなったと思うか、足踏み状態か、それとも悪くなったと思うか」尋ねた Ipsos-MORI の調査結果である。

表7の結果から注目されるのは、前回いわゆるハングパーラメントと戦後初の連立政権を成立させた「二〇一〇年総選挙直前の調査結果」と、今回保守党単独政権をもたらした「二〇一五年総選挙結果直前の調査結果」である。これだけで即断するのは禁物であるが、仮

に前者を通じて二大政党の拮抗・ハングパーラメントがもたらされたのだとすれば、後者を見る限り、保守党単独政権が生じても不思議ではないと思われるからである。

いずれにしても、有権者の間で景気実感が全くなかったとは言えない。したがって、一九九七年総選挙で見られたような「地滑り」勝利は無理としても、連立に埋没して逆に信用を失った理想主義者の政党・自民党の代わりに、現実的統治政党としての実績をもつ保守党が二〇一五年総選挙で、² 単独過半数を獲得したのは、むしろ当然の結果であった。

③ まとめ——投票行動のヴェイレンス・モデルに見る二大政党の明暗

「有権者の認識Ⅱ重要争点Ⅱ政党」を関連づけたヴェイレンス・モデルを踏まえつつ、以上の分析結果を考察すると、多くの事前予測とは裏腹に二大政党の明暗は総選挙実施前からかなりハッキリしていたことが分かる。特に「党首」と「経済」面での有権者認識に従えば、両者の差は実質的には予想以上に大きく開いていたと言わざるを得ない。したがって、二〇一五年総選挙での保守党「一人勝ち」は、「今は政権交代の時期ではなく、現状維持（安定志向）」と、政府による経済運営のお手並み拝見の時期」だと、多くの——基本的にはイングランドの——有権者が判断した結果であったと考えられるのである。

それにもかかわらず、二大政党の拮抗とかハングパーラメントの再現などといった事前予測もそれなりに可能で、またそうした予測が信憑性を帯びて語られた背景には、一般に不人気な緊縮策をキャメロン保守党と連立政権が推進していた点、換言すれば一部有権者の間に「緊縮疲れ」が生じていた可能性があったことも大きいのではないだろうか。また、後述するように、エド・ミリバンド党首をその実態以上に高く評価しすぎたことも影響しているのかもしれない。

れない。

そこで、今度は「勝ちきれなかった」野党・労働党に焦点を当てて、その敗北の主な内的要因を探っていくことにしたい。

(3) 労働党の敗因とミリバンド党首の問題点

二〇一五年イギリス総選挙は、与党・保守党がその議席数と得票率の両方を増やして二期目に突入できた。クレアな総選挙でもあった。そうした意味でキャメロンの名は、(一九八二年のフォークランド紛争に勝利してサッチャーに政権二期目をもたらした)一九八三年総選挙¹⁷以来の快挙を成し遂げた首相あるいは保守党党首として記録されることになるであろう。さらに、一九八三年当時のサッチャー保守党と二〇一五年のキャメロン保守党との共通点として、どちらも「緊縮」を断行した結果、一部の有権者に不満が高まっていた可能性を指摘することができる。

これに対して野党のミリバンド労働党は、得票率こそ前回より伸びたものの、定数が前回と同じだったにもかかわらず獲得議席数を二六議席減らした。この結果を受けて当時のミリバンド党首は「イギリスには労働党政権が必要だと信じているが、有権者はそうは考えなかった¹⁸」と述べて、党首辞任を表明した。

ミリバンド労働党の敗因としては、どのような理由が考えられるのであろうか。総選挙実施からそれほど時間が経っていないため明らかかなことは言えないが、総選挙実施直後の各種報道を総合すると、ミリバンド労働党の敗因として以下の四点を挙げることができる。

・労働党の伝統的地盤だったスコットランド選挙区をSNPが制覇したこと

註(1)にもあるとおり、地盤のスコットランドをSNPに奪われたことが大きかった。イングランドと異なり、北

欧的小規模福祉国家がその理想とされることの多いスコットランドは、とりわけサッチャー政権時代のいわゆる人頭税導入騒動以降、スコットランド二大勢力、即ち社会民主主義系の労働党およびSNPの地盤となっていた。またブレア政権時代に一連の地方分権改革も進展し、自治政府まで登場したスコットランドでは、連合王国からの独立要求が従来以上に高まるようになっていた。

ところがこうした要求に労働党は少しも応えず、逆に保守党同様「連合王国を維持する党」としての性格を次第に強めていったとされている。こうした一連のプロセスを経て、スコットランド有権者の期待を担うこととなったもう一方の雄・SNPは、二〇一〇年頃になると従来の単なる「地域民族主義政党」から脱皮して、（スコットランド自治政府における）統治能力が有権者からも認められた「潜在的政権政党」に成長していたのである。¹⁹

さらに、二〇一四年のスコットランド独立をめぐる住民投票で独立が否決されたことも手伝って、二〇一五年総選挙ではSNPの大躍進、換言すれば労働党の連続敗北という結果をもたらしたと言っても過言ではない。自治政府成立以来、スコットランドの「真の」声に耳を傾けてこなかった長年の「ツケ」が、今回はミリバンド労働党に回ってきたのである。

・保守党側のネガティブキャンペーンに対して有効に対処できなかったこと

総選挙キャンペーン中、「保守党が敗北したら、労働党とSNPの連立政権が誕生する可能性が高い。そうなったら、国の借金がまた増えるし、SNPが労働党を動かすことになるので連合王国も政権も、今より不安定になるかもしれない」と保守党側は訴えた。平たく言えばネガティブキャンペーンである。この背景には、「保守党政権を倒すためなら、あらゆる手段を使って労働党に協力する」としていたSNP側の主張があった。そして、これを逆手に

取ったことが保守党の成功に結びついたと見るベイル (Tim Bale) のような識者も多い。⁽²⁰⁾

緊縮緩和や税制改革などに伴う格差是正を訴えて当初勢いのあった労働党側は、これによって完全に裏をかかれてしまった。地方分権拡大や医療・教育への歳出増を公約するSNPとの連携をミリバンドは全面否定した。しかし効果はなく、連合王国の分裂や増税の可能性を怖れるイングランド在住有権者の多くは結局「安定」を求め、土壇場で保守党支持を選択するようになったと考えられる。また、二大政党の拮抗、ハングパーラメントの可能性という事前予測報道が定着していたからこそ、このような——真実性に乏しい——主張が一定の信憑性を帯びて有権者の一部に伝わった可能性も否定できないであろう。

・イギリスにおける政権交代のセオリーが該当する段階ではなかったこと

既述の世論調査結果も踏まえると、その経済運営能力や経済成長実績が相対的に高く評価されていたキャメロン保守党とは逆に、ミリバンド労働党は財政再建能力や経済運営能力など政権担当能力全般が有権者から疑問視されていた可能性が高い。二〇一五年総選挙結果についてイギリスの政治学者トラバース (Tony Travers) は、二大政党政治の衰退が顕著という以上に二大政党のうちの敗者がより明確になったと見ている。さらに二党制下で有権者が政権交代を望む環境について、「責任野党 (今回は労働党) が有能である場合」と「与党を政権から追い出したい場合」の二つを挙げている。⁽²¹⁾ 今回、後者に該当したのは、既述のように保守党というよりは自民党のほうだったと考えられる。また、前者についてミリバンド労働党は条件を十分備えていなかった可能性もある。そうした点を踏まえると、有権者の多くが現時点では政権交代は時期尚早だと判断したことが、二〇一五年総選挙における労働党連続敗北の主な要因だったと言えそうである。

以上の指摘を踏まえると、労働党そのものは勿論、あるいはそれ以上にミリバンド党首側にも問題が少なくなかったということになる。また、イングランドとスコットランドの地域対立も極めて大きな意味をもっていたことも分かってくる。そこで上記三つの敗因に加えて、ミリバンド党首の問題点（敗因）にも若干触れてみることにしたい。

・ミリバンド党首の問題点

結論から言えば、ミリバンド党首が党内分裂回避を重視しすぎた結果、そうしたいわば「内向き路線」が消極的に見られてしまった可能性が高い。あるベテラン労働党政治家の言葉を借りると、労働党として批判されるべきは、（政府攻撃をするうえで）「分析結果」は提供しても、「解決方法」を提示していなかった点にこそあったのである。²²

そうなった最大の背景は、前述したように、二〇一〇年労働党党首選挙最終ラウンドでの「ミリバンド兄弟対決」、即ち「兄デーヴィッド（ブレア派）対弟エド（ブラウン派）」を、主要労組に支持されたエドが僅差で逆転勝ちした事実に求めなければならない。エドの勝利は、党内が分裂した結果に基づく党内左派ならびに主要労組側の勝利と見られる怖れが出てきたからである。ミリバンド党首下の労働党では、二〇一四年秋頃、そのリーダーシップが党内から疑問視されたこともあった。とはいえ、一九八三年総選挙大敗北後に経験した深刻な党内分裂——党内右派の脱党と、それに伴う社会民主党（当時）の登場↓後に旧・自由党と合同して現在の自民党結成に至る——は全く生じなかった（もともと、ミリバンド党首のおかげで党内団結が促進されたという証拠もないが）。しかし前述した世論調査結果によると、回答した有権者の半数近く（四七％）がエドの労働党を「分裂気味」と捉えていたことも明らかなのである（表3を参照）。因みに一九九〇年代の保守党もそうであったが、イギリスの総選挙で主要政党の党内分裂（とそのイメージ）が致命的なダメージになることはよく知られている。

周知のように、エドは党首就任から二年目の二〇一二年党大会演説で「ワンネーション・レーバー」(One Nation Labour)という新しい党路線を公表している。それはニューレーバーからの脱却や世代交代を訴えると同時に、次期総選挙での政権奪回プラン、そしてイギリス社会の復興策を示す内容であった。しかしそれは党内分裂を回避するため、「有権者」というより「党内」を明らかに優先して表明された『内向き路線』だったという点こそ、その本質として重要である。ワンネーション・レーバーに基づく政策提案が、労働党内の幅広いイデオロギー的スペクトラムを横断する性質のものだったからである。⁽²³⁾ また、前述のベイルによれば「安全地帯にいるくせに何かを変えてみよう」としたり、議論しようとしているのに分裂を避けたりした⁽²⁴⁾ ミリバンド党首は、明らかに連立政権の失策と言えなような事柄すら攻撃できなかったこともあったとされる。

こうしてミリバンド党首は、かつてのように深刻な党内分裂の危機があった訳でもないのに、そうなることを懸念しすぎた結果、スコットランド有権者対策より党内分裂回避を重視してしまったと考えられるのである。これがミリバンド党首最大の失敗だった。

他方でミリバンドはオポジション・リーダーとしての役割を五年間果たしてきたにもかかわらず、ベイルによると、労働党にとってミリバンドの存在は結果的に「足手まとい」だったことになる。ヴェイレンス・ポリティクス時代と呼ばれる今日、「党首が何をするか」という問題以上に「党首は誰か」という側面のほうが存外重要なかもしれない。⁽²⁵⁾

以上のように本章では、二〇一五年イギリス総選挙における労働党の敗因を中心に、「経済」や「党首」など様々なヴェイレンス・イシューズの見地から同総選挙結果の特質や意義を検討してきた。次章では、二〇一五年イギリス

総選挙結果を踏まえ、イギリス二大政党の現状と課題を、新たな角度から分析していくことにしよう。

Ⅲ．二〇一五年イギリス総選挙結果に見る二大政党の課題

（１）イギリスの二大政党は社会の変化に適応できなくなったのか

① 社会の変化に伴う政党機能の変容

キャメロン政権成立後のイギリスでは、重要争点をめぐってレファレンダム、即ち国民投票や住民投票が従来以上に実施されるようになった。これは注目に値する変化・現象と言つてよい。前者の代表として「選択投票制導入」小選挙区制廃止の是非を問う国民投票（二〇一一年）、後者の代表としては「スコットランド独立の是非を問う住民投票」（二〇一四年）がある。そして単独与党となったキャメロン保守党の公約どおり、二〇一六年六月二三日には「イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票」が実施される（二〇一六年三月現在）。

フランスなどとは異なり、議会主義の母国とも言えるイギリスではレファレンダム実施が相対的に少ない。歴史的に「議会主権」の伝統が根強かったからである。それは、宗派や階級など「コレクティブな存在」「団体」同士の対立に基礎づけられた二大政党中心型の政党システムと、代表制民主主義が定着しやすいということを意味するものでもあった。

ところが、レファレンダム実施の増加は、大袈裟な言い方が許されるなら、代表制民主主義や政党政治の存在理由に何らかの疑問を投げかけた出来事と言える。こうした現象については、直接民主志向と捉えることも可能だが、他方では代表制民主主義や政党（政治家）への不信が増大したとされる今日、議会や政党、議員（政治家）の機能劣化

と言えないこともない。

レファレンダム増加傾向以外にも、例えば「熟議できない議会」「方向感覚を失った政党」「ポピュリズムに走る政治家（議員候補者）」といった表現に象徴される、代表制民主主義の形骸化・空洞化も、主要政党の機能劣化と言い換えることが可能であろう。

政党の機能をその存在理由から二つの側面に分けて考えてみると、政党は政治家（議員候補者）にとつても有権者にとつても、「本人」の「代理人」としての機能を果たし得る限り、便利で役立つ存在となる。一九九〇年代以降定着したとされる「本人―代理人」という視座で政党の存在理由を捉えてみると、いわゆる当選（再選）モチベーションや官職追求志向の高い政治家あるいは議員候補者側からすれば、政党が必要不可欠であることは言うまでもない。

一方、ここで問題となるのは有権者（国民）の側から見た政党の存在理由である。有権者にとりわけ関係が深いと思われるのは、政党のもつ政策形成機能、即ち利益表出機能と利益集約機能であろう。完璧とは言えないまでも、政党にはそれぞれ代表する意見・利益や方向性の違いを分かりやすく示したり、選挙その他を通じて民意や社会を代表したりする役割がある。そこに、有権者（本人）から見た政党（代理人）の存在理由がある。⁽²⁶⁾

ところが第二次世界大戦後、とりわけ冷戦終結後の先進民主主義諸国では、経済のグローバル化や社会の複雑化・断片化が進行しているとされることが多い。またイギリスのようなEU加盟国では、これらに加えて様々な意味での——移民社会への移行も含む——ヨーロッパ化まで定着している。イギリス二大政党（政党システム）の問題点は、社会のこうした変化にも原因があると見なければならぬ。

歴史的に見た場合、一八世紀以降イギリス二大政党が代表していたのは、主として宗派や階級といった単純で分か

りやすい団体であり、そうした意味で従来のイギリス二大政党政治は、既述のように「相対立する団体同士が競合する政治」という側面を併せもっていた。

しかしながら既述のように、社会の平準化が進みライフスタイルや価値観も多様化した今日では、流動的な個人を主体とする「個人」化の時代に入ったと言えよう。二一世紀のイギリスが相対的に「個人」主体型社会に突入したとされているにもかかわらず、イギリス二大政党は相変わらず一九世紀末～二〇世紀型の団体政治を引きずったままである。二大政党が大企業や大労組といった特定の「団体や業界」の特殊利益を優先して国政に反映させているように見える（政党の「特殊利益集団化・圧力団体化」）のに対し、イングリランドとスコットランドに代表される「地域」の利益や個人一人ひとりの利益は代表されにくく、国政に反映されたという実感をもちにくい時代になってきたのではないだろうか。

そうになると、政党の存在理由は何なのか、個人から見て政党はどのような機能を果たしているのか分かりにくくなる。二大政党離れや第三極支持増大が生じる要因は、このような「社会の変化」に「二大政党」がついて行けなくなったことから生じていると思われる。要するに、従来型の「二大政党」経由では、複雑な民意が代表され得なくなったということなのである。

政党機能の劣化については、上述した「社会」の変化に加え、「政党」それ自体の変質に注目していくことも忘れてはならない。例えば、カウンターデモクラシー論で知られるフランスの政治学者ロザンヴァロン（Pierre Rosanvallon）は、一九九〇年代以降政党が変質し社会を代表できなくなった要因として、「社会の多様化・複雑化・個人化」に伴う政党側の代表機能低下の他に、政党が「社会を代表する機関から統治する機関に変質してしまったこと」を挙げて

いる。そして後者の背景として議會の変質、即ち「熟議の場として機能していた議會が、今日では政府に賛成・反対を示すだけの場」になってしまったことも指摘した。

ロザンヴァロンによれば、政党は社会を代表していないという感覚を有権者がもつようになったのは、政党と社会の関係が逆転してしまったことによるものである。かつての政党は政府に対し社会を代表していたが、今では社会に対して与野党を問わず政党が政府を代表するようになってしまったからだと言うのである。換言すれば、与党は与党として政府を支持する理由を、野党は野党で政府を批判する理由を、それぞれ社会に向かって説明するだけの存在となってしまった。

それゆえ、「政府」への「信頼」を担当するだけとなった現在の代表制民主主義（政党）を活かすためには、新旧メディアやNGO／NPOなどに代表される、権力を監視し「政府」への「不信」を担当できるカウンターデモクラシーという「松葉杖」が必要不可欠だとロザンヴァロンは主張するのである。²⁷

以上の考察から、現在のイギリス二大政党は、「熟議でなくなった議會」を舞台として「特殊利益集団化・圧力団体化」したと同時に、「主として政府利益を代表する」政治アクターに変質したと評価することが可能である。別の表現をするなら、今日の政党は政治家（本人）の代理人としての役割しか発揮できなくなったということでもある。だとすれば、有権者の政党不信、政党離れが増大するのはむしろ当然だと言わざるを得ない。

② 「コレクティブな社会」から「ポスト・ビュロクラティックな社会」へ

イギリスの憲法学者ボグダナー（Vernon Bogdanor）は、二〇一〇年総選挙におけるハングパーラメント出現とそれに伴う連立政権の成立を踏まえ、このようなイギリス政治の変容を「コレクティブな社会」から「ポスト・ビュロ

〔表 8〕 戦後イギリス政治と21世紀イギリス政治の特徴

	第二次世界大戦後	21世紀
統治の目的	集団を運営すること	選択権を付与すること
代表の様式	政党政治（Party government）	民主政治（Popular government）
基盤となる原則	議会主権	国民主権
社会の基盤	階級	個人
社会の性質	固定的	流動的

Vernon Bogdanor, *The Coalition and the Constitution* (Oxford: Hart Publishing) 2011, p. 143の表より。

クラティックな社会」への変化と関連づけて捉え直している。つまりボグダナーによると、二一世紀のイギリス政治を「団体中心型」政党政治で捉えるのは最早時代遅れということになる。今日では、もっと流動的な「個人中心型」の政治に変質したことをしっかりと認識して、例えばキャメロンなどが主張する「ポスト・ビュロクラティックな時代」に相応しい政治が必要であると同時に、その課題を解決していくことも重要だと訴えた²⁸。

第二次世界大戦後のイギリスで展開された、団体中心型「コレクティブな社会の政治」と、二一世紀現在の個人中心型「ポスト・ビュロクラティック社会の政治」を比較するため、両者の特徴に係るキーワードをボグダナーは表8のようにまとめている。

ボグダナーによると、戦後のいわゆる「コレクティブな社会の政治」は、「階級」に基礎づけられた政党政治の特徴としており、政府の目的や存在理由も団体運営、即ち経済運営と福祉国家の維持にあるとされている。それゆえ、「コレクティヴィスト的」とか「ビュロクラティック」などと形容されるのである。

これに対し、二一世紀今日の「ポスト・ビュロクラティックな社会の政治」は、「個人」を中心とする文字どおり「インディヴィジュアリスティックな」ものでなければならぬ。したがって、現在における政府の目的や存在理由とは、個人の選択の幅を広げたり、個人の多様な願望をなるべく多く充たしたりするよう努力することに他ならない²⁹。歴史的に見た場合、現在のイギリス二大政党は、ある面で議会主義や階級対立の産物である。だとすれば、

流動的な個人主体の時代になればなるほど、二大政党が本来もっている——もっているべき——「社会」代表機能、とりわけその利益表出機能ならびに利益集約機能が従来以上に低下していくのは必至だと考えられる。

以上のようにボグダナーの見解を踏まえると、一九七〇年代以降の自民党（かつての自由党）や今日のSNPを抬頭させ、他方で二大政党支持を低下させた背景には、前述した社会の変化とそれに伴うイギリス型政治システム（代表制民主主義）への不満、「選択の幅をもっと広げたい」という多様な有権者の願望が存在していたことが分かる。そして、このような社会の変化や人びとの不満、願望を反映せず、むしろこれらを屈折させる存在となっているのが、イギリスの相対的多数代表制、即ち単純小選挙区制³⁰とされるのである。

ところが話はそれほど単純ではない。二〇一五年総選挙において二大政党の一翼である労働党を「陥没」させ、国政レベルの第三勢力として（獲得議席の面で）新たに抬頭してきたのは、かつて単なる民族主義的地域政党にすぎなかった他ならぬSNPだったからである。また、今回SNPが労働党以上の存在感を示すことができたことについても、現行の小選挙区制が何らかの形で貢献していたことは否定できない。

そうだとすると、現在機能劣化している可能性があるのは、「イギリスの二大政党」ではないのかもしれない。グローバルゼーションによる格差拡大やヨーロッパ統合の深化による移民増大、そして何よりそれらに並行して抬頭してきた国内地域民族主義など、今日的諸問題に対応できなくなった——従来の階級という「団体」を基盤としていたため適応する気がない？——（戦後イギリス二大政党を構成してきた）「保守党」と「労働党」が、そしてとりわけ

二〇一六年の現時点では労働党のほうが、相対的に機能劣化しているとも考えられる。

そうした意味では、イギリスの二大政党がその役割を終えたというより、二大政党という「器」の「中身」に、つ

まり従来の保守党と労働党だけで構成されている現状にこそ問題があると言えるのではないだろうか。ジャーナリストの大林尚によると、イギリス有権者のほぼ三分の二は現在でも連立政権ではなく単独政権を望んでいるとされる。具体的には、「小さな政府・成長重視型政党」対「大きな政府・分配重視型政党」という二大軸どちらかに基礎づけられた政府を選択したいという意識が実は今でも根強いと指摘する。³¹

したがって、二一世紀に相応しいイギリスの国政としては、「従来の二大軸」プラス「今日的な国内地域自律性・多様性」をも考慮した政党システムないし代表制民主主義形態を模索していくべきだと言えるのかもしれない。

以上を大雑把にまとめると、選挙における「選択の幅」はもつと広げて欲しいけれども、他方で政府づくりににおいては、今までどおり「二大軸」のどちらか一方が基本になるべきと考える有権者が以前より増えてきたのではないかと推察される。別の見方をすれば、国民の多くは前者に不満はあっても、後者についてはそれほど大きな不満はもっていないということでもある。そしてこのことを再確認したのが、二〇一一年国民投票結果（小選挙区制存続）であり、また今回二〇一五年総選挙結果におけるキャメロン保守党の「一人勝ち」だったのである。

いずれにせよ、十分な対策を取らず国政レベルで現行の単純小選挙区制を維持している限り、保守党も労働党もこうした変化に適応できず、政党として最低限必要な機能、とりわけ「社会」の側から「政府」に向けて代表していく機能を存分に発揮できなくなる可能性が高い。終戦直後や一九五〇年代ならともかく、今日の保守党と労働党はなぜこのようになってしまったのか。次節では、この問題について別の角度から検討していく。

（2）保守党と労働党にはどのような共通の問題点があるのか

イギリスの政治学者ブランデンバーク（Heinz Brandenburg）とジョンズ（Robert Johns）は、二〇一四年一二月に発

表した論文で、二大政党が議席獲得を最優先するようになればなるほど、一部有権者の満足度は低下していくことを実証した。議席獲得競争にのめり込む二大政党は、どうしても中間的立場の有権者を考慮したアピールを行わざるを得ない。そうなると、両党のイデオロギー的一元化（収斂）や政策面での類似化が必然的に生じることになる。その結果、イギリス型政党システムが有権者のイデオロギー的多様化を反映しにくくなってしまうからである。³² 因みに、彼らの言う「議席獲得を最優先する政党」は、キルヒハイマー（Otto Kirchheimer）が唱えた「包括政党」（catchall party）と読み替えることも可能であろう。

また、このような状態になると、二大政党（イギリスでは保守党と労働党）のどちらか一方の政党と全く意見が合わないことを自覚している有権者（世論調査の回答者）ほど、代表制民主主義に対する満足度も低くなりがちであると、ブランデンバークらは主張している。³³

注目されるのは、戦後イギリスでコンセンサス・ポリティクスの実現を可能ならしめた「二大政党による政権交代と統治の方向性」、換言すれば「中道化し穏健化した両党（左傾化した保守党対右傾化した労働党）」という構図が、現在では代表制民主主義に対する満足度を逆に低下させ、皮肉にも二大政党への不信を高めている可能性を指摘した点である。

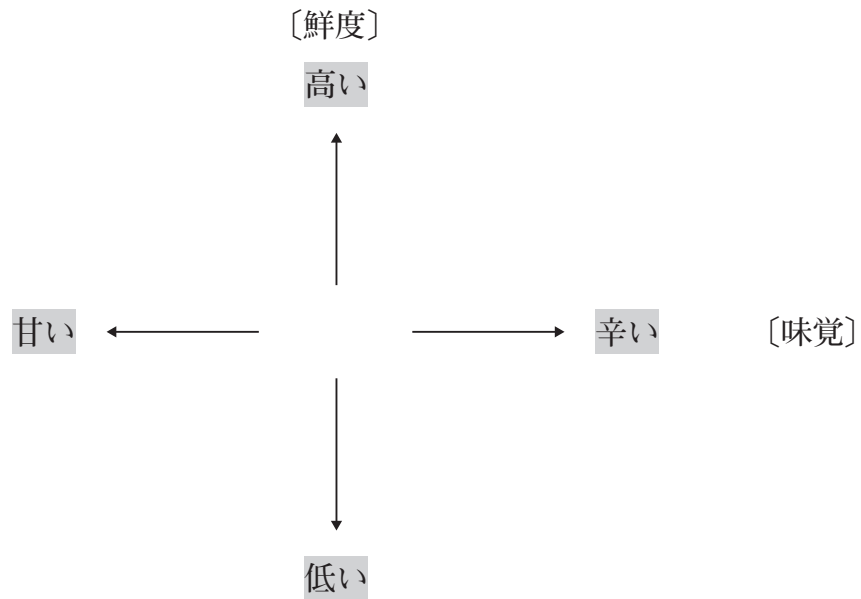
紙幅の関係で彼らの調査研究の詳細については省略するが、こうした見解は本稿のメインテーマを考えるうえで大いに参考となる。国民的利益を実現するため共通の政見やイデオロギーの下に結集し、選挙を通じて政権獲得・維持を目指すべく自発的に結成された政治集団こそ、イギリス二大政党である。上記の目標達成のため、両党が内面から穏健化していけば中間層から支持されて、結果として政権獲得の機会は確かに増えるかもしれない。

しかしながらそれは——与野党問わず——「政府」を代表する機会が増大することでしかなく、複雑かつ多様化した「社会」の声は両党ともますます代表できなくなっていくことを意味する。その結果、二大政党のとりわけ「社会代表」機能の劣化に伴い、政治不信そして代表制民主主義への不満などが高まったとも考えられるからである。

ブランデンバークとジョンズによる研究は、前述したボグダナーの指摘や見解をある程度裏づけるものと言えるかもしれない。繰り返しになるがブランデンバークらの見解によると、政党の「社会代表」機能の低下は、「国民にとって選択の幅が狭くなること」に加え、「自分と、自分の立場に最も近い政見をもつ政党との距離感ないし隔たりが広がること」とも関係が深い。そしてその大きな要因が、既述のように「二大政党のイデオロギー面での一致度が上昇する傾向（収斂）」と、それに伴う党としての独自性の欠如³⁴ということになる。その必然的帰結が、代表制民主主義に対する信用の低下となって表れることは言うまでもない。

要するに、一九五〇年代と比較して二二世紀今日の「有権者」（社会）がイデオロギー的に「多様化」ないし「多元化」——個人主体で流動化——しているにもかかわらず、本来それらを代表する存在だった保守党と労働党がイデオロギーや政策面で相対的に「一元化」〔註（2）を参照〕しつつあることこそ問題ということになる。仮にパルチザンシップの強さが政党への満足度の高さと比例するならば、いわゆる現代型無党派層が増加したとされる今日、従来の階級など「団体」に基礎づけられた二大政党や、それを軸として展開する政党システムに対する満足度ならびに信用が低下するのはむしろ当然とも言えるのである。

ところで、イデオロギーや政策面で保守党と労働党の違いが「薄く」なり、両者が「結合」ないし（文字どおり）一元化していった場合、総選挙の際に有権者はどのような選択基準で投票先（支持政党や候補者）を選ぶようになるの



であろうか。

この点についてブランデンバーグらは、一九二九年当時ホテリング (Harold Hotelling) によって示され、その後ダウンス (Anthony Downs) の空間モデルにも継承された一元的経済競争モデルなどを応用かつ一般化して説明している。⁽³⁵⁾

上の単純な図を用いて説明すると、横軸の「味覚」はある商品の味覚に対する好み・選好であり、例えるなら労働党と保守党のイデオロギーや立場、政策の違い (左・右) を表す。縦軸の「鮮度」は、その商品の味がどうであれ、どちらを選ぶかはほとんど自明の、言い換えれば消費者として合意しやすく画一的になりやすい選択基準——同じ値段であれば、普通なら鮮度の高い商品を選択する筈——となる。例えるなら、本稿のⅡで触れたヴェイレンス・イシューズ (経済的繁栄や有能なリーダーなど) がこれに該当する。

ある商品の値段が一律である場合、前者の選択基準「味覚」は多種多様になる可能性が高いのに対し、断言はできないものの、後者の選択基準「鮮度」に基づくなら、鮮度の「高い」商品に選好や支持が集出し、選択の余地はほとんどないと推察できる。

図

これを本稿のテーマに当てはめると、消費者の中央平均値Ⅱ中間的立場を占める多数の有権者の支持・票を求めて競合し包括政党化した今日のイギリス保守党と労働党は、横軸「味覚」Ⅱ左右のイデオロギー面では従来ほど明確な違いのある商品売り出すことができない状況にあると言うことができる。値段が同じと仮定すれば、「甘い」と「辛い」——左右のイデオロギー的相違——の違いが曖昧な商品を買わされるようになった消費者Ⅱ有権者からすれば、両党を選択する基準としては、縦軸の「鮮度」（ヴェイレンス・イシューズ）に対する両党のパフォーマンスや期待しか残らなくなってしまう。そうだとすれば、二大政党そして代表制民主主義に対する全体的な満足度も必然的に低下する可能性が生じてくる。

以上のように「（現代）社会」側と「（二大）政党」側、両面から検討してみると、社会の変化と二大政党の変化は、この数十年間で全く正反対の方向に動いていたことが分かるのである。

「イギリスの二大政党」というよりイギリスの「保守党」と「労働党」は、少なくとも社会の変化に適応しようと努力してきたのかもしれないが、近年の二大政党支持率の低下や総選挙結果等を見る限り、その努力は有権者に十分伝わっていない。ただ、ニューレーバーへと脱皮した一九九〇年代後半以降の労働党や、ハングパーラメントという状況下で二〇一〇年に自民党と戦後初の連立まで組めるようになった保守党は、いずれも政権獲得・維持を目指して変化に適応してきたように見える。そしてその結果、両党とも包括政党的性格をますます強め、統治政党としての信頼感や安心感は保つことができた。換言すれば、「政府」の声や利益を代表する資格は十分備えるようになった。

しかしながら同時に、上の図で言えば両党とも「味覚」が似た商品・政策作りと販売しかできない状況を生み出すことにもなった。多様化した今日の有権者のニーズからすれば、そのような両党の姿勢は、自ら（両党）をますます

距離の遠い存在に位置づける結果となってしまった。ブランドンバーグの表現に従えば「このような政党システムの
下で選挙という競争を行うと、左右の中間に収斂していく二大政党しか選択の余地はなくなる」⁽³⁶⁾からである。その結
果、今日のイギリスにおいては、前述のウェイレンス・イシューズに対する有権者一般の認識と、それに基づく投票
行動——ウェイレンス・ポリティクス——の重要性がますます高まっていったとも考えられる。

したがって、イギリスの二大政党を構成する保守党と労働党は、社会の変化に適応できなくなったというより、社
会の変化に——有権者および社会の側から見れば本来の意味で——『正しく』適応できなくなっていると言うこと
ができるかもしれない。その意味で、保守党であれ労働党であれ、あるいは何党であれ、イギリスの二大政党を構成
し中間層を求めて政権獲得を目指している限り、特にその「社会代表」機能が劣化していく怖れは十分ある。そのこ
とを二大政党側もきちんと認識したうえで、できるだけ多くの有権者から信用されるよう、何らかの改善策を模索し
ていく努力を継続しなければならないのである。

(3) 二〇一五年イギリス総選挙結果に見る二大政党共通の課題

最後に、二〇一五年イギリス総選挙結果の特質と意義を踏まえ、二大政党共通の課題について述べてみたい。

周知のように二〇一五年イギリス総選挙結果は、保守党とSNPという国内地域色の濃い政党同士が対抗する院内
状況をもたらした。既に触れたように、保守党は従来以上にイングランドの地域利益を、SNPは文字どおりスコッ
トランドの地域利益を、それぞれ代表する政治アクターとなっているからである。現在のイギリスが、階級や連合王
国以上に国内地域の自主性やアイデンティティを尊重しなければならなかった背景には、グローバリゼーションや
ヨーロッパ統合の深化があると言えよう。⁽³⁷⁾ いずれにせよイギリスの政党システムは、かつての「階級対立」よりも

「〔国内〕地域対立」を重視して展開される状況に変容しつつあることが分かる。

こうした保守党とSNPとの「二強」対決の構図が、本質的には「イングランド対スコットランド」という地域対立の様相を呈するようになった。この現状に関してBBC経済部記者のペストン（Robert Peston）は、「イングランドとスコットランドがまさに正反対の経済政策を支持して投票した事実こそ、何にもまして特記すべき点」としている。イングランドの立場を代表する保守党が均衡予算回復を狙って支出や福祉をカットする政策を志向したのに対し、逆にSNPはこれ以上支出と福祉をカットさせない政策に関与していたからである。^{③⑧}

これを見ると、二〇一五年イギリス総選挙で明らかとなった地域対立は、見方を変えれば従来どおり「小さな政府対大きな政府」の構図であったことが分かる。ただ従来と異なるのは、ウェストミンスターで大きな政府支持を代弁する役割を、（連合王国の維持に固執する）労働党や自民党だけでなく、（かつては地域民族主義政党だった）SNPも明確に担うようになった点である。

両者の違いが意味すること、あるいは今後の保守党や労働党の課題について、ペストンは次のように述べている。少々長くなるが、極めて重要だと思われるので以下のとおり引用する。

「連合王国をそっくりそのまま維持したいのであれば、今まで以上の緊縮を支持するイングランド有権者と、緊縮をやめさせたがつているスコットランド有権者を——それもできるだけ早く——和解させる手段を何とかして見つけるべきだ。さらに両者を和解させる方法については、水増し請求されたスコットランド向け公共サービス事業の助成金を払っているのは我々だ、と感じている多くのイングランド市民の声を、無理矢理強める方法では駄目である。経

済面の意思決定をさらにエンジンバラへ移すことに關しても、与党保守党を分裂させるような方法を採用てはならない⁽³⁹⁾」。

連合王国維持の是非についてはともかく、ペストンの提言から分かることは、これからのイギリス二大政党には、ポスト地方分権改革（二〇〇〇年代以降）の時代に合致した「国内地域主導型」党運営や政策形成を今まで以上に優先しつつ、空洞化しない程度に党内規律やガバナンスを維持していくという、ある意味非常に難しい舵取りが求められるのではないかという点である。

一概には言えないが、例えばアメリカ二大政党のように、比較的緩やかな党内規律や地域・個人の自主性、そして代表性などを尊重した党内ガバナンスも、イギリス政治や二大政党の現状からすればある程度参考になるのではないかと思われる。また、そのようにしていかなければ、保守党と労働党の機能劣化、ひいては代表制民主主義の危機や政治不信もますます深刻なものになっていく可能性は否定できないであろう。

そうしてみると、保守党と労働党共通の課題、あるいは採るべき道も明らかになってくる。二〇一五年イギリス総選挙の結果を受けて、保守党も労働党も岐路に立たされるようになった。即ち、「連合王国の維持を重視しつつ、スコットランドに象徴される各地域・地方の声にも真摯に耳を傾ける」『ブリティッシュ・ユネス』に党としてのアイデンティティを置くのか、それとも「UKIPやSNPに対抗して、ほぼ唯一の主要選挙地盤となつてしまったイングランドの自主性をさらに重視する」『イングリッシュ・ユネス』に置くのか、という二つの選択肢がそれである。

前述のペストンも指摘しているように、単独与党となつた保守党は党内分裂を回避する必要性に迫られる。また、再び野党となつた労働党の課題は保守党以上に深刻であると言わざるを得ない。党内分裂を回避しつつ、SNPに奪

われたスコットランド選挙地盤をどのように取り戻すのか、そしてスコットランド労働党をどのように再建していくのかという点が、新党首には問われることになる。

ブリティッシュネス³⁹とイングリッシュネス⁴⁰、どちらに軸足を置きすぎても、両党からすれば深刻なジレンマと問題が伴うと言わざるを得ない。やはりこれまでの考察を踏まえると、「極端に」イングリッシュネスを強調していく路線は両党とも控えるべきであろう。スコットランドやウェールズに対抗してイングランドの利益のみを重視することになり、かえって連合王国そのものを崩壊させることに繋がりがねないからである。むしろスコットランドやイングランドなどの「地域性」を今まで以上に最大限尊重しながら、連合王国全体との調和も考慮する「寛容さ」をもっと示すべきであろう。

経済のグローバル化に基づく「新たな格差」の固定化とそれに伴う市民の分断化、前述したような地域アイデンティティや自律性の増大、あるいはヨーロッパ統合に伴う東ヨーロッパ系移民の増加（新たな移民社会化）などを通じて、イギリスも新たな多元的社会へと変貌している。そうした意味で、ポスト二〇一五年のイギリス保守党と労働党には、社会の変化や地域性をより反映した「党内多元性」と「寛容の政治」が共通して求められているのである。

IV. おわりに

本稿執筆時（二〇一五年二月）は、二〇一五年イギリス総選挙実施から半年程度しか経っていない。そこで本稿は、本格的な分析ではなく、主にヴェイレンス・ポリティクスや労働党の敗因という見地から同選挙の中間分析を試みた。それを踏まえて、イギリス二大政党は機能劣化しているのかという問題意識に基づき、政治不信時代における保守党

と労働党の緊急の課題についても考察した。

先ず二〇一五年イギリス総選挙結果の意義は、「二大政党の一方を軸とする政権形態を志向しつつも、総選挙結果の文脈では多党化が促進される」近年の傾向が再確認できた点に求めることができる。また、ヴェイレンス・ポリティクスの見地から言えば、事前予測報道とは逆に、野党・労働党連続敗北の可能性をある程度予測することもできた。労働党の敗北（一人負け）に関しては、保守党側のパフォーマンスやキャンペーン効果以外では、やはりミリバンド党首の存在と、その「内向き路線」に一つの原因があったことは否定できない。

次に二〇一五年イギリス総選挙結果から見たイギリス二大政党の課題、あるいはむしろその伝統的構成要素である保守党や労働党の目下の課題は、「固定的な団体中心型から流動的な個人中心型に変化した社会をより幅広く代表できるよう、その機能を充実させること」にある。したがって両党とも、二〇一五年総選挙結果を教訓として活かしたいのであれば、党のあり方として、国内「地域」の多様性や自律性を今まで以上に柔軟に尊重していくべきであろう。以上の考察から、一部の特殊利益、とりわけ「政府」利益の圧力団体と化した保守党および労働党は、機能劣化しつつあると言わざるを得ない。有権者の間には、安定した単独政権志向が認められる一方、多様性や国内「地域」アイデンティティの要求も高まっているのが現状である。だとすれば保守党も労働党も、それぞれの「中身」（党内ガバナンスや意思決定の仕組み）をもっと「緩やか」で「多元的」なものに変えていく努力を続けていくべきではないだろうか。

二〇一五年イギリス総選挙は、国内地域性の重要性と、保守党ならびに労働党の長所や限界を再認識させるものであったことは間違いない。それゆえ現状のままだと、同総選挙結果が「British politicsの終わりの始まり」⁽⁴¹⁾として

位置づけられてしまう可能性すら否定できないと思われるのである。

（１）各種報道などに基づく二〇一五年イギリス総選挙結果は以下のとおり。

・定数	六五〇議席	（前回と同じ）	・投票率	六六・一％	（前回 六五・一％）
・主要政党別獲得議席数および得票率	※（ ）内の数字は、前回二〇一〇年総選挙結果				
保守党	三三一議席	三六・九％	（三〇六議席	三六・一％）	
労働党	二三二議席	三〇・四％	（二五八議席	二九・〇％）	
S N P	五六議席	四・七％	（ 六議席	一・六％）	
自民党	八議席	七・九％	（ 五七議席	一三・〇％）	
その他	二三議席	二・一％			

〔U K I P：一議席 九・五％ 緑の党：一議席 二・八％ などを含む〕

（２）イギリスの政治学者クイン（Thomas Quinn）は、一九五〇年総選挙から二〇一〇年総選挙にかけて公表された三大政党の全マニフェスト内容を比較分析して、イギリス主要政党のイデオロギー距離・政策的立場の相違とその推移について図式化した。

それによると、例えば古典的二党制の黄金時代とも言える一九五一年総選挙時における保守・労働両党の「政策上の開き」が約三七ポイント、労働党が著しく左傾化したとされる一九八三年総選挙時が六八ポイントだったのに対し、ハングパーラメントをもたらした二〇一〇年総選挙時は、約一八ポイントの開きしかなかったことが明らかとなっている。

Thomas Quinn, “From Two-Partism to Alternating Predominance : The Changing UK Party System, 1950-2010”, *Political Studies*, 61-2, 2013, p. 386の図2を参照。

（３）二〇一五年総選挙投票日直前に実施された、二大政党支持率に関する五大世論調査——ICM, ‘Communicate Research,’

Ipsos-MORI' Populus' YouGov——結果の概要は以下のとおり。

		保守党	労働党 (%)
二〇一五年四月二六日	ICM/Guardian	二五	二三
二〇一五年四月二八日	ComRes/ITV/Mail	二五	二三
二〇一五年四月二九日	Ipsos-MORI/Evening Standard	三五	二〇
二〇一五年五月三日	Populus/	三四	二四
二〇一五年五月四日	YouGov/Sun	二三	二三

< <http://ukpollingreport.co.uk/voting-intention-2> >

- (4) この当時の状況は、河合秀和『政党と階級』東京大学出版会、一九七七年において詳しく説明されている。
- (5) 『日本経済新聞』二〇一五年五月九日。
- (6) イギリスの国政選挙制度改革をめぐって二〇一一年に実施された国民投票、いわゆるAVレファレンダムの詳細と自民党の主張（改革賛成）が否決された要因については、拙著『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、二〇一四年の第四章を参照したい。

(7) ミリバンド党首（当時）が主張した党路線「ワンネーション・レーバー」の本質は、一九八〇年代前半労働党を弱体化する原因となった党内分裂の回避を目指す、党首主体による「党内団結」の訴えという点に求めることができる。

拙稿「ワンネーション・レーバーに関する考察」（『政経研究』第五一卷第二号、日本大学法学会、二〇一四年）を参照。

(8) Stephen Driver, *Understanding British Party Politics* (Cambridge: Polity Press) 2011, p. 30.

(9) Cf. David Butler and Donald Stokes, *Political Change in Britain: The Evolution of Electoral Choice*, second edition, (London: Macmillan) 1974, p. 292, pp. 370-371, p. 414.

(10) < <http://ukpollingreport.co.uk/leaders> >

(11) 「この国の課題を処理するうえでベストなリーダーとそのチームは、どの政党だと思いますか」という質問項目に対する

回答は以下のとおりである。

	保守党	労働党	自民党（%）
二〇一〇年二月一九―二二日	三四	一九	九
二〇一四年六月一四―一七日	三四	一三	二

〈<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/2403/Best-Team-of...>〉

(12) 〈<https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/3566/Economists...>〉

(13) 野党党首時代の二〇〇六年にボーンマスで行った演説のなかで、キャメロンは次のように述べている。「かつてトニー・ブレアは、教育、教育、教育と、同じ言葉を三回使ってその優先すべき政策を説明した。私の場合、それに該当する言葉はNHSである」。

Iain Dale, *The Dictionary of Conservative Quotations* (London: Biteback) 2013, p.52.

(14) 〈<https://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/26/Best-Party-On...>〉

(15) D. Butler and D. Stokes, *op. cit.*, p. 289, p. 370.

(16) 『朝日新聞』二〇一五年五月九日ほか。

なお、BBC経済部のペストンは、投資家も保守党勝利を望んでいたとして、その理由を以下のとおり三つ指摘している。労働党政権誕生によって生じる怖れのあった大幅な銀行改革への懸念、労働党と例えばSNPなどの連立交渉が長期化して安定政権の成立が遅れてしまうことに対する投資家特有の不安感、そして経済的現状維持を本能的に好む投資家特有の傾向、がそれである。

Robert Peston, “GE 2015 and the economy”, 8 May 2015.

〈<http://www.bbc.com/news/business-32652662>〉

(17) もっとも、一九八三年総選挙における保守党の得票率は前回より減少している。しかしながら与党・保守党の獲得議席数に関しては、前回一九七九年総選挙での三三九議席が一九八三年には三九七議席となった。もちろんこれは、いわゆる小選挙

区制に伴う「得票率と獲得議席数とのギャップ」が如実に表れた結果でもある。

- (18) 『朝日新聞』二〇一五年五月九日。
- (19) SNPの変容と二〇一四年スコットランド住民投票結果との関連をめぐる分析については、拙稿「二〇一四年スコットランド住民投票と政党政治」『政経研究』第五一卷第四号、日本大学法学会、二〇一五年）を参照されたい。
- (20) 『毎日新聞』『読売新聞』二〇一五年五月九日ほか。
- (21) 『日本経済新聞』二〇一五年五月九日。
- (22) Tim Bale (a), *Five Years Mission: The Labour Party under Ed Miliband* (Oxford: Oxford University Press) 2015, p. 270.
- (23) この点の具体的かつ詳細な分析については、前掲の拙稿「ワンネーション・レーバーに関する考察」を参照のこと。
- (24) *Ibid.*, p. 262, p. 264.
- (25) T. Bale (b), “If Opposition is an Art, Is Ed Miliband an Artist?: A Framework for Evaluating Leaders of the Opposition”, *Parliamentary Affairs*, 68-1, January 2015, p. 59, p. 62, p. 72.
- (26) 久米郁男、川出良枝、古城佳子、田中愛治、真淵勝『政治学』有斐閣、二〇〇三年、四八五―四九〇頁。
- (27) 『朝日新聞』二〇一五年四月一五日掲載、ロザンヴァロン氏へのインタビュー特集記事より。
- (28) Vernon Bogdanor, *The Coalition and the Constitution* (Oxford: Hart Publishing) 2011, pp. 123-144.
- (29) *Ibid.*, pp. 143-144.
- (30) *Ibid.*, pp. 138-139.
- (31) 『日本経済新聞』二〇一五年五月九日。
- (32) Heinz Brandenburg and Robert Johns, “The Deciding Representativeness of the British Party System, and Why It Matters”, *Political Studies*, 62-4, 2014, pp. 704-722.
- (33) *Ibid.*, p. 704.
- (34) *Ibid.*, pp. 704-705.

- (35) *Ibid.*, pp. 707-711.
 - (36) *Ibid.*, p. 711.
 - (37) 『毎日新聞』二〇一五年五月九日。
 - (38) Robert Peston, “GE 2015 and the economy”, 8 May 2015.
〈<http://www.bbc.com/news/business-32652662>〉
 - (39) Ditto.
 - (40) この点に関連して、二〇一一年に実施されたスコットランド保守党リーダー選挙（得票総数五、六七六票、投票率六三・四％）では、「これまでどおりイギリス保守党内に留まって党内改革を進めていく」と訴えたデヴィッドソン (Ruth Davidson) が、「新たな独自の中道右派スコットランド政党を目指す」と主張した対抗馬フレイザー (Murdo Fraser) に五六六票差で勝利を収めた。
- この結果を見る限り、少なくともイギリス（スコットランド）保守党においては、「過去との断絶と地域の自主性を重視する路線」（改革志向派）が「党中央＝ロンドンの意向に沿って斬新的な改革を継続する路線」（現状維持派）に敗北したと言える。
- Alan Convey, “The 2011 Scottish Conservative Party Leadership Election: Dilemmas for Statewide Parties in Regional Context”, *Parliamentary Affairs*, 67-2, 2014, p. 306.
- (41) Cf. John Curtice, “General Election 2015: Business as Usual or New Departure?”, *Political Insight*, September 2015, Political Studies Association, UK.

〔付記〕 本稿は、二〇一五年度日本政治学会研究大会報告論文（未定稿）に一部修正を加えた内容である。学会当日は、会員諸氏から貴重なコメントやアドバイスを戴いた。記して感謝の意を表したい。

戦後ヨーロッパ統合とイギリス労働党

——ヨーロッパ統合をめぐる政党政治——

三 澤 真 明

1. はじめに
2. 米・英・ソによる戦後秩序
3. 戦後国際秩序と政党内競合
4. シューマンプランをめぐる政党間競合
5. おわりに

1. はじめに

本稿は、戦後イギリスとヨーロッパ統合の関係を明らかにするものである。すなわち、なぜイギリスはヨーロッパ

戦後ヨーロッパ統合とイギリス労働党（三澤）

統合の端緒であるECSCに参加せずに、外側からの協力という選択をしたのかを本稿では考察していく。戦後国際秩序を構築していく上で、アトリー (Clement Attlee) 政権は初めからヨーロッパ統合の外側に位置する政策を志向していたわけではなかった。アトリー政権は、外相のベヴィン (Ernest Bevin) を中心に、ヨーロッパの統合に関心を示した時期もあつた。ベヴィンの関心は「西欧同盟」を中心とした「第三勢力」構想として、国内外に表明されることになった。

しかしながら、この構想は実現しなかったばかりか、ECSCの設立に際しては、そこに加わらないという選択をした。このことはベヴィンの志向した、一つの結束したヨーロッパという理想とかけ離れたものであつた。「第三勢力」構想崩壊から、ECSC設立に至るまで、労働党は超国家的共同体を嫌悪し、ECSC不参加という政策を進めていった。

そこで本稿では、こうしたイギリスの政策、とりわけ労働党の政策決定は、イギリスの置かれていた環境が、政党内でどのように認識されていたのかということに左右されたという立場を採る。より具体的には、当時のイギリスが未だに米ソと肩を並べる大国であると認識されていたのが、ヨーロッパ統合政策に影響を与えたという立場である。

労働党の意思決定システムを考慮すると、労働党指導部のみを対象とするのでは不十分であり、最高意思決定の場である労働党大会で、どのような議論がなされたかが重要になる。⁽¹⁾ 党大会での決議に最も影響力を有しているのが労働組合である。⁽²⁾ そのため、党大会での議論のみならず、諸労働組合の組織体である労働組合会議の意向も重要となってくる。

従って、労働党内部の議論を子細に検討することによって、労働党内では、イギリスが置かれている立場をどのよ

うに認識していたのか、そしてその認識が政策にどのようなつながっていったのかを明らかにすることが出来る。また、政策の決定に当たっては、安定的な議会多数派の形成が必要であることから、有権者の支持を調達することも重要な要素である。そのため、どのような政党間競合がなされたのかも検討対象となる。

このことにより、本稿は、なぜイギリスがヨーロッパ統合から距離を置き、ECSC外での限定的な協力に留まったのかに答えることを企図している。

2. 米・英・ソによる戦後秩序

第二次世界大戦を勝利の内に終えたイギリスは、勝者とはいえないほどの経済的打撃を受け、実態としてはアメリカのジュニア・パートナーに陥っていた⁽³⁾。しかしながら、イギリスはこうした状況を外交的努力で挽回しようとし、アメリカ・ソ連と並ぶ大国としての地位を維持しようと腐心したのであった。

では、イギリスが考えていた戦後秩序構想とはどのようなものであったのだろうか。イギリス政府は一九四五年七月に採択された「欧州戦勝後の総括 (Stocktaking after VE-Day)」という外務省の極秘文書のなかで、戦後の外交姿勢を明らかにしていた⁽⁴⁾。その文章によれば、イギリスはアメリカ・ソ連・フランス・イギリスの四カ国で構成された「大國間協調」の枠組みを用いようとしていたとされる⁽⁵⁾。領土的にも経済的にも米・ソの後塵を拝すイギリスは、対等な関係を築くための資源が必要であった。そこで、大国としての地位を確保するために必要とされたのが、コモンウェルス、フランス、ヨーロッパの小国との強固な関係であった⁽⁶⁾。イギリスはこれらの国々を味方につけることによって、初めて米・ソに並ぶ大国として振る舞えると考えていたのである。

こうして見てみると、イギリスの大戦直後の外交姿勢はフランスとの緊密な関係を基礎においたヨーロッパ諸国との協調であったということが分かる。ここではヨーロッパに基礎を置いた、「西欧ブロック」の形成を目指したということがはつきりと見て取れるのである。

そもそもイギリスが、フランスとの緊密な同盟関係に基づく「西欧ブロック」を志向したのは、アメリカの伝統的な孤立主義外交とソ連の非協調かつ、不明瞭な外交姿勢があつたからである。^⑦

実際にアメリカの孤立主義的政策は、第二次世界大戦終結とともにヨーロッパに駐留していた陸軍兵力を本国に引き揚げさせることによつて、ヨーロッパへの関与を最小限にしようとしていたことから明らかであつた。^⑧アメリカが軍事的にヨーロッパへの関与を減じさせるということは、大戦を通して徐々に顕在化しつつあつた、ソ連の脅威に對抗することが困難になつてしまふことを意味していた。

一方のソ連の外交姿勢は、イギリスの利益と一致しないことが次第に明らかになつていった。これは戦後処理問題において顕著に見られた。まず一九四五年九月にアメリカ・ソ連・イギリス・フランス・中国によつてロンドン外相会談が行われた。ここで話し合われた講和問題に関連して、旧枢軸国の政権をどのように樹立させるかをめぐつてアメリカ、ソ連、イギリスの思惑が交錯したのである。^⑨アメリカは自由選挙に基づく政権の樹立、ソ連は自国の安全保障を考慮した自国に友好的な政権の樹立を目指し、^⑩イギリスは地政学的、歴史的問題を考慮したのである。またドイツとの講和をめぐつては、そもそも講和条約を確定する作業にフランスが加わるかどうかという根本的な問題においてソ連とイギリスの対立が見られた。このようにロンドン外相会談では様々な思惑が錯綜した結果、「大国間協調」というイギリスの戦後国際秩序への不安が露見してしまつたのであつた。

こうした不安が確実なものとなったのが一九四七年十一月のロンドン外相会談であった。前回のロンドン外相会談では互いの思惑が交錯しながらも、数回の会談を重ねることで妥協を見出し、ヨーロッパの国境線のほとんどに一応の決着をつけることができた。しかしながら、ドイツ問題を扱った二回目のロンドン外相会談では、顕在化しつつあった冷戦の影響を受け、⁽¹¹⁾ソ連との対立が激化したのであった。結果的に一九四七年のロンドン外相会談は何も成果を得ることなく決裂したのである。ここに「大国間協調」というイギリスの外交目標は完全に失敗に終わることとなったのである。

イギリスの戦後構想を転換させることになった一九四七年ロンドン外相会談の後、「大国間協調」と並行して練られていた「第三勢力」構想を現実の外交政策として実現していくべくベヴィンは奔走していくのである。ロンドン外相理事会の決裂を経験したベヴィンは一九四八年一月四日に「イギリス外交政策の第一目的 (The First Aim of British Foreign Policy)」というメモランダムを出している。そのメモランダムによれば、ベヴィンは、

「近い将来において、我々がその分断線（鉄のカーテン）の向こうのヨーロッパ諸国と正常な関係を再構築したり、維持したりすることができるといふ見込みはない」⁽¹²⁾

という思いを持っていた。こうした強固に結束したソ連陣営の脅威を認識したベヴィンは、

「西ヨーロッパに公式なものであれ非公式なものであれ、アメリカやコモンウェルス諸国によって支えられるある

種の同盟を創設すること」¹³⁾

を主張したのである。そうした同盟は強固なイギリスのリーダーシップの下で「一方でヨーロッパ諸国、コモンウェルス諸国、他方でアメリカの援助を確保する」¹⁴⁾ことによつて形成されるということをもベヴィンは強く訴えていた。

しかしながら、ベヴィンの「西欧同盟 (The West Union)」についての考えは、アメリカの参加を求めるものとしては考えられてはいなかった。これは先にも述べたとおりアメリカの伝統的な孤立主義を念頭においていたからである。またベヴィンはメモランダムの中で「物質的援助は主としてアメリカから得るだろうが、アメリカの精神的価値観を侮蔑する西側ヨーロッパ諸国は政治的、道徳的指導を我々に期待するだろう」¹⁵⁾と記しており、アメリカには物質的援助のみを求めていた。ベヴィンはアメリカの行き過ぎた資本主義の「非効率性・社会的不平等・道徳的弱点」をイギリスの社会民主主義に比して劣っているものとみなしていた。¹⁶⁾

ベヴィンの「第三勢力」構想とは、イギリスを中心に、アメリカの資本主義でも、ソ連の共産主義とも違った、イギリス流の「社会民主主義」の価値観を共有した西欧諸国の結束を基にコモンウェルス諸国、アメリカの資源を活用しながら、米ソと対等の勢力を形成することであつたのである。

しかし、ベヴィンの「第三勢力」構想には根本的な矛盾が含まれていた。それは「西欧同盟」がアメリカの物質的な支援を期待する一方で、アメリカの精神的価値を劣つたものとして見なすことによつて、アメリカの外交当事者やアメリカ世論がイギリスに敵対的になるのではないかということであり、そのことから十分な支援が受けられないのではないかという危惧であつた。こうした危惧はアトリー内閣のノーマン・ブルック (Norman Brook) 内閣官房長官

も持っており、アトリーに注意を促していたが、閣議に提出されたこのメモランダムは特に大きな反対を受けることなく了承されたのである。

ブルックの指摘は正鵠を射ており、後述するようにこうした矛盾が、ベヴィンの親ヨーロッパ的態度からアメリカ寄りへと変わっていくことになる原因の一つともなっていくのである。矛盾を孕んだメモランダムであったが、閣議の了承を取り付けたベヴィンは一月二二日に下院において「第三勢力」構想を披露することになる。

ベヴィンは「第三勢力」構想を「ヨーロッパが経験してきた、また今まさに経験している戦後危機の結果、全てのヨーロッパ諸国のみならず、全世界にとつてますます重要になってきている」⁽¹⁷⁾と述べている。また、この構想の前提である「西欧同盟」を創るにあたっては「ヨーロッパ同盟 (European Unity)」⁽¹⁸⁾が特定の超大国の支配や管理なしに達成され得るかが問題である⁽¹⁹⁾と表明している。このことから、ベヴィンは上述したような超大国（アメリカ）の参加や介入を望んではいなかったことが明らかとなっている。

彼はあくまでもヨーロッパ諸国の連帯を基にした「同盟」を志向していたのである。「彼は大西洋主義者だった」、⁽²⁰⁾と言われているような姿勢は、この時点ではまだ見られず、むしろヨーロッパを重要視していたことが伺える。このような外交方針はヨーロッパ諸国にとって歓迎するべき傾向として受け止められた。この方針通りイギリスがヨーロッパの「同盟」建設にイニシアチブを発揮していけば、ヨーロッパ統合は現在の様な形にはなっていなかったかもしれない。しかしながらベヴィンの「第三勢力」構想はイギリス外交の基本方針として定着することはなかった。

一九四八年一月に下院で行われたベヴィンの「第三勢力」構想の演説は、彼の外交姿勢を表わす熱のこもったものとなったが、多分に問題を孕んだものでもあった。ベヴィンの構想の根本的な問題点は、アメリカとの関係をどのよ

うに構築していくかにあった。そして下院演説に続く討論でその事を指摘されるのである。保守党のナッティング (Anthony Nutting) は、「第三次世界大戦はすでに始まっており、アメリカから自立した外交政策を採ることは好ましくない」と批判した⁽²¹⁾。

確かにナッティングの批判はベヴィンも認識しており、ブルックがアトリーに注意を促していたことでもあった。しかしベヴィンはこうした批判だけで、「第三勢力」構想への情熱を失っていったわけではなかった。一九四八年という年はソ連の脅威が今まで以上に現実のものとなった年でもあった⁽²²⁾。特にベヴィンに衝撃を与えたのはチェコスロヴァキアのクーデタであった。

チェコスロヴァキアは分断線の向こう側である東欧諸国の中で、例外的に民主的政府を持つ国家であり、共産党は一勢力に過ぎなかった。大統領のベネシュ (Edvard Beneš) はフランスの大学で学び、外相のマサリク (Jan Masaryk) はアメリカの大学で学んだように両者は西洋の民主主義的価値観を有していた。このような民主主義的価値観を受け入れていたチェコスロヴァキアはソ連を困惑させる存在であった。とりわけマーシャルプラン受け入れの是非をめぐる両者の思惑の相違は大きなものであった。しかしながら、一九四八年になると事態は一変し、クーデタによって共産党が政権を掌握してしまったのである。

チェコスロヴァキアでの共産党による政権奪取はベヴィンに衝撃を与えた。その結果、ベヴィンは、ソ連の脅威がますます現実のものになりつつあるという認識を持つようになっていった。そのことはベヴィンが閣議に提出したメモランダムでも明らかとなっている。メモランダムのタイトルは「チェコスロヴァキア危機 (The Czechoslovakia Crisis)」と「西欧文明への脅威 (The Threat to Western Civilization)」であるが、そのタイトルからしてベヴィンの危

機感を物語っている。

このメモランダムを詳細に分析した細谷雄一は次のように指摘している。チェコスロヴァキアでのクーデタが波及して、ソ連が膨張する危険性を目の当たりにしたベヴィンの思考は決定的に変化していった。それまで、ベヴィンが「西側 (The West)」という言葉を用いたときに、その言葉が持つ含意はヨーロッパ諸国だけであつたのが、アメリカを含んだ、より広域を表わす言葉として使うようになっていた。ソ連の脅威を現実のものとして認識し始めたベヴィンは、アメリカの持つ軍事的パワーを欲するようになった。その結果、「西側」という言葉の持つ含意を変化させる必要が出てきたのである。⁽²³⁾

こうしたアメリカへの接近とともれる思考の転換に加えて、それまで孤立主義外交を採るとみられていたアメリカのマーシャル国務長官から欧州防衛に協力するという言質を引き出したことも「第三勢力」構想を放棄していく大きな要因となった。

また、力久昌幸は「第三勢力」構想を放棄していく要因として次の三点の指摘している。⁽²⁴⁾ 第一に経済的な問題点である。この問題の一つはヨーロッパ諸国との経済的結びつきによってイギリスの貿易に大きな比重を占めるコモンスウェルスとの関係性を破壊してしまうということであつた。加えて国際準備通貨としてのポンドを維持しようと努めていた経済官庁から大きな反対を受けていたことも影響している。

二点目は「西欧同盟」を構築していく上での方法論の相違が目立つようになってきたことである。ベヴィンはプラグマティックに一步一步進めていこうと考えていたのに対して、大陸諸国は一気にヨーロッパ議会の開設を目指す極めて野心的な提案を行っていた。こうした相違にベヴィンは徐々に嫌気がさしてしまったのである。

そして三点目はフランスの政治的混乱であった。ともに拡大を続けていた共産党とドゴール派の対立はフランスの政治的混乱を助長していたし、度重なる首相の交代は、ソ連の脅威に対する防衛策としてヨーロッパのみとの連携では心もとないという印象をベヴィンに与えてしまったのである。

こうした複合的な要因が重なったことによって、ベヴィンは「第三勢力」構想の下でのヨーロッパ志向からアメリカを巻き込んだ大西洋主義へと転換していくのである。

こうしてイギリスの外交方針は決定的に変化することとなり一九四九年には前年に締結されたブリュセル条約をたたき台としてアメリカを西欧防衛にコミットさせたNATOが創設されることになるのである。このNATO創設を機にそれまでヨーロッパとの協調関係を重視しようとしていた外交政策から、「英米特殊関係（special relationship）」を基礎とした外交が展開されていくことになるのである。⁽²⁵⁾

ヨーロッパへの不信が募り、一方でアメリカとの関係強化に成功したイギリスの外交は、ヨーロッパ統合への第一歩である一九五〇年のパリ会議への不参加、翌年のパリ条約への不参加という結果につながっていくのである。

このようなヨーロッパから距離を置き始め、アメリカへと傾倒していく外交姿勢は、労働党はもちろんのこと野党であった保守党においても共有されており、イギリスの対ヨーロッパ統合政策を規定することになる大きな要素の一つとなっていくのである。

本節では第二次世界大戦を経て、新たな役割を模索していた労働党政権がどのような政策を採っていくのかということを検討してきた。その中でイギリスは当初、ヨーロッパとの関係を非常に重視しており経済分野や防衛問題での連携を通して「西欧同盟」を構築しようと試みてきた。そしてイギリスは、「西欧同盟」、コモンウェルスを利用し、

アメリカから物質的援助を受けつつも自立した「第三勢力」を形成しようと試みてきた。

しかしながら「西欧同盟」を形成していく過程の中でソ連の脅威を過小評価し、イギリスの影響力を過大評価した「第三勢力」構想が空想に過ぎないことが明らかになっていった。加えて、大陸ヨーロッパの国々が、イギリスの求める緩やかな結びつきではなく、強固かつ急進的な結びつきを目指していたことが明らかになった結果、イギリスと大陸ヨーロッパとの溝が深くなってしまった。

こうした経緯を目の当たりにしていた労働党内においても、当初はベヴィンの構想に賛意を示すものもいたが、現実を見つめることで次第にヨーロッパとは距離を置くようになってしまった。また、イギリスは大国としての地位を維持するため、ソ連の脅威に対する防衛手段としてヨーロッパとの結びつきを求めていたが、NATOが創設されると、こうした目的は一応の達成がなされ、ヨーロッパとの協調は次第に意義を失くしていったのである。

3. 戦後国際秩序と政党内競合

前節では第二次世界大戦後のイギリスが取ろうとしていたヨーロッパ政策を概観した。本節では、労働党政府が進めようとしていたヨーロッパ統合政策は、労働党内でどのような受け止め方をされていたのかを明らかにしていく。

一般的に、戦後イギリスの立ち位置として多くの人に考えられていたのが、世界的な大国である。すなわちイギリスは未だに世界的な利害と責任を有する大国である⁽²⁶⁾という考えであった。このような考え方は労働党や保守党を問わず、イギリス政治の主流となる考え方であった。

一方で、世界的な大国であらねばならないという理想をめぐつては、認識の違いも生んでいた。イギリスが一国の

みで米・ソと並び立つことが出来るとする考え方とイギリスはもはや独力では米・ソに比肩することは出来ないという考え方であった。後者の考え方こそが、「第三勢力」構想の根本であるが、労働党内では社会主義思想に基づく統合理念を有している者もいた。

ヨーロッパ政策に関して、一九四八年の党大会では、理想に燃える動議が提出されていた。庶民院議員のブロックウェイ (Fenner Brockway) は以下の動議を提出した。

軍事的にも政治的にもアメリカやソ連から完全に独立した、ヨーロッパ社会主義合衆国（石炭、鉄鋼、材木、機関車、鉄道車両や輸入物を共有し分配するためにそれぞれの国家権力を超えた機関を創設することを含め）を達成するための実践的なステップを踏むために、労働党がヨーロッパ諸国の社会主義政党とともに協力することを主張する。⁽²⁷⁾

ブロックウェイの動議は、当時まだ明らかにされていなかったシューマンプランをも超える急進的なものであった。シューマンプランが、石炭や鉄鋼の共同管理を超国家共同体に委ねるものであったのに対し、ブロックウェイの動議は超国家共同体（機関）に委ねるという点で類似のものであったばかりか、共有範囲がさらに大きなものであった。

ブロックウェイが志向していたヨーロッパ政策とは、主権の共有と社会主義思想に基づく一つのヨーロッパであった。彼が念頭に置いていたのはチャーチル (Winston Churchill) であるが、チャーチルの提唱するヨーロッパ合衆国の方向性には賛同しながらも、細部で違いを示していた。彼は党大会の中で、チャーチルのヨーロッパ合衆国は資本主義に基づいており、自らの構想は社会主義思想に基づいていと述べている。⁽²⁸⁾ また、彼はチャーチルを再び帝国主義

思想を持ち出してきていると批判する一方で、自分の構想はアフリカやアジアの自由な人々とヨーロッパとの間の協調関係であると主張していた。⁽²⁹⁾ 加えて、彼の理想主義的ともいえる考えがアメリカとソ連をめぐるものであった。

ブロックウェイは「鉄のカーテン」演説を念頭に、チャーチルの構想は、ヨーロッパをアメリカとロシアの戦争の脅威の最前線に置くものであると強調した。⁽³⁰⁾ それに対し、自らの構想は東側と西側の懸け橋になるものとした。⁽³¹⁾

ブロックウェイの演説から分かるのはソ連の脅威を前提とはしていなかったことである。チャーチルがソ連の潜在的脅威をいち早く見抜き、それを指摘していたことに対して、ブロックウェイは否定的だった。彼は、西ヨーロッパ諸国と同じく、ソ連とて戦争を望んでいるわけではなく直ちに脅威であるとは認識していなかった。だからこそソ連とも協調できると信じていた。彼が構想していたのは、西ヨーロッパの協調を基礎に全ヨーロッパを社会主義思想に基づく一つの共同体にしようということであった。

ブロックウェイをこうした考えに急ぎ立てたもう一つの理由がイギリスの退潮であった。彼はイギリスの経済的な荒廃を認識しており、復興には一国の力だけでは不可能なことを悟っていた。だからこそ強力な経済圏として、ヨーロッパの統一が目指されたのである。

社会主義思想に基づくヨーロッパ統一に対して、疑義を唱える者も存在した。ヨーロッパの統一という点では意見を同じくしていたのであるが、統一の基盤に相違があった。マッケイ (Ronald W. G. Mackay) は社会主義思想に基づく統一の普遍性に疑問を有していた。思想的な多様性を持つヨーロッパ諸国との協調に当たっては、保守主義者や自由主義をも対象にする必要がある、特定の思想に基づくヨーロッパ統一の狭隘を批判していた。⁽³²⁾

マッケイが唱えていたヨーロッパ統一というのはイデオロギーではなく経済的な実利を考慮してのことであった。⁽³³⁾

戦後の荒廃と米・ソの軍事的、経済的な台頭を前にして、次第に存在感を失ってきたヨーロッパ諸国にとって、強力な経済圏を作り出すことは必要不可欠であった。彼の主張はイデオロギー色を排している点で、ブロックウェイとは一線を画すものであった。

ブロックウェイの動議やマッケイの主張に対して、明確な反対を示していたのが全国執行委員会のメンバーであったダルトン（Hugh Dalton）であった。彼は労働党政権の閣僚の中でも最も反ヨーロッパ主義者として知られており、マッケイの連邦主義的な統合を強く否定していた。ダルトンは連邦議会の創設は時期尚早であると断言し、⁽³⁴⁾ブロックウェイの動議に対しても、強い非難を投げかけていた。彼は第二次世界大戦時のベルギーを例に挙げながら、軍事的に独立したイギリスは成り立たないことを指摘した。⁽³⁶⁾

また、イギリスの置かれた状況に関してもブロックウェイとは違う認識を示していた。イギリスは経済的には一国ではなく、コモンウェルス諸国との関係にあった。その上で、ダルトンはコモンウェルス諸国から得られる恩恵によつて、十分に復興が可能であると考えていた。⁽³⁷⁾この考えは、後のシューマンプランに対する態度にも表れてくる。ダルトンは、イギリスが予算や金融政策に対するコントロール、計画経済にとって必要なコントロールを失いかねないと危惧していたことにも、⁽³⁸⁾反ヨーロッパ統合が見て取れる。

彼の抱いていた状況認識は、イギリスがソ連の脅威にさらされている以上、軍事的な自立は不可能であり、何らかの保障を求めなければならないということであった。その保障をするのはヨーロッパの国々ではなかった。経済に関しても、イギリスを支えるのはヨーロッパではなくコモンウェルス諸国であった。彼の考えの根底にあったのはあくまでも「大英帝国」という認識であった。

四八年労働党の党大会で議論されたのは、まさにイギリスが置かれた現状をどのように評価するかであった。確かにブロックウェイが語ったことは、現在へと続くヨーロッパ統合への希望であった。マッケイの提案にしても連邦主義に基づく統合やヨーロッパ議会の設置という意味においては先進的であった。だが、ブロックウェイが批判されていたのは、その理想主義的な面であった。同年に起こったチェコスロヴァキアのクーデタによってベヴィンがソ連の現実的な脅威を認識していたのに対して、米・ソどちらからも軍事的に独立するというのは選択肢足りえなかった。だからこそ党内で広範な支持を得ることが難しかった。

労働党内のキープレフトも、イギリスが東西の懸け橋となることで影響力を発揮していくべきと考えていたが、支持の広がりには限定的であったし、なによりも党大会で支持を訴えることもなかった。キープレフトが支持を訴えていかなかった背景にはソ連に対する認識の変化があった。ブロックウェイが現実のソ連の行動を前にしても東西の懸け橋を訴えていたのに対して、キープレフトはソ連の脅威を受け止めるようになってきた。キープレフト内では、ソ連の脅威の高まりに呼応するようにしてアメリカに価値を見出すようになってきた。⁽³⁹⁾キープレフトの一人であるクロスマン (Richard Crossman) は下院ではつきりと、アメリカに対する見方が変化したと明言していた。⁽⁴⁰⁾その結果、ブロックウェイが唱えたような米・ソからの軍事的自立や東西の懸け橋といった主張には賛同できなくなっていたのである。換言すれば、当初ブロックウェイとキープレフトは同一の政策志向を有しながらも、イギリスが置かれた環境の認識の違い故に、別々な方向へと進んでいったのである。

四八年党大会は活発な議論が交わされていた一方で、もう一つの特徴があった。それはヨーロッパ問題に対する労働組合の関心の低さであった。党大会では一三人の発言者がいる中で、労働組合の代表者はたった一人という状態で

あった。党大会で発言した商店・流通関係労働組合 (Union of Shop Distributive and Allied Workers) のパドレイ (Walter E. Padley) はブロックウェイとマッケイへの応答をしたに過ぎなかった。彼は、マッケイの連邦主義的な統一に対しては強い嫌悪感を示していた。パドレイが目指したのは漸進的な統一であり、マッケイのように一気に超国家共同体を設立しようと試みる、野心的な提案は受け入れられなかった。⁽⁴¹⁾ また、統一の基盤足るのはあくまでも社会主義思想であった。ヨーロッパの統一は共産主義の影響を排するだけではなく、資本主義の圧力にも耐えうる強固な運動となつて、初めて実現されると主張したのである。⁽⁴²⁾

労働組合会議の年次大会においても、こうした傾向は変わらなかった。同年の九月に行われた同大会では、ヨーロッパの統一に関する問題は議題にすらならず、マースシャルプランに関連してヨーロッパの復興が議題に上がった程度であった。⁽⁴³⁾ 後に運輸・一般労働組合 (Transport and General Workers' Union) のカズンズ (Frank Cousins) らによってなされた強力な反対論を考慮すると、この時点ではまだ、労働組合全体のヨーロッパ統合への関心は低かったといえる。

労働党全体としても、四八年の党大会が、議論の一つのピークであり、翌一九四九年の党大会では議論になつていなかった。ヨーロッパの統一に関する議題が再び提起されたのは一九五〇年のことであった。同年の五月にはシューマンプランが発表されており、その影響を受けての議論であった。しかしながら、労働組合はこの大会においても存在感を示すことはなかった。

この大会での議論のたたき台となつたのが、全国執行委員会によつて出されたヨーロッパ統一に関する態度であった。その中で全国執行委員会は当時の国際環境に関して以下の様な見解を明らかにしている。

西欧同盟の目的はアメリカからの経済的自立であり、ロシアに対する政治的安全保障である。……中略……ヒトラーの敗北以来、平和に対する最も危険な脅威は大国であるアメリカとロシアという対立する二極化という傾向が進んでいることである。二大超大国間のアリーナでの脆弱性と分断状態は危険な力の真空状態を生み出しており、アメリカとロシアはますますその真空状態に吸い込まれており、破断点に対する国際的な緊張を高めている。⁽⁴⁴⁾

その上で、ECSCに対しては、以下の様に評している。

需要の拡大、完全雇用の擁護に基づかないならば、計画されているヨーロッパ石炭・鉄鋼のいかなる組織体といえども、即座に限定的かつ私的なカルテルへと展開していくだろう。⁽⁴⁵⁾

全国執行委員会の西欧同盟に対する疑念は、冷戦という状況を踏まえた上でのものであった。加えて、ブロックウェイが四八年に述べたような社会主義思想を強調しているが、全国執行委員会はECSCにはそのような性質はないと見なしていた。このような主張は党内でも広がりを見せていたのである。五〇年の党大会に、チャップリン(Irene Chaplin)が、「当会議は、ヨーロッパの石炭・鉄鋼の共同管理のために、保護規定なしで他国に委託することを拒否した政府の判断を歓迎するとともに、労働党の社会主義者への宣言の枠内で、国有化政策や完全雇用政策に基づくヨーロッパの重工業の統一に対して、建設的なアプローチを求めるものである⁽⁴⁶⁾」と動議を提出し、然したる反対もなく可決されたことから見て取れる。⁽⁴⁷⁾

これまで見てきた通り、労働党内部では、ヨーロッパ政策に関して異なる見方があることを示した。その異なる見方というのは、戦後イギリスをどのように評価するかという事に起因していた。現実に対する楽観的かつ希望的観測に支えられていたのがブロックウェイやキープレフトのメンバーであった。ブロックウェイが自らの信念を貫く一方で、キープレフトのメンバーは次第にヨーロッパ統合から遠のいていった。

ダルトンのような統合反対派は一貫して反対をしてきたが、彼らの根底にはイギリスの栄光が眠っていた。伝統的なコモンウェルスとの紐帯やアメリカとの「特別な関係」を前にした時、ヨーロッパ統合という選択肢は真つ先に捨て去られる運命にあった。

4. シューマンプランをめぐる政党間競合

本節では、シューマンプランをめぐる、どのような政党間競合がなされたのかを明らかにしていく。政党間競合のアーリーナとしては選挙と議会が考えられる。労働党はヨーロッパ政策の正当性をどのようにして訴えていったのだろうか。

一九五〇年二月の総選挙で、労働党は内政問題に力を割いた選挙戦術を展開していた。一九四五年に政権を獲得して以来、着実に社会主義的施策を実行してきた労働党にとって、有権者への訴求効果が大きいのは内政問題であった。それに対して、ヨーロッパ問題を始めとする外交政策に関しては、必ずしも十分な主張がなされていたわけではなかった。

特にヨーロッパ政策は何ら具体的なことを主張したわけではなかった。マニユフェストでは、ヨーロッパにおける

経済的、政治的な統合が始まっており、イギリス労働党はそこでリーダーシップを発揮していると述べられていた。⁽⁴⁸⁾これは明らかに欺瞞に満ちた内容であった。確かにNATOの創設に尽力したのはベヴィンを始めとする労働党政権の成果であった。しかしながら、ヨーロッパにおけるいかなる経済・政治的統合を求める運動においてもイニシアチブを発揮してきたわけではなかった。

マーシャルプランによって創設が促されたOECEでは超国家的な執行機関の設置を求めるフランスに対して、イギリスは最後まで反対を貫き、国家間組織にとどめた。ヨーロッパ審議会の設立でも同様の態度を崩さなかった。その背景にあったのがコモンウェルスとの関係を維持しようとする考えであった。一九五〇年総選挙のマニフェストでも、ヨーロッパとの協調関係を訴えながらも、ヨーロッパという境界のはるか彼方に存在する偉大なるコモンウェルスの中心がイギリスであることを常に忘れないとも書かれていた。⁽⁴⁹⁾労働党が真に重視しようとしていたのはコモンウェルスとの関係であった。だからこそヨーロッパ統合問題は選挙戦の争点にしようとはしなかったのである。

この傾向は一九五一年総選挙においても同様であり、⁽⁵⁰⁾シューマンプランへの参加という問題は、少なくとも選挙というアリーナにおいては政党間競合の対象とはならなかった。⁽⁵¹⁾これは保守党にも言えることであり、労働党と保守党という二大政党がヨーロッパ統合に関しては、選挙で争点化を避けるという意味において、消極的ながらも「合意の政治 (Consensus Politics)」がなされていたとも言える。⁽⁵²⁾このことは、労働党が野党に下野した際のヨーロッパ政策とは異なった政治が行われていたことを示唆している。

選挙アリーナでは、消極的な意味での「合意の政治」が行われていたが、議会では活発な議論が戦わされていた。議会での争点の一つはコモンウェルス諸国との関係であった。議会外でヨーロッパ統合運動に積極的に関わってきた

チャーチルではあるが、議会内では連邦主義的なヨーロッパ統合に反対する旨を述べていた。チャーチルがイギリス外交の基本に据えていたのは二つの重要な勢力であった。チャーチルは、イギリスが帝国およびコモンウェルスを中心としての位置、英語圏であるアメリカとの兄弟的な関係ゆえに、連邦的システムを備えたヨーロッパへと完全に仲間入りすることなど受け入れられないと述べていた。⁽⁵³⁾

それに対して、アトリーは、フランス主導のシューマンプラン自体を否定するものではないことを再三述べている。⁽⁵⁴⁾ただし、彼は、イギリスの最も死活的な経済的諸力が政府に対して責任を有さない権威に譲渡されるべきであるという原則が、議論に先立って受け入れられることはないとも明言している。⁽⁵⁵⁾つまり、労働党は議会対策として、保守党同様に、コモンウェルスやアメリカとの関係の重要性を認めることにより、ヨーロッパ統合へは参加しないことを明らかにしたのである。

だが、それはECSCに反目するということではない。労働党政権は、議会で採択されたように、フランスのヨーロッパ統合に対するイニシアチブ自体は歓迎している。⁽⁵⁶⁾労働党政権のこのような態度は、チャーチルが語ったような「イギリスはヨーロッパと共にあるが、ヨーロッパの一部ではない」ということと同じであった。

結局のところ、労働党にしろ、保守党にしろ、党全体としての方針はほとんど似たようなものであった。⁽⁵⁷⁾選挙アリーナにおける消極的な「合意」と議会アリーナにおける「合意」によって、イギリスという国全体が、ヨーロッパ統合には参加しないという選択をするようになったのである。

5. おわりに

第二次世界大戦後のイギリスが置かれた状況とその認識は複雑に絡み合っていた。戦争によって疲弊したイギリスは、経済的に大きな打撃を受けていた。このことはフランスをはじめとする大陸諸国と変わりがなかった。だが、イギリスには大陸諸国と異なる点があった。それはあの大戦中、自らのみがドイツと戦い抜き、勝利したという自負であった。そして、この自負を支える経済的担保となったのがコモンウェルス諸国との関係であった。

このような背景を持ったイギリスでは、ヨーロッパ統合を目指さなくともコモンウェルスの資源を活用していくことによって、十分に経済復興は可能だと考えた者が数多くいた。コモンウェルスとの貿易量は四五年以降でも約四〇%を占めており、⁽⁵⁸⁾特恵関税制度は有効に機能していた。そのため、労働党、保守党を問わずに、ヨーロッパが統合しなければならぬという意識が醸成されにくかった。このことは、まさにイギリスが帝国であったという残滓を残したままであった結果であろう。

また経済復興に関してはマーシャルプランによるアメリカの支援が期待できたことも大きい。アメリカにマーシャルプランの受け皿になる組織を作るよう求められたものの、フランスの意向を退けてOECDを国家間組織にしたこともあり、ヨーロッパ統合への誘因は一層低下していた。コモンウェルスやアメリカとの関係が順調であると見なされていれば、ヨーロッパ統合に進んでいくことはない。

一方の親ヨーロッパ統合論者は、ブロックウェイのように社会主義拡大のツールとしてヨーロッパ統合に賛意を示していた。彼はヨーロッパ統合が経済復興に有用であると見なしてはいたが、社会主義という前提にこだわった。こ

のこだわりゆえに、統合の理想も壮大なものになった。アメリカやソ連からの独立を前提としたヨーロッパ統合は、その実現可能性ゆえに支持を拡大することができなかった。当初は親ヨーロッパ統合であったキープレフトのメンバーが、ソ連の脅威を目の当たりにして徐々にヨーロッパ統合を訴えなくなっていくのが一例である。

マッケイのようなイデオロギー色を薄め、経済復興への実利を訴える主張も、連邦主義的議会の設置という急進的な提案の前に、支持を広げることが出来なかった。

政党間競合に目を向けてみると、労働党の多数派を占めていた認識は保守党でもかなり程度共有されており、互いの政党の政策を否定するような「敵対政治」は行われていなかった。むしろコモンウェルスの尊重、アメリカとの関係強化という方向性は一致しており、ある種のコンセンサスが形成されていた。

ゆえに、戦後イギリス労働党のヨーロッパ統合政策はイギリスが置かれた立場をどのように認識するかによって、統合への積極性が規定されたということが出来る。

- (1) 労働党の意思決定に最も影響を与えるのが年次党大会である。党幹部の院内活動といえども党大会の決議に拘束され、党幹部が完全に政策的なフリーハンドを得るわけではない。
- (2) 労働組合とその他の議決権はおおよそ六対一となっている。
- (3) 有賀貞『国際関係史——一六世紀から一九四五年まで』東京大学出版会、二〇一〇年、四二〇頁。
- (4) Documents on British Policy Overseas I, 1, No. 102, p. 182. この外交文書に関しては細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交——戦後ヨーロッパの形成』創文社、二〇〇一年でも検討されており、そちらも参考した。二三―二五頁。
- (5) DBPO I, 1, No. 102, p. 182.

- (6) *Ibid.*, p. 182.
- (7) Larres, K., 'A search for order: Britain and the origins of a Western European Union, 1944-55', in Brivati, B. (eds.), *From reconstruction to Integration: Britain and Europe since 1945*, Leicester University, 1993, p. 73.
- (8) 赤木完爾「冷戦——その起源と展開」小此木政夫・赤木完爾編『冷戦期の国際政治』慶應通信、一九八七年、二〇頁。
- (9) ここでの枢軸国とは狭義の意味での枢軸国（日本・ドイツ・イタリア）ではなく広義の意味（フィンランド、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアを含む）で用いている。
- (10) 細谷、前掲書、二八頁。
- (11) 四七年はトルーマン・ドクトリン、マーシャルプラン、コミンフォルムの設立とアメリカ・ソ連の対立が深まった年であった。
- (12) PRO, C. P (48) 6, 4th January, 1948, *The First Aim of British Foreign Policy*, Memorandum by Bevin.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*
- (16) 細谷、前掲書、八一頁。
- (17) *Hansard*, vol. 446, col. 394, 22 January 1948.
- (18) European Unity と European Union とは別なものである。European Union はマーストリヒト条約によって出来た実体を有する組織体であるが、European Unity は結束したヨーロッパの構築を目指すという、いわば目標を表わすときに使われており、何らかの組織体を指しているわけではない。以下で「ヨーロッパ同盟」という訳語を使う際は、European Unity の訳語であることを注意されたい。
- (19) *Hansard*, op. cit., col. 394.
- (20) ベヴィンが大西洋主義者であるという主張は、反ソ的な態度として知られていたという文脈での研究から引き出されること

とが多いが、例えばイギリスの歴史家ジョン・ヤングや近年の日本の研究者による多角的な視点からの研究で、最初から大西洋主義者であったと考えるのは誤りであることが指摘されている。

- (21) Hansard, op. cit., col. 400.
- (22) 実際に冷戦が顕在化してくる上で大きな転機となったのは一九四七年のトルーマン・ドクトリンからであるが、ベヴィンはこの年にはまだソ連の脅威を物理的なものとして考えていなかったという指摘がある。
- (23) 細谷、前掲書、九五―九六頁。
- (24) 力久昌幸『イギリスの選択——欧州統合と政党政治』木鐸社、一九九六年、三三―三四頁。
- (25) 益田実『戦後イギリス外交と対ヨーロッパ政策』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、七三―七四頁。
- (26) Kaiser, W., *Using Europe, Abusing the Europeans: Britain and European Integration, 1945-63*, Macmillan Press, 1996, p. 1.
- (27) Labour Party, *Report of the 47th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1948, p. 172.
- (28) *Ibid.*, p. 172.
- (29) *Ibid.*, p. 172.
- (30) *Ibid.*, p. 172.
- (31) *Ibid.*, p. 172.
- (32) *Ibid.*, p. 175.
- (33) 力久、前掲書、四六頁。
- (34) Morgan, K., *Labour in Power, 1945-1951*, Clarendon press, 1984, p. 395.
- (35) *Ibid.*, p. 177.
- (36) *Ibid.*, p. 178.
- (37) *Ibid.*, p. 178.

- (38) Pimlot, B. (ed.), *The Political Diary of Hugh Dalton*, Jonathan Cape, 1986, p. 476.
- (39) Vickers, R., *The Labor Party and the World Volume 1: The Evolution of Labor's Foreign Policy 1900-51*, Manchester univ press, 2003, p. 172.
- (40) *Hansard*, Vol. 446, col. 566, 23 January 1948.
- (41) Labour Party (1948), op. cit., p. 176.
- (42) *Ibid.*, pp. 176-177.
- (43) Trades Union Congress, *Report of 80th Annual Trades Union Congress, Authority of the Congress and the General Council*, 1948, p. 79.
- (44) Labour Party, *Feet on the Ground: A Study of Western Europe*, September, 1948.
- (45) Labour Party, *Report of the 49th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1950, p. 85.
- (46) *Ibid.*, p. 164.
- (47) *Ibid.*, p. 168.
- (48) Dale, I., *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, p. 71.
- (49) *Ibid.*, p. 71.
- (50) *Ibid.*, pp. 75-78.
- (51) Dale, I., *Conservative Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, pp. 87-88.
- (52) 保守党が第一次EEC加盟申請を行ってから以降の労働党のヨーロッパ統合政策を見ると「合意の政治」は明らかに破棄されていた。第一次EEC加盟申請に対する労働党の対応は明らかに「敵対政治 (Adversary Politics)」に変わっていった。詳しくは以下を参照されたい。三澤真明「第一次EEC加盟申請と政党政治——イギリス労働党の動揺」『政経研究』第五二巻第二号、二〇一五年五二一—五四四頁。
- (53) *Hansard*, Vol. 476, col. 2158, 27 June 1950.

- (54) *Ibid.*, col. 2161.
- (55) *Hansard*, Vol. 477, col. 472, 5 July 1950.
- (56) *Hansard*, Vol. 476, col. 2181, 27 June 1950.
- (57) Greenwood, S., *Britain and European Cooperation Since 1945*, Blackwell, 1992, p. 39.
- (58) Butler, D. and Butler, G., *British Political Facts 1900-1994*, Macmillan, 1994, p. 388.

観光インターンシップの多変量解析による国際比較

——主成分分析による観光インターンシップの日米独比較——

太田 和 男

1. 研究の経緯・問題意識・研究方法

本稿は、太田、那須、千葉、渡辺が平成二三年度より実施してきた科研費「観光インターンシップがキャリア形成に及ぼす効果」の研究成果発表の一環である。^①日米独の三か国の観光系学生の観光インターンシップについて、二〇一一年に調査を開始し、研究してきた成果としての我々の仮説とその統合解釈の妥当性を、多変量解析により裏づけようと試みたものである。二〇一一年以来の観光系学生に対するアンケート調査およびインタビュー調査の分析・研究は、太田（二〇一四、二〇一五）に詳しい。^②

我々の科研費課題に関する研究方法は、日米独の観光系学部、観光系学生、観光系企業の三者について、①大学の

観光系学部訪問による半構造化インタビュー調査、②ホテルなど観光系企業へのアンケート調査とインタビュー調査及び、③観光系学生についてのアンケート調査を実施し、④これ等の調査結果の分析結果を先行研究と統合し、仮説の妥当性を検証し、理論を再統合するものである。⑤この最終段階での検証と理論の再統合には、多変量解析を採用する。本稿の研究方法は、これらの研究過程のうち③と⑤に該当する^③。

1-1. 日米独三か国の観光系学生のインタビューシップ群の有意差等の検定

日米独の観光インタビューシップ（以後「インタビューシップ」については「インタビュー」、または「実習」の語により適宜代用する）研究用の学生アンケート回収票に関して、そのグループ間の有意性の有無を χ^2 乗検定によりまず、明らかにする。また、学生母集団とアンケート項目の相関度をクラメールの連関計数により検証する。

次に、主成分分析を実施する。表1で左端に示す通り、母集団としての学生のアンケート調査票は、日本二〇件、米国二九件、独逸八件の合計五七件である。調査項目は、表に見る通り、①インタビューシップ期間、②実習業務、③実習の質、④報酬支払いの有無、⑤実習先選択の理由、⑥実習目的の合計二八項目からなる。

1-2. 母集団独立性の検定及び母集団・アンケート項目についての相関性

先ず、母集団五七件・二八項目について、 χ^2 乗検定を実施したところ、有意性5%基準で、P値は〇・〇〇〇であるから観光系学生の日米独の3グループについては、有意な差があるといえる。

次に、クラメールの連関係数は、本検定では〇・六五五となっており、母集団学生の所属国である日米独グループとアンケート項目には、一般的に見て関連性があるといえよう。

表1 多変量の内容（アンケート調査票の質問項目）

実習期間	2週間—1か月以内、1か月超—3か月以内、3か月超
実習業務	経営企画広報人事
	経理財務*
	営業
	料飲調理
	フロント接客サービス
	客室
	その他実習業務
実習の質	社員と同じ業務
	補助業務
	アルバイト・パートと同じ業務
	見学・追従業務
	業務とは別に課題
	社員の業務に同行
報酬	手当・賃金
	交通費
	食費・飲食物
	報酬なし
実習先選択の理由	就職希望業種職種
	専攻関連業種職種
	就職選考に無関係
	必修
実習目的	実習先への就職に有利
	観光・ホテル業界に有利
	就職全般に有利（必修）
	目標の明確化・動機づけ
	学業への動機づけ
	働く意義の実感

- (注) 1. 観光インターン修了者を対象に実施したアンケート調査である。米国でのアンケートは、2012年に、① University of Houston, Conrad-N, Hilton College and Restaurant Management, ② University of Central Florida, Rosen College of Hospitality の学生を対象に実施した。
2. 独逸については2014年に、主にホテルへの学卒就職者を対象に実施した。
3. 日本については、2014年に、文系大学2校の観光インターンシップ修了学生を対象に実施した。
4. *「経理財務」はここでは「金融財務」と同意語として使用する。

2. 主成分負荷量と要因

2-1. 主成分1の負荷量とその要因

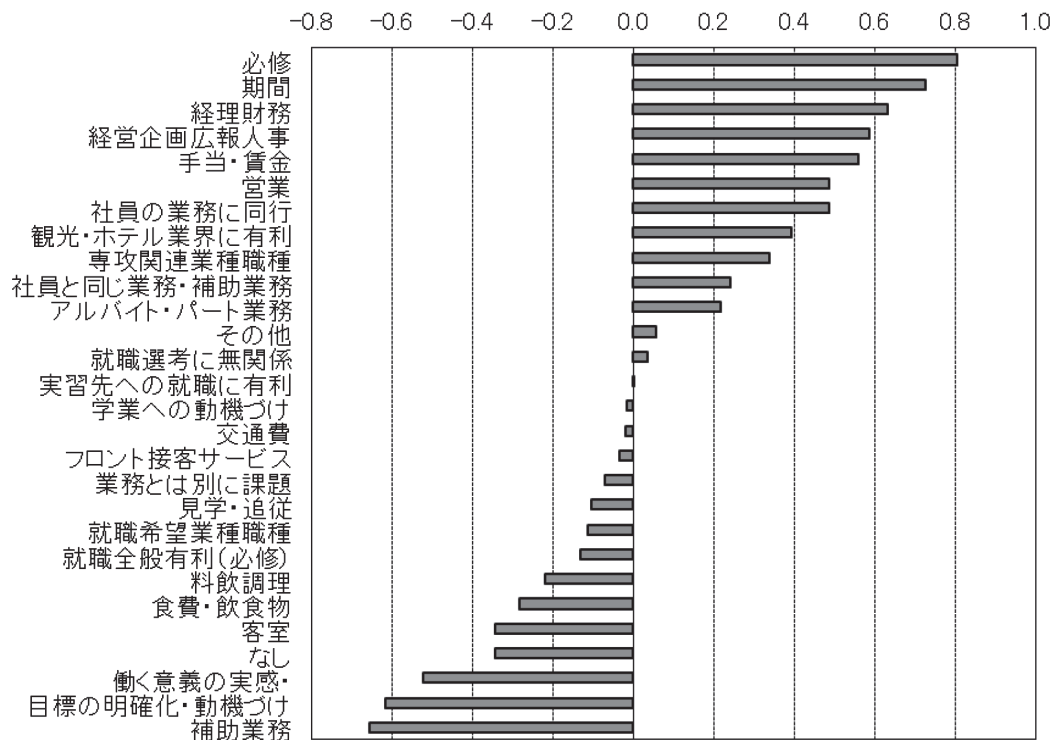
観光インターンシップの学生アンケート票から主成分を抽出したところ、主成分1と主成分2が抽出できた。ここで、主成分1を、「キャリア開発志向」度を表わす要素とし、主成分2を「就業体験（キャリアガイダンス）志向」度を表わす要因として、大きく分類する⁽⁴⁾。

(1) 「キャリア開発志向」型インターンへのプラス寄与度の高い因子

主成分1において、観光インターンの中の「キャリア開発志向」を示す度合いが最も高い因子は、インターンが「必修」科目であることと読み取れる。以下順に、インターンの「期間」、実習時の業務が「経理財務」、「経営企画広報人事」、インターンに対する「手当・賃金」の支給、インターン業務の「営業」、「社員の業務に同行」、「観光ホテル業界への就職に有利」などがプラスの負荷量と続く（図1）。これらはインターン実習によりホスピタリティ・マネジメント修得上必須の要素であり、観光企業に就職後に即下級管理職として活動するための知識・技術として、キャリア開発上、重要な役割を担う因子といえる。

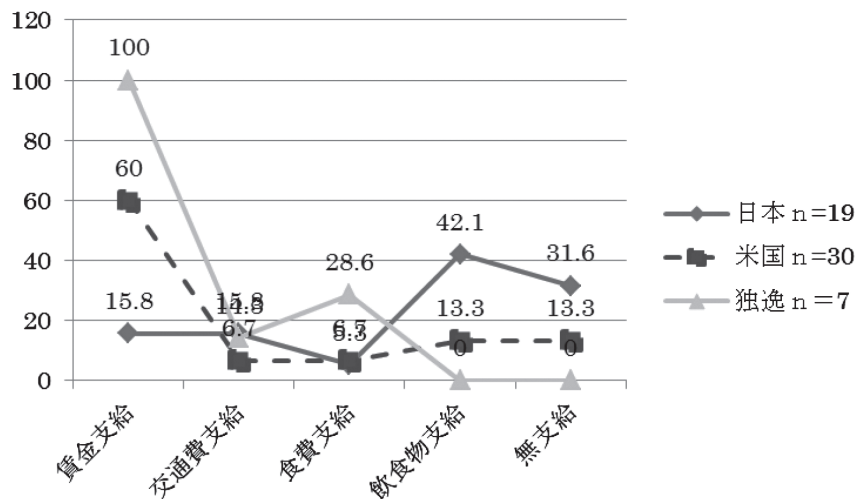
「キャリア開発志向」型インターンの特徴は、先ずもって、インターン実習が「必修」かつ実習「期間」が長期とされていること、次いで、実習業務においては、「経理財務」、「経営企画広報人事」などまさに経営管理業務を実習・習得することが重要視されていること、さらに実習を評価する「手当・賃金」の支給も欧米では多くの場合実施されていることである（図2）。

図1 主成分1：「キャリア開発志向」を示す因子別負荷量
主成分負荷量(主成分1)



(注) 「なし」は「報酬なし」、「その他」は、「その他実習業務」の意味。図6も同じ意味。

図2 観光インターンへの手当・賃金支給



「キャリア開発志向」の実習生は、業務遂行能力も責任度合いも高いので、その実習による企業活動への貢献に見合う報酬が支給されることが多い。欧米の観光系学生は、就職後、即当面的下級管理職として活動しつつ、さらに将来の中堅・上級幹部候補生としてのキャリア開発を目指すことになる。したがって、彼らにとっては、就職後、ホスピタリティ・マネジメントの実践者としての即戦力が求められているため、長期のインターン「期間」が「必修」とされていると考えられる(図3)。顧客との直接コンタクトが多い観光業界においては、実習「期間」が少なくとも二〜三か月なければ、即戦力たりえないとみられるからである。これらの状況を、二〇一五年に太田は観光インターンにおける実習の量的側面からの必要性として指摘している^⑤。

同時に、欧米においては、就職後ただちに下級経営管理者として機能しなければならないため、インターン時に経営管理に必要な「経理財務」、「経営企画広報人事」業務というホスピタリティ・マネジメントに必要な経営・財務管理業務における実践業務の実習が要請されている(図4)。これは、原 忠之(二〇〇八)が主張し、わが国観光庁な^⑥どが広く指摘してきたように、欧米の観光学部のカリキュラムには、経営管理に必要な「経理財務」、「経営企画広報人事」に関する専門科目が座学として組み込まれていることに符合する。

次に、負荷量が高い因子について、日米独について相違を概観する。

キャリア開発度への負荷量が最も高いインターン実習の「必修」の原データを見ると、独米観光系学生は一〇〇%となっているのに対し、わが国では本調査のデータの範囲ではすべて「選択」であり必修はゼロとなっている。

次に、キャリア開発への負荷量が高いインターン「期間」の原データを見てみると次のような特徴が指摘できる。

「期間」三か月超の長期実習は、独逸が七五%と最も高く、米国「四一%」、わが国は本調査ではゼロである(図3参照)。

図3 観光インターンの期間の国際比較

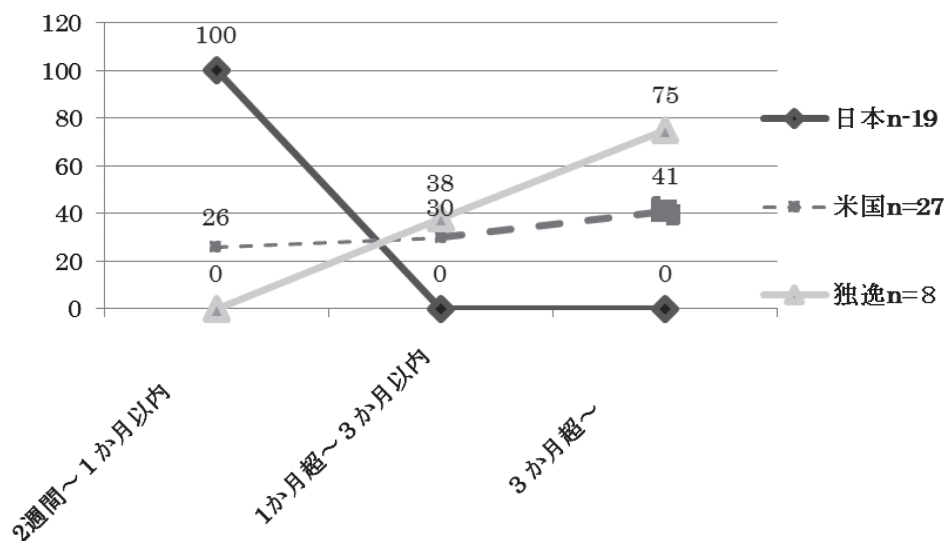
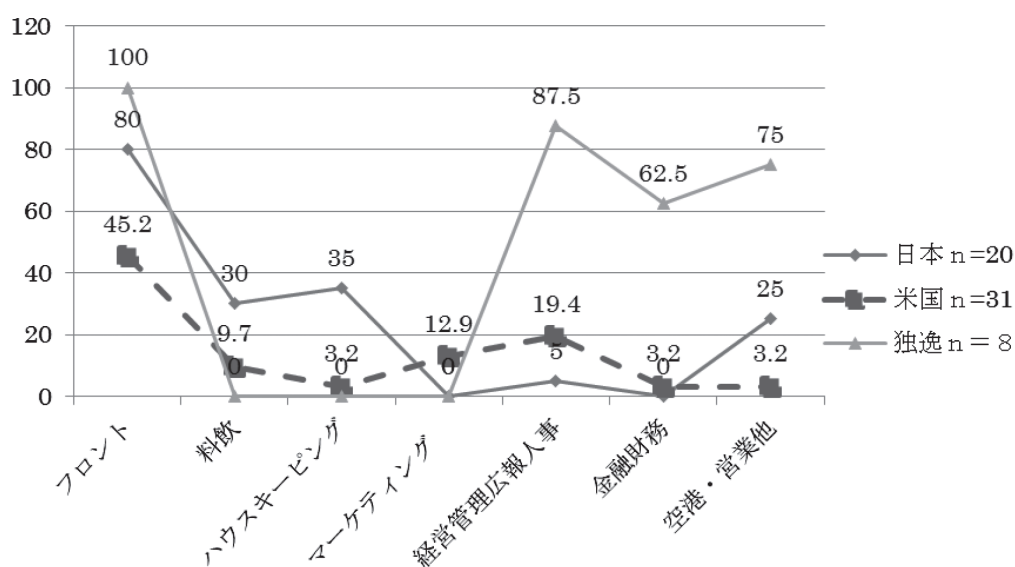


図4 観光インターンの実習業務



(注) 金融財務は経理財務と同義として使用

「キャリア開発」への負荷量が高いのは、実習業務の「経理財務（金融財務と同義）」、「経営企画広報人事」である。これら二つの因子の原データである実習業務全体に占める構成比を各国について比較すると、わが国はいずれもゼロ近辺であり、その特異性が際立っていることがわかる（図4）。一方、独逸はこれら「経理財務（金融財務）」、「経営企画広報人事」の比率は、わが国とは対照的にきわめて高いことが注目され

る。すなわち、「経理財務（金融財務）」実習経験では、独逸は六割を超え、わが国のゼロとはかけ離れている（図4）。さらに、「経営企画広報人事」では、独逸は九割弱に達し、米国の二割弱、わが国の五%弱を大きく上回っている。⁽⁷⁾

なお、ここで、指摘しておきたいことは、太田が二〇一五年に『政経研究』第五一卷第四号で、インターンによる「暗黙知」⁽⁸⁾志向度を判断する指標による日米独比較で、先験的に仮説的に指摘した第一位から第四位までの因子の記述順序通りに、主成分1の「キャリア開発志向」型インターンへのプラス寄与度が並んで検出されている事実である。これは、『政経研究』第五一卷第四号における研究の研究方法とその成果が、定量研究により裏打ちされ、すぐれて妥当であったことを示すものである。⁽⁹⁾繰り返すが、『政経研究』第五一卷第四号で、インターンによる「暗黙知」機能の重視度を判断するため導入された日米独の観光インターンの各種指標による量的・質的な面からの研究分析は、その科学性・客観性が一応立証された画期的な方法とその成果の一つであったといえよう。

(2) 主成分1「キャリア開発志向」型インターンへのマイナス寄与度の高い要因項目

さて、図1によれば観光インターンの中の「キャリア開発志向」を示す度合いが最も低い因子としては、実習業務として「補助業務」に割り当てられた場合で、次いでインターン効果としての「目標の明確化・動機づけ」となっている。以下、「働く意義の実感」、インターンの報酬などの支給「なし」、実習業務としての「客室」担当、インターン報酬時の「食費・飲食物」支給、実習業務における「料飲調理」などがあげられている。

日米独観光系学生のインターン業務が「補助業務」に割り当てられた度合いを原データで見ると、日本は九〇%と、独逸四三%、米国三五%を圧倒的に上回っており、いかに日本のインターンの「キャリア開発志向度」が乏しいかを示している（図5）。⁽¹⁰⁾

図5 観光インターンの業務と責任

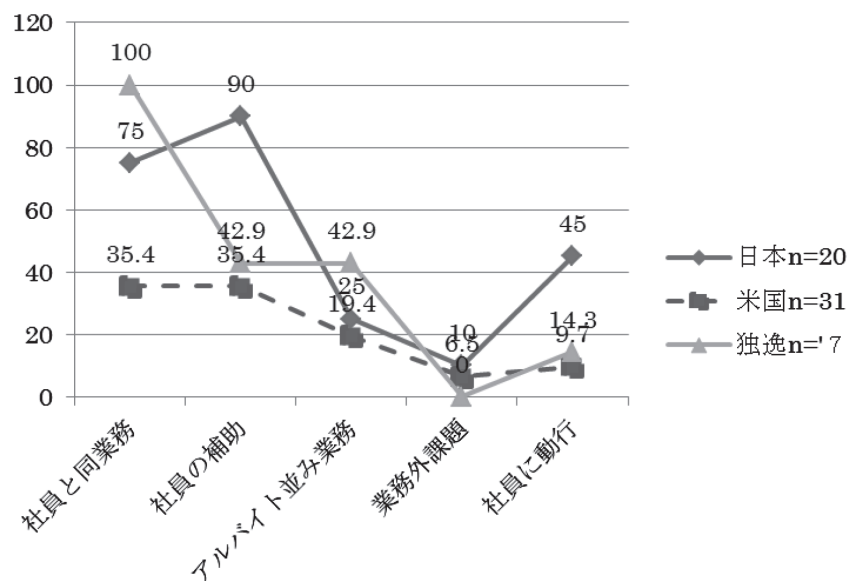
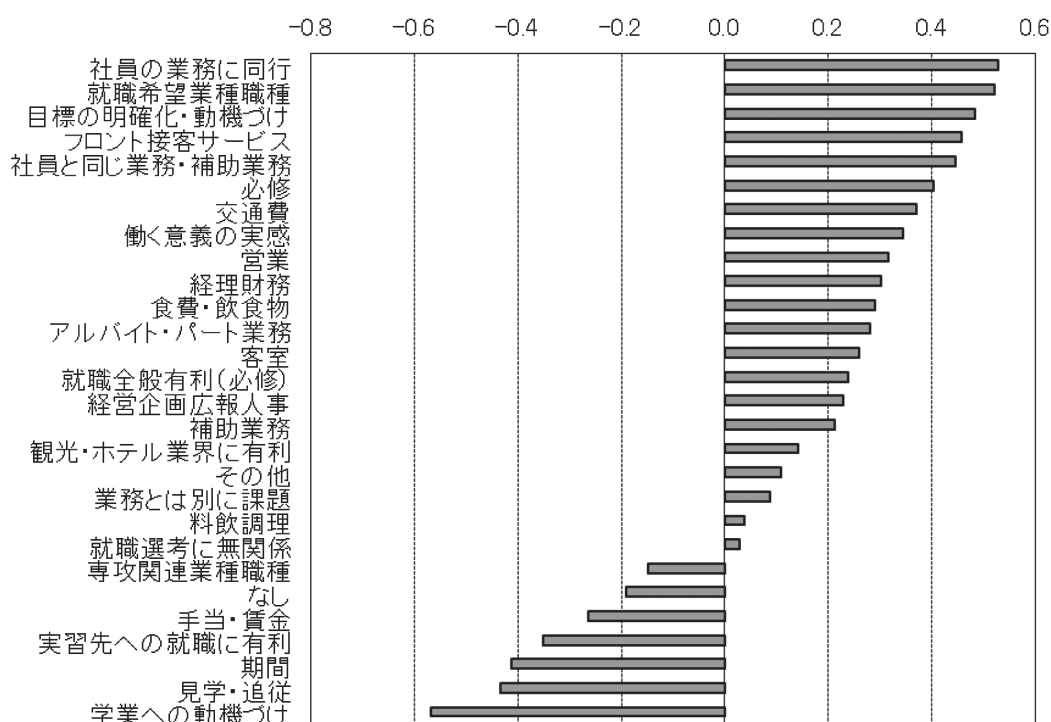


図6 主成分2:「就業体験志向」を示す因子別負荷量
主成分負荷量(主成分2)



(注) 「なし」は「報酬なし」の意味である。

2-2. 主成分2…「就業体験志向」度を示す項目別負荷量

図6の主成分負荷量（主成分2）は、「就業体験志向」インターンの特徴に対する因子別寄与度を示している。

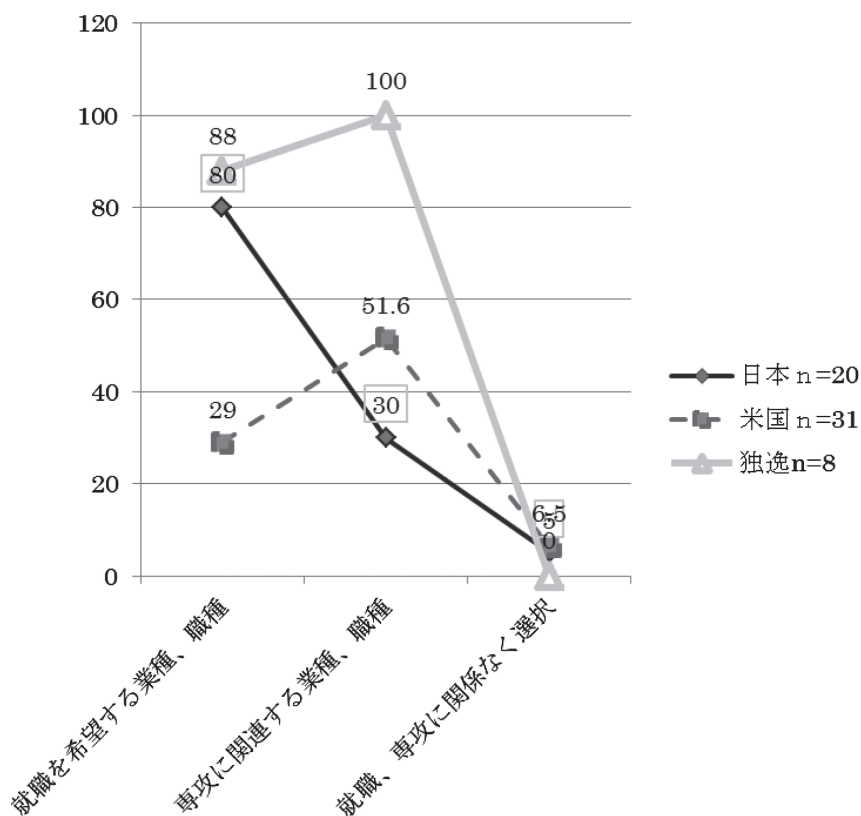
なお、主成分負荷量（主成分2）の「就業体験志向」インターンの特徴に対する因子別負荷量の解釈については、符号を変えて検証した。しかし、その符号を変えた解釈結果は、学生アンケートの原データに基づく解釈や我々の大観光学部ならびに観光企業のインタビュー調査結果と大きく矛盾しており、我々の統合解釈に到底なじむものではないと判断し、棄却した。

図6によれば、「就業体験志向」インターンとしてもっとも寄与度の高い因子は、実習時に「社員の業務に同行」することである。次いで「就職希望業種業務」での実習、以下順に、実習効果による「目標の明確化・動機づけ」、実習業務における「フロント接客業務」、「社員と同じ業務・補助業務」、実習が「必修」、「交通費」支給、実習効果としての「働く意義の実感」の順となっている。

一方、「就業体験志向」インターンのうち、マイナス効果が最大の因子は、実習の「学業への動機づけ」であり、次いで実習における「見学・追従」を見出す場合、さらに実習「期間」、「実習先への就職に有利」と続いている。

以上から、主成分負荷量2の「就業体験志向」インターンの特徴は、「就職希望業種職種」について、「社員の業務に同行」し、「フロント接客サービス」、「社員と同じ業務・補助業務」を行い、「目標の明確化・動機づけ」を行うことを通して、観光業における就業体験をするための寄与度を示すものといえる。これに我々の日本、米国、独逸における学生や観光業への半構造化インタビュー調査の結果を統合して解釈すれば、主成分負荷量2の順序は、就業体験という観光業への就職を前提にした就職までの因子の寄与度を示し、主成分1の「キャリア開発志向」という就職後

図7 観光インターン生の選択先における国際比較（%）



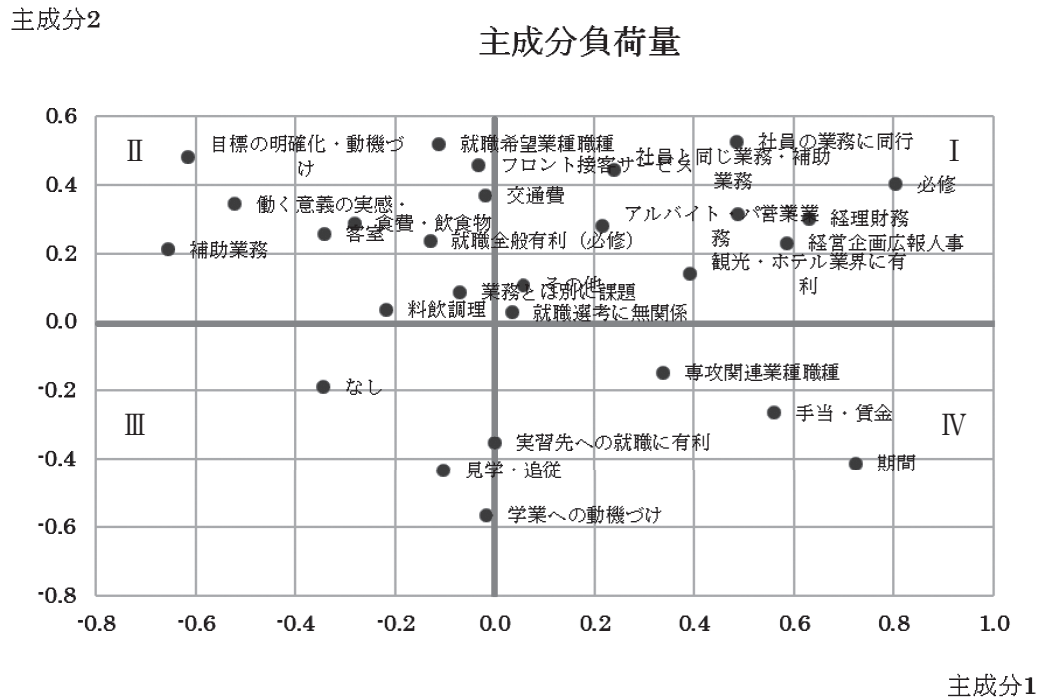
のキャリア開発をもある程度視野に入れた因子の順序とは、当然異なるということになる。

もつとも、このように、主成分2の因子は、主成分1の因子とは異なるものの、真逆に対立する因子の順序ではないことには注意が必要である。

また、実習「期間」は、就職のための修業体験を目的とする学生にとっては、さしたる意味はないのかもしれない。

次に、日米独三か国の観光学生について、就職のための「就業体験型志向」インターン度の状況を原データにより比較してみる。まず主成分2に最も貢献度の大きい「社員の業務に同行」を見ると、米国四五%、独逸一四%、日本一〇%の順となっており、米国のインターンによる就職直結志向を色濃く反映していることがわかる。次に、就職のためのインターン先の選択基準としての「就職希望業種・職種」は、独逸八八%について、日本は八〇%と高水

図8 主成分1 負荷量と主成分2 負荷量のマトリックス



準であり、わが国のインターンも目先の就職を強く意識するものとなっていることを示していることには注意が必要である（図7）。

2-3. 主成分1と主成分2 負荷量のマトリックス

主成分1の「キャリア開発志向」度負荷量を横軸に、主成分2の就職のための「修業体験志向」度負荷量を縦軸にみたものが図8である。

第Ⅰ象限…「キャリア開発志向」寄与度がプラス大、「修業体験志向」寄与度をプラス大とし、両成分が高い領域である。

これに分類される因子は、「必修」、「経営企画広報人事」、「社員の業務に同行」、「営業」、「補助業務」、「観光ホテル業界への就職」の有利性などが含まれる。

第Ⅱ象限…「キャリア志向」効果がマイナスで、「就業体験志向」効果がプラスに属する領域である。ここには、実習効果による「目標の明確化」、「働く意義の実感」などのほか、「補助業務」、「客室サービス」等の実習業務因子が含まれる。「就業体験志向」の場合、実習効果としての「目標の明確化」、「働く

意義の実感」因子が何よりも評価されている。これは、観光企業に就職することがインターンの第一のそしてすべての目標であり、キャリア開発などは念頭にないことを示している。

第Ⅲ象限…「キャリア開発志向」寄与でマイナス大、修業体験志向度寄与がマイナス大、すなわち両成分のマイナスが大きい領域である。これには、実習への「手当なし」、「見学・追従」型実習、「学業への動機づけ」因子が含まれるだけであり、因子の数自体が少ない。インターンへのマイナス効果だけを持つ項目は、こうした因子のみであるから、これらの項目をインターン実施時の目的、形態、効果として考慮するのは、避けたほうがよいといえよう。

第Ⅳ象限…「キャリア志向」効果がプラスでかつ「就業体験志向」がマイナス効果に属する領域である。この領域に含まれる項目因子には、実習「期間」、「手当・賃金」の支給、「専攻関連業種」就職がある。「キャリア志向」効果がプラスでかつ「就業体験志向」マイナス効果に、作用するのは、特に実習「期間」の長さであり、ホスピタリティ・マネジメントを評価する「手当・賃金」の支給である。

3. 主成分得点による二か国観光系学生の国際比較

3-1. 主成分得点による日独観光系学生の国際比較

次に、アンケート個票の主成分得点を、横軸に主成分1、縦軸に主成分2をとるクロス図をつくり、日独観光系学生のグループによる国際比較によるタイプ分けを行ったものが図9である。

図9、図10において、右上第Ⅰ象限の1-8番のグループは独逸の観光インターン生群、左上第Ⅱ象限のグループの9-28番は、日本の観光インターン生群、中央下第Ⅳ象限の29-57番のグループは米国の観光インターン生群であ

る。3グループの観光系インターン生がそれぞれ特質をもつて、分類されていることがわかる。

（1） 1－8番のグループの独逸観光インターン生は、多変量解析によれば「キャリア開発志向」、「就業体験志向」とともに最も高い値を計測される。観光インターンを「キャリア開発志向」、「就業体験志向」の両方を充足する手段として捉えており、結果的に、観光インターンをホスピタリティ・マネジメント会得のための重要な手段と考えているのではないかと思われる。

（2） 次に9－28番グループの日本の観光系学生は、インターンを「就業体験志向」の手段としてのみ評価し、「キャリア開発」効果を全く意識しない。これは、前にみた通り、わが国では、観光インターンが短期の補助的業務における実習が多いことなどから、観光企業が採用時や採用後にそれをさして評価しないケースが多いためであろう。もちろん、本邦の観光企業においても、少数ではあるが、長期インターンを導入し、採用時にその実習成績を評価するケースがあることには留意する必要がある。

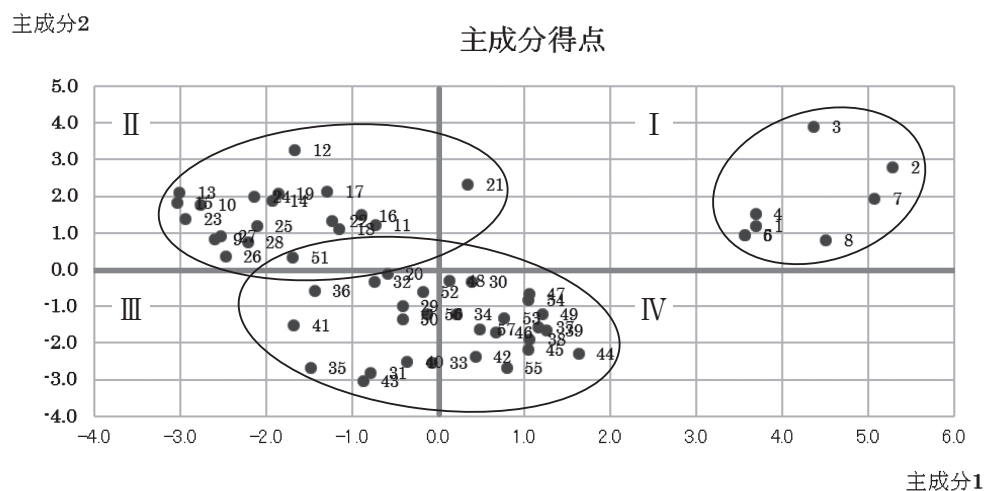
（3） 29番以降の米国の観光系学生は、インターンを就職のための必須事項であり、かつキャリア開発志向の一端としてとらえる傾向にあるといえよう。

3-2. 主成分別得点による日独観光系学生の属性別重心の国際比較

（1）「キャリア開発」インターン志向度の国際比較

図11は、主成分1による属性別得点に基づき日独観光系学生を比較する。図11において、1で示されるのは「キャリア開発」型インターンの傾向が強い独逸である。2の日本は「キャリア開発」型インターン傾向の重心はマイナスである。3の米国は「キャリア開発」型インターン傾向については、トータルとしてはわずかにプラスであるにすぎ

図9 主成分1と主成分2による観光系学生の国際比較タイプ分け



(注) 番号は観光インターン生の国別の個票を示す。1-8は独逸の観光インターン生、9-28は日本の観光インターン生、29-57は米国の観光インターン生である。

図10 図9の主成分得点によるマトリックス図に示される国際比較グループのタイプ分け

第Ⅱ象限 就業体験志向 (+) キャリア開発志向 (-)	日本	第Ⅰ象限 就業体験志向 (+) キャリア開発志向 (+)	独逸
第Ⅲ象限 就業体験志向 (-) キャリア開発志向 (-)		第Ⅳ象限 就業体験志向 (-) キャリア開発志向 (+)	米国

図11 主成分1「キャリア開発志向」グループの属性別重心

1：独逸、3：米国、2：日本

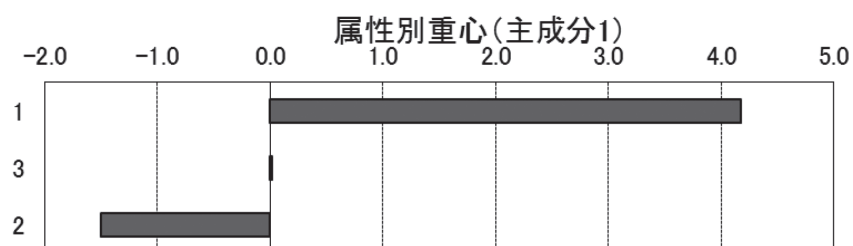


図12 主成分2「就業体験志向型」のグループ

1：独逸、2：日本、3：米国

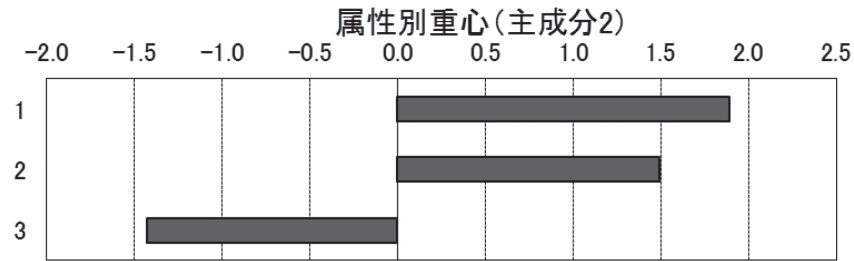
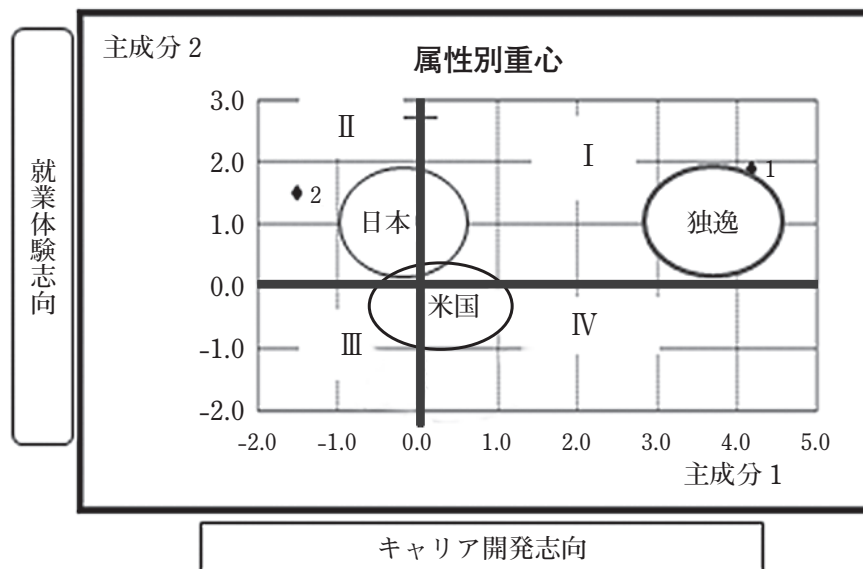


図13 主成分1、主成分2による観光インターン生の国別位置



ない。

(2) 主成分2「就業体験」インターン志向度の国際比較

主成分2による属性別得点による日独観光系学生を比較すると、「就業体験」志向インターン傾向が強いのは、1の独逸と2の日本であり、3の米国はマイナスであり、独・日と対照的である(図12)。

三か国観光系学生の属性別重心をより明確にするために、主成分1と主成分2をマトリックスとして、分類すると図12のようになる。

図13で横軸はキャリア開発志向を示し、右になるほどキャリア開発志向が高く、左にいくほどキャリア開発志向が低いことを示す。一方、縦軸は就業体験志向を示し、上ほど就業体験志向を示し、下になるほど

就業体験志向の低さを示す。

図13は図9を単純化したものである。ここで、あらためてグループごとの特徴を総括すると次の通りである。

1グループの独逸の観光インターン生は「キャリア開発志向」、「就業体験志向」とも極めて高いことを示している。また、2グループは日本であり、「就業体験志向」はきわめて高いものの、「キャリア開発志向」はきわめて低いことがわかる。

一方、3グループは、米国で、「キャリア開発志向」は若干のプラスであるが、「就業体験志向」ではマイナスという特徴がある。

以上から次のように言えよう。①日本の観光系学生はインターンを単なる選択制の就業体験ととらえているので、その実習も短期の補助業務中心となっている。②しかし、米国の場合、観光系学生にとって、インターンは就職の前提とされており、そこでは、就職後ただちに下級管理者としてビジネスを行うに必要なホスピタリティ・マネジメント修得が求められることなどから、経営管理部門での実習が必須とされている。このため、長期必修のインターンとなり、観光企業からは、キャリア開発の一環とみられることが多い。③独逸の観光系学生のインターンは、キャリア開発志向、就業体験志向ともきわめて高く、長期必修であり、実習期間中に財務会計を学ぶなど経営管理を含めたホスピタリティ・マネジメントを修得するものとみられる。

3-3. 観光インターンシップの国際比較仮説についてのインタビュー、アンケート調査研究の統合結果を多変量解析の側面から検証

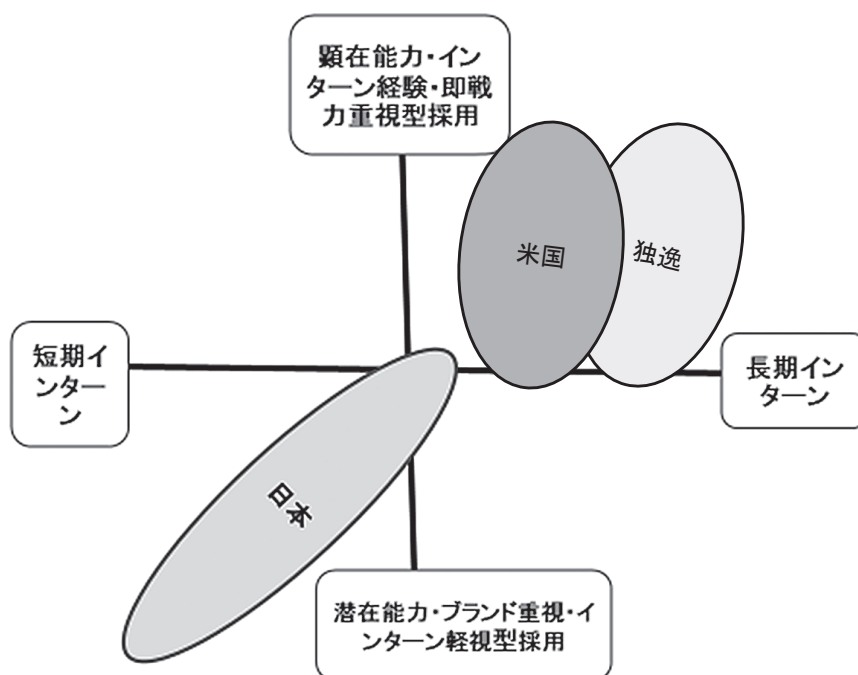
われわれは、日米独の観光インターンについて、大学観光学部への半構造化インタビュー、観光系学生へのアン

ケート調査、日独英の観光企業へのアンケート調査を実施し、これらを統合解析し、次のような仮説の検証結果を得た。その統合解釈をもとに、作成したのが、図14の観光企業におけるインターンと学卒採用のタイプ別国際比較モデル^⑫である。

米国では、観光企業への新卒就職者はインターンが必修とされていることから、日本のように新卒採用者に占める自社インターン生の比率がゼロとする企業の割合が六五％に達することはなく、観光企業では自社インターン生が当然に採用されている（図15）。また、観光企業は採用時に自社インターンを必ず課して、顕在能力、即戦力があるかどうかを見えることを建前としているケースもある（二〇一四年、Double Tree by Hilton, Hilton Anaheimの採用担当マネージャーのコメントなど）。

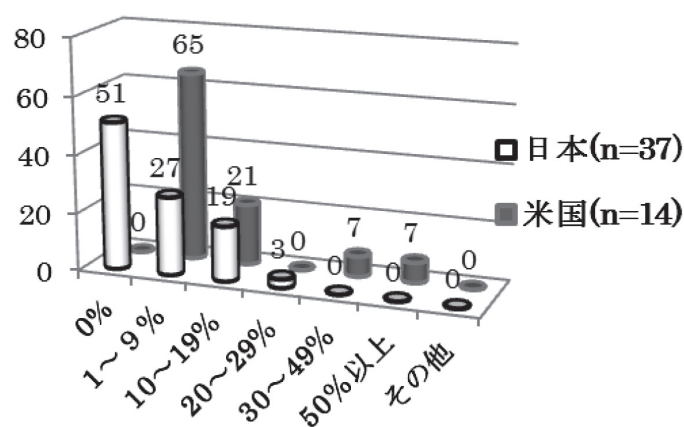
われわれの基本的な仮説は、観光インターンについて、欧米の観光企業や大学観光系学部ではキャリア開発の一環としてとらえるのに対し、わが国ではキャリアガイダンス（就業体験）としてとらえるため、これが彼我的就職決定力の差をもたらしているということとその検証である。この仮説の設定とその検証過程は、観光インターシップに関する国際比較仮説についてのインタビュー、アンケート、先行研究との統合解釈を、さらに多変量解析の側面から検証し、その妥当性を多変量解析により定量的に裏づけるという研究順序とした。その結果、今回我々は、初めて、定量的に観光インターシップの国際比較における仮説の妥当性を、次に示す通り、おおむね検証することに成功した。すなわち、多変量解析による χ^2 乗検定、クラメル連関計数は、我々の仮説検証が有意であることを示している。また、主成分分析の結果は、われわれの仮説とその上記検証結果の統計的解釈と矛盾するものではなく、われわれの仮説の妥当性を傍証するものである。

図14 観光企業におけるインターンと学卒採用のタイプ別国際比較モデル



(注) ①長期インターンと短期インターンの国別区分については、本論の「図3 観光インターンの期間の国際比較」を参照することにより、わが国の観光インターンが短期・選択で、欧米が長期・必修であることがわかる。より詳しくは、太田和男（2014）「観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較」『日本大学法学会』、第50巻第4号、12-13頁、7-9頁。太田和男（2015）「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較—日米独観光系学生のアナケート・インタビューなどから」『政経研究』日本大学法学会、第51巻第4号、100-102頁。

図15 新卒採用者に占める自社観光インターン生の割合



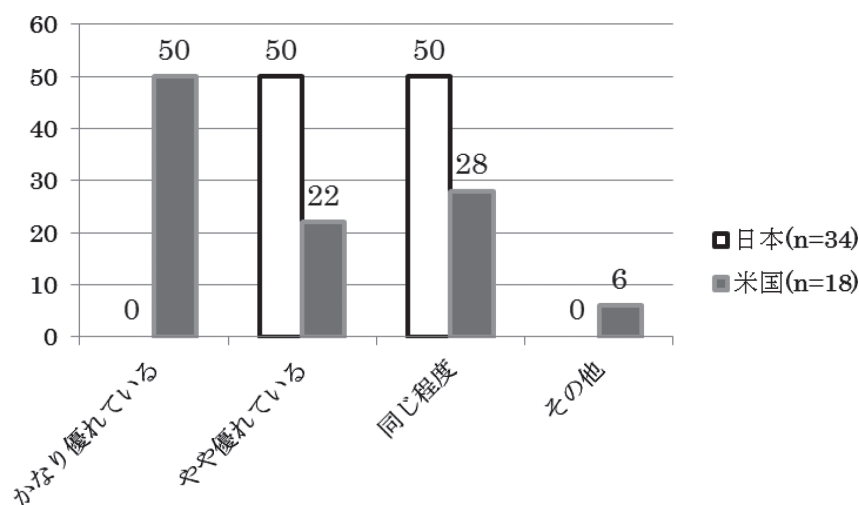
しかし、主成分分析の結果は、就業体験型インターンの日本に対し、キャリア開発型インターンの米独という構図をさらに細分化しなくてはならないことを改めて示した。それは、米国の観光インターンでは就業体験志向はなくキャリア開発志向色だけであるのに対し、独逸の観光インターンはキャリア開発と就業体験の両方にきわめて高い数値を示したからである。それらは、いずれにしても、わが国の短期選択型のインターンと観光専門科目の組み合わせによるカリキュラムとは質的に著しく異なるものといえよう。

3-4. 生産性向上を意識した秀逸な観光インターン導入へ

観光インターン経験者の採用後パフォーマンスについては、データの制約上、主成分分析の対象となっていない。また、その原データによる比較も、日米に限定されている(図16)。しかし、日米についてみると、観光インターン生の採用後のパフォーマンスの企業評価が、「かなりすぐれている」とされるのは、米国のキャリア開発型観光実習経験者で五割に達しているが、我が国は皆無である(図16)。こうした、日米観光インターン生の就職後の隔絶したパフォーマンス格差をうむ要因の一つとしては、観光インターンを含めた観光教育における日米の取り組みの差があげられる。観光業の生産性格差は、労働、資本の質と量、その組み合わせのための知識・技術・情報格差から生じる。したがって、観光業の生産性格差を測るには、観光インターンを含めた観光教育における日米の取り組みという労働の質的・量的改善の貢献度を測定する必要がある。もともと、実際には、観光サービス業の生産性を把握するための統計整備が遅れており、当該分野の日米独の比較は現状ではできない。

しかし、こうした観光インターン経験者の採用後パフォーマンスの差が、日米の観光業の生産性に強く反映するということは、上記の通り、生産性格差に労働の質量が大きく影響することから言えることである。観光業における

図16 日米のホテルインターン修了者の就職後のパフォーマンス比較



出所：太田和男「観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較」、『政経研究』第50巻第4号、日本大学法学会、16-17頁

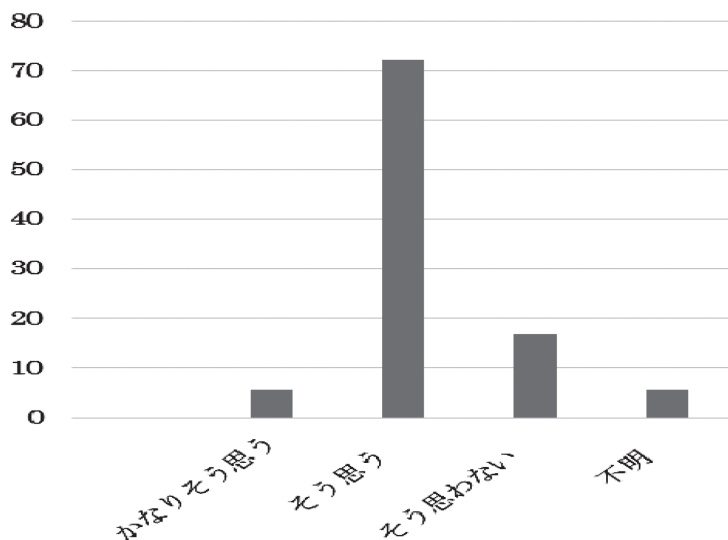
（注）米国のホテル及び日本のホテルへのアンケートによる。

サービスがホスピタリティ・マネジメントや「おもてなし」の量と質とが、観光インターン経験者の採用後パフォーマンスによっても左右されるからである。

もつとも、近年、中国を中心とするアジア諸国の所得が増加を続けていたりことや円安によりわが国への観光客、いわゆるインバウンド観光客が急増しているため、インターンの形態に伴う生産性格差は表面化していないのが実情である。しかし、わが国の秀逸な観光インターンのモデルは、観光業が直面しつつある急速なグローバル化の中で、その観光業の生産性に及ぼす効果に焦点をあてて議論されなければならないであろう。¹³⁾

観光インターンに関する我々の仮説は、①独逸、米国は「キャリア開発型」であるのに対し、日本は「就業体験型」であることと、②それは米独における「長期・必修・ホスピタリティ・マネジメント業務実習」に対し、日本「短期・選択・単純補助・見習い業務実習」であり、③その結果、観光業におけるインターンシップ経験者のパフォーマンスが、独米では日本より圧倒的に高く、④これが、日本の観光業の相対的低生産性をもたらしているとみられるとする

図17 わが国の観光インターン生に対し、「長期インターンは短期の複数回実習よりも有効と考えるか」とする質問への回答



ものである。

この仮説については、太田（二〇一四、二〇一五年論文）¹⁴ならびに本論文において、アンケート調査、インタビュー調査、先行研究を統合して、検証し、おおむねその妥当性を検証してきた。本研究はその説明力を、多変量解析により、さらに高めようとするものであり、その目的はおおむね達成されたといえよう。しかし、独逸のサンプル数が少ないこと、独逸の観光業学生の高パフォーマンス・高生産性を立証する統計に欠けていること、日米独の観光統計の整備の遅れによる説明力不足は認めざるを得ない。これらの点についての、データ入手による統計分析については他日に期したい。

以上の仮説検証過程から導かれるのは、「わが国観光インターンは、グローバル化に対応するため、キャリア開発型の長期インターンを目指すべきである」とする結論である。グローバル化に対応して、我が国観光産業が生産性をあげるためには、人材面でホスピタリティ・マネジメントを在学時に身に着けられるように、海外インターンを採用しつつインターンを長期・必修化することが要請されるということである。それでは、わが国観光インターン経験学生の意識はどうか。図17に

見る通り、わが国の観光インターン生の場合、「長期インターンは短期の複数回実習よりも有効と考えるか」との質問に対し、「かなりそう思う」と「そう思う」が合わせて八割弱に達している。わが国観光インターン生は、暗黙知による観光業務習得には、短期かつ多様な業種企業における実習よりは、長期実習のほうが効果があると判断している。わが国学生の長期インターンへの高評価は、学生側に生産性向上に貢献する長期必修キャリア開発型の秀逸な観光インターンへの潜在的ニーズが大きいことを意味しよう。

秀逸な観光インターンを考慮する際に、根底に置かなければならないのは、わが国観光企業が生産性向上による欧米観光企業との格差縮小である。生産性向上は、その規定要素である「資本」、「労働」、「その組み合わせ技術」における質的改善と量的増加を意味する。「資本」、「労働」の量的質的向上は、具体的には、「企業の収益力向上」、「従業員の賃金上昇」を意味する。わが国観光企業の生産性上昇率が、欧米のそれを上回る結果を示すときに、観光産業における、我が国と欧米との格差縮小がおきる素地が整う。

こうした視点から要請されるわが国観光インターンの長期必修・キャリア開発型へのシフトは、観光業界においては中間管理層の不足、大学においてはカリキュラムの制約など実習指導面での隘路があり、容易ではない。したがって、長期必修キャリア開発型かつ海外インターンを含む秀逸な観光インターン実現には、こうした実習指導面での隘路をクリアするための施策が講じられなければならない。そこで、観光インターン推進機関やプラットフォームの設置のほか、既往の推進組織体活動の活発化をはかるため、観光企業、大学など教育機関、推進機関間の連携促進が要請されることになる。急速に進行するグローバル化による国際競争の激化、インバウンド需要の急増という市場急成長の中で、わが国観光企業の生産性向上のために、観光企業、大学、推進機関がそれぞれの立場から如何に取り組む

のかその対応が注目されるところである。

【謝辞】

本研究はJSPS科研費課題番号23531021の助成を受けたものです。

【注】（引用文献）

（1） JSPS科研費課題番号23531021のテーマは、「観光インターンシップがキャリア形成におよぼす効果」。本研究は、①研究代表者・企画・統合解釈・日米担当…太田和男（武蔵野学院大学）、②研究分担者・日米担当…那須幸雄（文教大学）、研究分担者・独英担当…千葉隆一（文京学院大学）、研究分担者・経営品質・日本担当…渡辺昇（武蔵野学院大学）の共同研究により実施されたもので、研究期間は平成三三年度～二六年度（二〇一一年度～二〇一四年度）。

（2） ①太田和男・渡辺昇（二〇一五）「観光インターンシップと経営品質」『武蔵野学院大学日本総合研究所研究紀要』第一二巻、三八三―三八七頁。

②太田和男（二〇一五）「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較―日米独観光系学生のアンケート・インタビューなどから」『政経研究』日本大学法学会、第五一卷第四号、九一―一五二頁。

③太田和男（二〇一四）「観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較」『政経研究』日本大学法学会、第五〇巻第四号、一一―三三頁。

（3） ①太田和男、那須幸雄は、二〇一一年九月、セントラル・フロリダ大学、コーネル大学、ヒューストン大学、二〇一二年八月ハワイ大学、二〇一三年ネバダ大学の各観光系学部を訪問、インターンシップ担当教職員、学生にインタビューした。千葉隆一は二一〇一三年九月に英国・ドイツのホテルなどにインタビューした。（ちなみに、米国におけるインタビュー訪問大学の詳細は次の通りである。）① University of Central Florida, Rosen College of Hospitality Management. ② Cornell University, School of Hotel Administration. ③ University of Houston, Conrad N. Hilton College of Hotel and Restaurant Management.

④ University of Hawaii Manoa, School of Travel Industry Management. ④ Management. ⑤ University of Nevada, Las Vegas, William F. Harrah College of Hotel Administration.

また、米国におけるインタビュアー訪問先のホテルは次の通りである。① The Cosmopolitan of Las Vegas. ② Double Tree by Hilton, ③ Hilton Anaheim.)

② 太田和男、那須幸雄は、二〇一二年四月、二〇一三年二月、日本のホテル三〇五件、米国ホテル二七七件に対して、インターンシップのアンケート調査を実施した。回答は日本四九件、米国二〇件であった。

③ 千葉隆一は、二〇一二年二〇一三年に、アンケート調査をドイツの① Best Sabel Hochschule Berlin 私立を含む五大学、Adron Berlin を含む一〇ホテル、英国の二ホテル、英独の二航空会社、英独の三旅行社に実施した。

⑥ 渡辺昇、太田和男は、二〇一四年ANA成田エアポートサービス株式会社を訪問、観光インターン生受け入れ・採用に関するインタビューを実施した。

⑦ 那須幸雄、太田和男、千葉隆一、渡辺昇は、二〇一二年二〇一四年に、わが国大学における観光学部、観光インターン生を送り出している学部を訪問し、観光インターンに関するインタビューを実施した。

(4) 「欧米のキャリア開発型インターン」の出所については、太田和男(二〇一四)「観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較」『日本大学法学会』、第五〇巻第四号、一二二―一二三頁。

(5) 太田和男(二〇一五)「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較―日米独観光系学生のアンケート・インタビューなどから」『政経研究』日本大学法学会、第五一卷第四号、一〇〇―一〇三頁。

(6) 原 忠之(二〇〇八)「わが国におけるインターンシップ制度の方向性検討への議論」、月刊ホテル旅館45(3)(通号五三九)、柴田書店、七二―七三頁。ちなみに、原 忠之 セントラルフロリダ大学ローゼン・ホスピタリティ経営学部副学部長・准教授・博士(二〇一一)からは「米国の大学・ホテル企業に於けるインターンシップに係る調査へのご協力のおかげについて」でのコメントをお送りいただいたほか、本調査については、多大の御支援をいただいている。

(7) 太田和男(二〇一五)「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較―日米独観光系学生の

アンケート・インタビューなどから』『政経研究』日本大学法学会、第五一卷第四号一〇三—一〇五頁。

(8) 「暗黙知」(tacit knowledge・タシット・ナレッジ)は、元来、欧米の産業・企業経営における論文に広く用いられてきた概念で、「記録された文書や書籍によらないで、視聴覚を通して伝承される知識・技術」である。「形式知」(explicit knowledge ; cogified knowledge)は、文章や、数式、図表などによって表現、説明できる知識・技術のことである。明示的知識ともよばれる。経営学者・野中郁次郎が知識創造に関する研究において、暗黙知の対象概念として導入した。インターンの機能は、「形式知」の伝達による座学と異なりこの「暗黙知」の伝達・継承にある。

(9) 太田和男（二〇一五）「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較—日米独観光系学生のアンケート・インタビューなどから」『政経研究』日本大学法学会、第五一卷第四号、九六—一〇〇頁。「暗黙知」(tacit knowledge・タシット・ナレッジ)については、注7参照。

(10) 太田和男（二〇一五）「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較—日米独観光系学生のアンケート・インタビューなどから」『政経研究』日本大学法学会、第五一卷第四号、一〇五—一〇六頁。

(11) 太田和男（二〇一五）「観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と関連課題の国際比較—日米独観光系学生のアンケート・インタビューなどから」『政経研究』日本大学法学会、第五一卷第四号、一四〇—一四一頁、「…中略。それにもかかわらずわが国観光インターン実習生の観光系企業への就職志向は独逸なみにきわめて高く、インターンを就職に結びつくようにしてほしいと強く要望している（図16）。後略。

(12) 太田和男（二〇一四）「観光インターンシップにおけるキャリア開発効果の国際比較」『政経研究』日本大学法学会、第五〇巻、第四号第五〇巻四号、一八頁。

(13) 財団法人社会経済生産性本部とサービス産業生産性協議会（二〇〇九）「同一サービス分野における品質水準の違いに関する日米比較調査」では、日本の中高級ホテルのサービスは、米国人から見ても日本人から見ても、日本の方が若干サービスの質が高い結果となっている。ちなみに、この調査は、代表的な二〇種類のサービスを対象に、品質や価格について、日米のどちらが、どの程度高いと感じているか、日米両国に滞在経験のある日本人・米国人それぞれに定量的評価を求めたもので、

過去に類例を見ないユニークな調査である。

②奥谷 啓介（ウエスティンスタンフォード&プラザシンガポール、ニューヨークプラザホテル等に勤務後、ホテルコンサルタント）は、ホテルの生産性では、巨大なチェーン店経営方式の米欧が日本のそれを大きく上回っている事実を、「私が見たアメリカのホテル」（アップルワールド）において、次のように指摘している。「米国のホテルで一万円儲かることが、日本のホテルでは三、七八〇円しか儲からないという数字を世界経済協力開発機構（OECD）の調査報告が出している。日本の労働生産性はOECD参加三三カ国中、とても低い水準にある。生産性が低ければ、給与は低く、長時間労働となることは避けられない。…中略…なぜこんなにも労働生産性が低いのか？それは日本特有の「おもてなし文化」に深く関係している。お客様のことを最優先して考えるという姿勢が生産性を上げるネックになる。ホテルで最も大きな経費は人件費。利益を上げるためには、スタッフの時間はお金という意識を強く持つことが必要。だが、ゲストから苦情があがれば、たとえそれが理不尽なものであろうとも、時間をかけて付き合う。スピーディーなサービスを行うために、朝食には一〇人のゲストにつき一人のウェイター&ウエイトレスを配置する。アメリカならば、理不尽な要求には付き合わず、朝食には一五人のゲストにつき一人しか置かない。」

出所：http://appleworld.com/apl/concierge/hotel_in_usa/1182446_196505.html、二〇一六年二月一四日。

- (14) ①太田和男（二〇一四、二〇一五）「同上論文」。②太田和男・渡辺 昇（二〇一五）「観光インターンシップと経営品質」『武蔵野学院大学日本総合研究所研究紀要』第一二巻、三八三―三八七頁。③「観光インターンシップがキャリア形成に及ぼす効果」『武蔵野学院大学日本総合研究所研究紀要』11、四五三―四五八頁。④太田和男（二〇一三）「観光インターンシップと就職」『帝京平成大学紀要』第二四巻(2)、三三五―三四五頁。⑤太田和男（二〇一二）「インターンシップとキャリア教育―観光・ホスピタリ課程にインターンシップは必要か」『帝京平成大学紀要』第二三巻(2)、四四五―四五四頁。

「ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ」
『有名な学者のこぼれ話と著書に関する情報』
(第十七巻、一七五八年、ハレ、出版、Ch・P・フランケン)

ヨハン・ペーター・ニケロン著
フリードリヒ・エバーハルト・ラムバ編
川 又 祐 訳

フォン・ゼッケンドルフの家系は、全フランケン地方のうちでも、きわめて数の多い、最古の、そしてとても有名な貴族の家系に属している。「それには」十の系統が見られ、この点に関して彼の家系には、特別な屋号が与えられていた。というのも、ザインスハイム家 (die Seinsheimer) が最古の家、アインハイム家 (die Einheimer) が最も堂々とした家、クルムバッハ家 (die Krumbacher) がとても裕福な家というように、ゼッケンドルフ家 (die Seckendorfer)

は、最大の家と呼ばれてきた。こうしたゼッケンドルフの家系の長い歴史に対しては、きわめて小さな疑念さえない。一〇四二年から一四八七年まで旧ドイツの騎士馬上試合では、抜きん出たゼッケンドルフ家の三五人が見つかる。そして一四七七年にはその三二人が見つかる。それは、この家の特別な結びつきを表している。かくして、数世紀にわたって、ゼッケンドルフ家が最上級の官職に就いてきたことが説明できるのである。ブルヒャルト・フォン・ゼッケンドルフ (Burchard von Seckendorf) は、一二三九年皇帝ルートヴィクス・バヴァルス (Kaiser Ludovicus Bavarus) 、そしてニュルンベルクの城伯ヨハネス (Burggraf von Nürnberg, Johannes) から側近に取り立てられた。エーレンフリート・フォン・ゼッケンドルフ (Ehrenfried von Seckendorf) は、フランケンのラント平和令長官 (Hauptmann des Landfriedens zu Franken) であった。そしてヴュルツブルク司教とニュルンベルク城伯との間に生じた係争解決に大きく貢献した。ハインリヒ・フォン・ゼッケンドルフ (Heinrich von Seckendorf) は一四一四年、コンスタンツ公会議に出席した。アペル・フォン・ゼッケンドルフ (Apel von Seckendorf) は、一五〇七年、帝室裁判所陪席判事 (der Kaiserliche Cammergerichtsassessor) に任命された。様々の宮廷つき式部長官 (Marschälle) 、顧問官 (Räthe) 、管区長 (Amtshauptleute) 、あるいは教会における司教 (Bischöfe) や高位聖職者 (Prälate) であった人たちについては、「ここでは」言及しないでおく。

私たちのファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ (Veit Ludwig von Seckendorf) は、オーバーツェン領主 (Erbherr) 、ヘアツオーゲン・アウラハの地方長官 (Landshauptmann) 、そしてバンベルク司教の主馬頭 (Stallmeister) であったヨアヒム・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ (Joachim Ludwig von Seckendorf) ⁽¹⁾ の息子であった。彼の母は、マリア・アンナ・フォン・ブルテンバハ (Maria Anna von Burtenbach) といい、シエルテル・フォン・ブルテン

バハ (Schertel von Burtenbach) の孫であつた。シエルテルは、シュマルカルデン戦争において豪勇さで拔きん出て、彼のことを歴史家のトゥアヌス (Thuanus) や、スライダヌス (Sleidanus) そしてホルトレーダー (Horleder) は、きわめて賞賛すべきと言及した。こうした両親から、彼は一六二六年十二月二十日、ヘアツオーゲン・アウラハに誕生した。彼には二人の弟が続いた。すなわち、クヴィリヌス・フォン・ゼッケンドルフ (Quirinus von Seckendorf) とハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ゼッケンドルフ (Heinrich Gottlob von Seckendorf) である。前者は一六二四年 (sic)、後者は一六三七年に生まれた。⁽³⁾ 後者に対して私たちのゼッケンドルフは特別の愛情を示した。彼の学校や大学の面倒を見て、ゴータとプファルツ宮廷における重要な業務の役に立たせたのである。

ゼッケンドルフ自身の教育については、大部分、彼の母親に感謝しなければならないかった。というのも、彼の父は三十年戦争でスウェーデン国王に仕え、出征したからである。そして母でありヨアヒムの妻は、戦争の騒乱のために各地を転々としなければならなかったもので、彼は、ある時はコーブルク、ある時はミュールハウゼン、ある時はエアフルトで有能な教師に委ねられた。彼らの指導のもと、彼は自分の偉大な才能で、当時の悲しい時代の運命に逆らつて、成功することができた。すなわち、彼は年齢十歳にしてラテン語、ギリシャ語、ヘブライ語をおおよそあやつり、そして数学に取りかかった。この結果、彼はゴータ公であるエルンスト敬虔公 (Herzog zu Gotha, Ernst der Fromme) の知るところとなり、公は、彼を一六三九年コーブルクのギムナジウムに連れて行き、同地で彼を極めて徹底的に教育した。そして、公の少なからぬ激励を受け、この地で、ヴェルテンブルクの居宅から来ていた二人の皇子と勉学を共にした。称賛すべき公がこの二人の教育を引き受けていたのである。それに続いて、彼はゴータのギムナジウムに入学し、当時の有名な校長アンドレアス・ライヤー (Andreas Reyer [Reyher]) の監督に委ねられた。ライヤーのもと、

彼は二年間で、大学に十分に入学できるまでになった。そうするうちに、彼の父が一六四二年、ザルツヴェーデルで命を失った。そのことが、このように勉強を継続する手段を彼から取り上げたのである。だが彼は、スウェーデン軍指揮官トアシュテンゾン (Torstenson) にちょうどうまく紹介されることになった。トアシュテンゾンは、ゼッケンドルフの母に恩給を受けさせてくれた。スウェーデン女王クリスティーナ (die Königin von Schweden, Christina) は、父親「ヨアヒム」の偉大な功績を考えて、父の最期「の分」までの恩給を母親に認めた。まったく特別な後援者を彼は、將軍モルテーン (Mortaigne) に見出した。モルテーンは彼をシュトラスブルク大学に通わせ、当時有名な教師レープハン (Rebhan)、タボール (Tabor) そしてベークラー (Böcker) の大きな利益のある授業を聴講させた。この地で彼は、三年間を過ごし、そして教員全員一致の成績証明書によって、公式の要職を十分司る能力を有していると認められた。

まず最初に、彼は、自分のこれまでの証明済みの勤勉さによって報酬が見つけれられることを期待して、ヘッセン・ダルムシュタット宮廷に問い合わせた。当時の方伯ゲオルク二世 (Landgraf, George der zweite) は、彼を軍務で使おうとし、彼をそれゆえ、近衛兵隊准士官 (Fähnrich) に任命した。しかし、先に言及した將軍モルテーンは、方伯の決定に抵抗した。なぜなら彼は、ゼッケンドルフであれば他の宮廷や官職をもっとうまく司ることができるであろうと見ていたからである。そして彼は一六四六年ダルムシュタット宮廷を去り、エアフルトへ赴いた。だがこの旅行中、彼はゴータに再び紹介され、寛大にも数年前、コーブルクでの教育に配慮してもらっていたエルンスト公から、愛顧を受けながら迎えられた。当該君主は、自分が若きゼッケンドルフに対して、大きな仕事をしてくれるであろう素晴らしい素質を、そして敬神や美德を愛する心を見つけていたことを忘れていなかったのである。公は、ゼッケンドル

フに対して宮廷説教師 (Hofprediger) クリストフ・ブロンコアスト (Christoph Bronchorst) を通じて、君侯参議官 (Fürstlicher Rath) や小姓 (Hofjunker) の役割を受け入れるつもりがあるかどうか、提案した。なるほどこれでは、私たちのゼッケンドルフの偉大な才能に対してはいささか物足りないと思われる。だが敬虔な君主は、ある部分では、ほんの二十歳に達したばかりの当時の彼の年齢を認識していたのであり、ある部分では、こうした地位に就く場合、ゼッケンドルフをあらゆる仕事から解放して、より重要な職務への準備がますますできるようになればならなかったのである。こうした意図がうまくいけばいくほど、彼はこの賢明な君主から愛され、教育を受けることになった。ほとんど得ることのなかった幸福感が彼にもたらされ、その上、君侯蔵書が毎日、彼に開かれていた。彼は、君侯の最重要な参議官のもとへ自由に入室することができるようになり、大学や文献が教えてくれないものを彼らとの交わりから修得していった。彼の特別な特権には、彼が日曜日にエルンスト公を訪ね、公に対して、ゼッケンドルフが有益な事柄を講義し、説明し、それらに関する自分の考えを披露し、時には、宮廷法、国家法の重要な諸疑問に答えねばならなかったというものがある。この君主は、ゼッケンドルフに自分の勉強ができるよう、時間を分け与えた。そうした指導の結果、彼は、午前中は共通法の修得、午後には、系図学、歴史学、地理学、神学、哲学、とりわけ数学に取り組みねばならなかった。これに加えて、大部分のヨーロッパ諸言語の知識は、彼にとつて有益であった。それらをすべて、英語のみを除いて彼は理解していたが、その漏れを彼はとても残念に思っていた。この時期に、彼は、広範で、およそ貴族には並外れた学識を獲得しただけではなく、さきほど言及したゴータの宮廷説教師クリストフ・ブロンコアストとの親密な交際を通じて、彼自身の告白に従えば、それが彼の重要職務の迅速な執行に大きな影響を及ぼしてくれたという形で、ゼッケンドルフの敬神と美德とが強固なものにされていったのである。その際、彼は、

それが廷臣に要求されるような、外面上、彼の肉体や、姿勢そして運動を快適にしてくれるものを怠ることはしなかった。それゆえ彼は、ゴータ宮廷を訪問した全員から高く評価されることにもなった。彼がこうした資質により、エルンスト公を満足させ、それを増大させたとき、彼は、一六四八年、数多くの侍従 (Cammerherr) の中に迎えられた。しかも、公からは、より多くの、より重要な仕事を依頼されるようになった。そして、この時期、ヴェストファーレン和平の実務を扱うために、この君主〔エルンスト公〕は、ゼッケンドルフを外国宮廷や、スウェーデン將軍ヴランゲル (Wrangel) への大使として用いた。当時、ヴランゲルの軍は伯爵領グライヒェンにいた。オルトルーフ市に害を加えないようにというゼッケンドルフの抗議により、將軍は移動していった。総じて彼は、まわりくどい支離滅裂な文書から明瞭な報告を行うことができただけでなく、困難な事態でも賢明で、目的達成に役立つ助言を与えることができたことで、エルンスト公からの信頼を獲得していった。

彼の名前と功績は、外国においても、一六五〇年バイロイト辺境伯エルトマン・アウグスト (Marggraf von Bayreuth, Erdmann August) から、自分の皇太子クリスティアン・エルンスト (Christian Ernst) の外国旅行へ同行するよう所望されるほど、有名となっていた。だがゴータ公エルンストは、半ば彼がいなくても不自由することはなく、半ば外国への旅行も重要視することはなかったが、ゼッケンドルフを自分の宮廷から去らせはしなかった。ゼッケンドルフは、こうした自分の主君からの拒絶を悔しがることはなかった。なぜなら彼は一六五一年、枢密参議官コレギウム (Geheimerathscollegium) に迎えられたからであった。それは、彼が、偉大な法学者であった四人の枢密参議官による厳しい試験を受けて、彼ら全員からこの昇格にふさわしいことが確かめられた後のことであった。一六五六年、彼は公の領地を一人で監督することを任された。そして、エルンスト公にとってゼッケンドルフはどれほど素晴らし

い価値があつたのか、またゼッケンドルフ氏自身が、『君主国』の中で認識力の検証をどのようにして行つたのか、を考察してみれば、この役目にどれほどの名誉があることなのか、たやすく認めることができる。今言及した勤めに、一六五六年にはアルテンブルク公からゼッケンドルフに対して依頼されたイエナ宮廷裁判所裁判官 (Hofrichter zu Jena) の役職が加わつた。それを彼は手際よく、誠実に行つた。それは、公文書館の文書によって現在でも立証することができる。

そうした定評のある誠実さで、彼に対するエルンスト公の信頼は増大していった。それゆえ、一六六三年ゴータのカンツラー、ヴィルヘルム・シュレーター博士 (Doctor Wilhelm Schröter)⁽⁴⁾ が亡くなつたとき、君侯はゼッケンドルフを最高ランデスコレギウム長官 (Director seiner höchsten Landescollegien) に昇格させた。彼は、とても勤勉で、誠実で、「仕事に」飽きることがないことを証明し、また尊敬の念を獲得していき、彼はいわば、彼の年代「の誰」よりも勝つていったのである。なお現存する記録によつて、あまりに明白にかつ本当に、ある疑問に引き込まれてしまう可能性が大きく示されている。

ひとはおそらく、どのような経緯であつたのか不思議がるかもしれない。つまり「その疑問というのは」、君主「エルンスト公」に妬みを覚えさせるまでの人物であつたのに、また彼にはゼッケンドルフ以上の家臣を望むことができなかつたのに、このゼッケンドルフが、どのようにして「職務の」免除を申請して認めてもらえたのか、である。だが、自分の君主からの愛顧を失つてはいないのに、この免除を申請するには、十分で特別な原因があつたのである。主たる原因の一つは、ゼッケンドルフが多過ぎるほどの仕事を依頼されていたからで、「誰にも」侵すことのできない忠実さを備えていた彼は、それらをあえて行ふ自信がなくなつた。なканずく、彼は、多くの並外れた仕事に求め

られていたのである。エルンスト公への勤めを免除してもらうことは、三人の高貴な帝国君侯が自分に仕えるよう文書で要請した以外、ほとんど知られることはなかった。申し出てくれたこの三人のうち、彼は、ザクセン・ツァイツのモーリッツ公 (Herzog Moritz von Sachsen-Weitz) から行われた申し出を選択して、公のもとで、提示されたカンツラー (Canzler) と宗務庁長官 (Consistorialpräsident) の地位に就いた。その地位は、ヨハン・ハインリヒ・メーネ (Johann Heinrich Meene) が身体の状態が弱ってしまったので辞職したものであった。メーネは、その後すぐに生涯を閉じていた。仕事が多様多様であったことが、彼がゴータ宮廷を去った理由であった。彼は、この地での仕事が「以前の量」より少なくなつたわけではない。なぜなら、彼の偉大な能力であればすべてが要求できると考えられたからである。それゆえ、言及したモーリッツ公は彼の勤めに完全に満足することができただけでなく、別の宮廷から、この尊敬すべき人物に勤務するよう要請が行われたのであった。ボヘミアへの旅行で彼は、君主ロプコヴィッツ (Lobkowitz) から皇帝レオポルト (Kaiser Leopold) に紹介された。皇帝は、しばらくの間寛大にもゼッケンドルフの相談にのってくれた。その際、彼は有名なランベキウス (Lambecius) とも知り合いになった。彼とゼッケンドルフはその時以来、学術的な文通を行っている。

これに続いて、ザクセン選帝侯ヨハン・ゲオルク二世 (Churfürst von Sachsen, Johann George der zweite) が、一六六九年ゼッケンドルフを自分の枢密参議官に任命して、相当の俸給を定めた。それによってゼッケンドルフは、イエナ宮廷裁判所裁判官の職を辞するよう説得された。何度も言及したザクセン・ゴータのエルンスト公の死去によって、ゴータの宮廷とはすべてのつながりがなくなった。その後継者フリードリヒ (Friedrich) は、ゼッケンドルフの功績を十分に知っていた。そして愛顧を以て自分の家臣としてゼッケンドルフに彼の領邦を今後手助けするよう

所望した。「だが」この時期、フォン・アインジューデル (von Einsiedel) が没したので、彼は、領邦長官 (Landschaftsdirektor) に任命された。そしてすべての領邦等族から大きな尊敬を受けることになった。わずか数年後、枢密参議官そしてアルテンブルクのカンツラーであったヨハン・トーマス博士 (Doctor Johann Thomas) が亡くなった。その空位となった職が改めて彼に与えられることになった。こうして彼は、アルテンブルク領邦や、そしてその収入と支出の調査を行ったので、全力を挙げてこの領邦の最善に関心を払った。そしてそれらの文書を書き上げたのである。それによって彼は多くの栄誉を手に入れた。そして、他の人たちには多くの光明を与え、その人たちには他領邦の財政制度の研究が課されることになった。彼に差し迫る年齢と、そして多くのばらばら状態「にある仕事」から精神を集中して、人生の残りを静かに過ごしたいという決意とによって、アルテンブルクでの仕事にもっとせつせと打ち込むために、ツァイツ公に対して彼への勤めを免除してもらえよう彼は自ら動いた。だが彼はこの免除を受け取ることとはできなかった。かえってゼッケンドルフは、モーリッツ公に対して、公が政権についている限り仕えることを約束しなければならなかった。ゼッケンドルフは仕事をすることで公に改めて報いたのであった。それゆえ、言及してきたモーリッツ公が一六八一年に没したとき、ゼッケンドルフは、終止符がやって来たと考えた。そこで彼は一六七七年に獲得していた、アルテンブルクから離れてはいない領地モイゼルヴィッツ (Meuselwitz) に赴いた。モイゼルヴィッツは、その自然と人為によって快適な休息場に仕上げられると思われた。彼は同所に存在する美しい城館を建設して、彼は、宮殿の騒音から遠ざかり、宗教の真実についての考察と、身に迫る永劫とに取り組んだ。それに関してゼッケンドルフは、『ルター主義史』の序文で説明した。この地で彼は、およそ七年間を過ごし、すべての公式の仕事から最期まで自由でありたいと、ある種考えていた。しかしながら、ゼッケンドルフは、その偉大な性質、

誠実さ、知性、経験のゆえに、当時のブランデンブルク選帝侯、後のプロイセン初代国王フリードリヒ (Friederich) の知るところとなり、国王は、新しい重要な職を彼に要請した。上述の選帝侯によって新しいハレ大学が創設され、この新しい大学でカンツラーという要職に就いてくれる人物が探し求められたとき、ゼッケンドルフに勝る有能でふさわしい者は考えられなかった。ゼッケンドルフは一六九二年、この地位への招聘を受諾し、快適なモイゼルヴィッツを後にした。そしてハレへ赴いた。彼が選帝侯の愛顧を確実に取りつけることができたように、開学した大学の成功を促進することに全力で尽くした。それに対して、一方は新学部、他方は市当局との間で生じた大きな意見の相違によって大変な障害が現れた。かくして彼はこれを調停することに全力を尽くした。選帝侯は、ゼッケンドルフの提案を受け、特別の委員会にその調査を指示した。その長に選帝侯はゼッケンドルフを自ら任命した。ゼッケンドルフは、今後、危険なこうした軋轢を調停する称賛すべき労苦に身をささげた。変わることをのまない公平さを、彼は、間違っているそれぞれの当事者に対して示した。問題の本質に対する彼の洞察によって、そして今言及した彼の公平さによっても、彼は大きな信頼を獲得した。彼はその争いを終わらせ、その調停によって彼は、自分の人生にきわめて強烈な喜びが呼び起こされていった。彼によって、独特の和解が行われた。その和解は、それが選帝侯によって承認された後、ハレ市教会の聖職者たち全員で読み上げられた。その新しい大学がこの優秀な人物の管理、保護をもちや受けられないということ以上に遺憾なことはなかった。というのも、今言及してきた委員会の終了後ほどなく、彼は猛烈な結石症の痛みに襲われた。それを鎮痛させるためにきわめて有名な医者たちがかかるほど可能な限り尽力したのだが、その痛みは故あって取り除くことはできなかった。彼は、自分の生涯の最期がほど近いに他ならないと推測した。彼は、その最期の準備を模範的なやり方で行って、そしてまさにその日に、すなわち一六九二年十二月十八日に

没した。当日、彼によって作成された協定が公開で読み上げられた。彼の亡骸は、なるほど彼の所領モイゼルヴィッツへ運ばれた。だがそれにもかかわらず、ブランデンブルク選帝侯は、その固有の功績と特性の故に、ゼッケンドルフに対する追悼説教をハレで行うよう命令した。それは、当時の神学教授、後の僧院長ブライトハウプト (Abt Breithaupt) が行った。

ゼッケンドルフは、生涯で二度結婚した。最初はエリザベート・ユリアナ・フォン・ヴィパッハ (Elisabeth Juliana von Vippach) 嬢と結婚した。彼女は、テューリンゲンの古い貴族の一門の系統を引いていた。彼女とは二人の娘をもうけた。そしてその二人は、一六八四年その死去によってゼッケンドルフからもぎとられてしまった。二度目は、彼はゾフィア・ズザンナ・フォン・エンデ (Sophia Susanna von Ende) 嬢と結婚した。彼女は、ゼッケンドルフに一人の息子を一六九〇年もたらした。だが、息子は一六九五年またしても亡くなってしまふ。

有名なトマジウス (Thomasius) は、この多大な功労者の性格を次のように描写した。偉大なる神が君侯然たる徳で飾った貴族。非常に古くからの、そして八百年の有名な貴族の一門の誉れ。不実なき賢明な宮廷人。腹立たしさのない尊敬すべき翁。学者たちの強大な後援者、同時に学者たちの最も高貴な指導者。愛情に満ちた夫。みなしごの父親。困窮者たちの庇護者。彼の使用人や臣下の避難所。全ラント、侯国、選帝侯国の熱望。誠実なる人物。利己的な吝嗇家の敵。思ひ上がった高慢の鎮圧者。有害な悦楽への戦士。下卑たお世辞の反対者。そして、呪うべき無神論の、嫌われし不倶戴天の追跡者、などなど。

この有名な人物の著述は今でも挙げられなければならない。それらの内在的価値が、今日まで学界において尊敬の念を起こさせてきたのである。それらのうち、次のものを挙げなければならない。

1. *Commentarius historicus et apologeticus de Lutheranismō ...* Francofurti et Lips. 1692. 解説省略

2. *Teutscher Fürstenstat.*

本書は、ゼッケンドルフ氏が出版した初期の文献の一つで、しかも非凡なる初めての書籍である。彼は、本書においてドイツ領域の状態を研究し、国家叡智の法則に則つてそれらを評価している。彼は、統治者と臣民がどのような関係にあるのか、両者はどのような義務を負っているのか、そして、臣民の福祉は、君主の特権と共にどのように存在するのか、を提示している。本書は、宮廷や大学で大きな功勞を立てた人々からの称賛を受けた。こうしてひとは、本書を、それを用いて人々を教育するための教科書とした。彼らは、偉大な主君やその領邦に有益な仕事をするのが可能となったのである。本書は、何度か刊行された。その最良版は、ビーヒリンク (Biechling) によつて一七二〇年に手配され、様々な、莫大な補足で増補された版である。⁽⁵⁾そして反対に、一六五八年に刊行された版は、最も悲惨な版で、ゼッケンドルフ氏にとつてきわめてひどい誤植の故に、まったく耐え難いものであった。⁽⁶⁾それにより、彼は、一六六四年に、補遺を付けた別の版を企画する気になったのである。⁽⁷⁾

3. *Justitia protectionis ...* 1663 in 4.

本書と、次の書名の弁明書 *Repetita et necessaria defensio ...* 1664. とは連結している。ザクセンの諸公、テューリンゲン方伯、マインツ大司教間の争いは非常に古く、ルーデヴィヒ (Ludewig) によつて報告されている (*Germania principe*. L.3. c.2)。だがそれらの争いが、一六六三年に再燃して、ゼッケンドルフ氏は、ある面ではこ

の争いの調査に関わる機会を与えられ、ある面では「その解決を」命じられた。それでも彼は、自分の名前をはつきり挙げることなく、これを処理した。彼の非難は、徹底的であったので、マインツ宮廷は困惑してしまい、また、ストラスブルクの有名な学者ベークラーが、相談にのり、その返答書を現実に作成しなければ、困惑し続けたであろう。その返答書は、根拠がなく、誹謗で満たされたものであった。ひとはそのことにますますびつくりしたに違いない。なぜなら、ベークラーは常にゼッケンドルフ氏の友人と見なされることを欲していたからである。ベークラーは、この文書に恥じ入った。そして、自分がその著者であることを世間から隠そうとした。彼は、ゼッケンドルフ氏が、*Repetita et necessaria defensio* を出版したので、静かに沈黙を守った。

4. *Defensio relationis de Antonia Burignonia, ... Lips. 1686.*

アントニア・ブリニオン (Antonia Burignon) は、女性狂信者の一人である。フォイストキンク (Feustking) は、自分の *Gynaeceum Fanaticorum* (sic) ⁽⁹⁾ に大量の狂信者を編集した。彼女は、様々な言語で本を書いた。そして大量のものをつなぎ合わせていったので、それをアムステルダムヴェトシュタイン (Wetstein) が一六八六年、十九部からなる著作に作り上げた。しかも、この著作をゼッケンドルフ氏が、厳しい検閲官であれば、全ページにわたって、不合理が指摘できたであろうにもかかわらず、ライプツィヒの『アクタ・エルディトルム』 (*Acta eruditorum*) で非常に寛大に論評した。だが、この寛大な論評も、ブリニオンのおべつか使い、ポアレ (Poiret) には耐えられなかった。ポアレは、この論評を攻撃して、まさに一六八六年、論評に *Montum necessarium* で対抗した。その中で彼は、数えきれないほどの誤りを著者「ゼッケンドルフ」のせいに行っているが、一つも証明はして

いない。ゼッケンドルフ氏は、少し前に示した論評への弁明を、これ以上争いに関わりあうことなく、作成した。その争いは、ブリニョンの狂信の故に生じたものであった。またそれについては、少し前に示したフォイストキンクの文書を参照することができる。

5. *Dissertatio historica et apologetica pro doctrina Lutheri de missa, edita a Casp. Sagittario Jenae 1686.*

この書には、ルターに関する失礼で恥知らずな中傷を一蹴する目的があった。それらは若干名のイエズス会士によつてねつ造されたものであり、一六八四年、コルデモア（Cordemoi）の著作『*Recit de la conference du Diable avec Luther*』によつて蒸し返されたものである。雑誌 *Histoire de la republique des lettres* の著者がこの書を批評したとき、有能な人物が、フランスで大きな喝采を得ていた本書を、健全で純粋な審美眼がつねにフランスで求められてはいなかったことを確実な証拠にして、論破してくれることを願った。ゼッケンドルフ氏はフランス語が意のままで、これまで存在しえた者以上にルターの生涯の歴史に、詳しくかったので、彼は、本書 *Dissertatio historica et apologetica* を著した。だが、彼がその著者として名乗り出なかったのには理由があった。それ故、彼は有名なカスパー・サギタリウス（Casp. Sagittarius）に、この版の面倒を見るよう要請した。だがゼッケンドルフは、その後、自分の *Historia Lutheranismi* の中で、自分がその著者であることを認めたのである。彼は、有能な人物に期待されるように、こうしたイエズス会士の嘘を明らかにした。この失敗作に満足していたコルデモアだけは除いて、多くの理性的なフランス人は次のことを恥じ入った。彼「コルデモア」がそれを多くの文書集に収録したこと、をである。それを彼は一七〇一年、次の表題で出版させた。 *Divers traités de controverse dédiés a*

Mad. Maintenon par Mr. l'Abbé de Cordemoy avec la refutation de la reponse d'un ministre Lutherien sur la conference de Luther avec le Diable.

9. *Bericht und Erinnerung auff eine neulich in Druck Lateinisch und Teutsch ausgestreute Schrift, im Latein Imago Pietismi, zu Teutsch aber Ebenbild der Pietisterey, genannt. Abgefasset Anno 1692 Monat Januario. Sambt einer Vorrede D. Philipp Jacob Speners. 1692 in 4.*

本書は、一六八九年以降、ライプツィヒでいわゆる敬虔主義のために生じた大きな運動の成果で、一六九一年、ドレスデン領邦会議で報告されたものである。同年の終わりに、匿名の人物が上述の著作『敬虔主義者の肖像』*Ebenbild der Pietisterey*を執筆して、様々な人たちが、とりわけシュペナー (Spener) をのしついていた。この下品な著作が送られたゼッケンドルフ氏は、同著に対抗して『報告と警告』*Bericht und Erinnerung*を著した。そして自分の名前が印刷されない場所での論文を発表した。それは、すべての理性的で中立的な人たちの賛同が得られた。そしてそれは厳密性と抑制とを以て執筆されたが、そのことが本書を賛同にふさわしいものにしたのである。本書は、その後一七一三年、ハレで彼の名前を出す形で出版された。

7. *Schola Latinitatis ... Gothae 1662 in 8.*

この教科書は、偉大な特性を持っているゼッケンドルフ氏にはつり合いが悪いと思われた。だが、その有用性や、その執筆を激励した天下に名高い君主の命令を考察すると、それは、全然つまらないものとは考えられないであろう。

う。敬虔なエルンスト公にとっては、学校の、特にゴータのギムナジウムの改善が心中にあった。その意図を達成するために、この本が執筆されねばならなかったのである。ヨブス・ルドルフ (Jobus Ludolf) が本書を著したということは証明できないにもかかわらず、ゼッケンドルフがこの当時の極めて経験豊かな学校教師をその仕事に利用したことは、可能性がないではない。本書の意図は、学校にだけではなく、大学〔進学〕への準備を有用なものにすることにも向けられていた。後のゴータ校長フォケロート (Vockerodt) は、自分の *Consultationes* の中で、本書の価値と利用法をありのままに紹介した。

8. *Christenstat ...* Leipzig 1685. 解説省略

9. *Compendium historiae ecclesiasticae ...* Lipsiae et Gothae 1666 [in] 8.

本書は、私たちの博学のゼッケンドルフに由来するのみならず、私たちはその際、何人か他の学者たちの精励、手腕に多くを負わなければならない。ゼッケンドルフは、旧約聖書の歴史を執筆した。だが、新約聖書の歴史を書き上げるには時間が足りなかったもので、この仕事をアルトポエウス (Jo. Christ. Artopoeus) に依頼した。アルトポエウスは、ベークラーの監督のもとで、それを非常にうまく行い、ヴェストファーレン平和条約の時代までの教会の出来事を新巻に継承した。本書全体用に、トライバー (Treiber) が索引を作成した。それに基づいて本書は、一六六六年に初めて発行された。とても有益な文書が、しばしば世界に知れ渡ることになるであろうことは、簡単に推測できた。それ故ひとは、一六九五年に第二版、一七〇五年に第三版が出版されるのを見たのである。だが、

後者は、前者よりも不出来とされている。とりわけ、後者には補遺が添えられたからであった。それは、その著者が非常に党派的であったと思われたので、誠実な人たちに賛同が得られなかったのである。私たちは、主としてここから、有名なキプリアヌス (Cyprianus) に期待する。彼は、この補遺にほとんど満足することはなかったので、彼自身、新しい版を考えた。それは、新約聖書の歴史をヴェストファーレン平和条約から彼の時代まで学術的に継続するもので、一七二三年に公刊された。この継続によつて、別の文書が誘発されていった。それは、一七二五年 (sic. 一七二六年) ハレで次の表題で出版された。 *Ordinis Theologorum in acad. Reg. Fridericiana episcipis apologetica in partem aliquam historiae ecclesiasticae recentioris, in compendio Gothano, novissime continuatae*. 本書では、キプリアヌスによつて批判されていた敬虔主義の争いが、弁明されることになる。

10. *Jus publicum Romano-Germanicum ...* Frankfurt und Leipzig 1687 in 8.

本書の著者「名」は挙げられていないので、当初は、ヘーア (Georg Achatius Heer [Heher]) がその著者であると考えられていた。だが今や、それはゼッケンドルフに由来していることが十分に知られている。彼は本書を、エルンスト公の皇子たちが使うもの、そしてもっと正確に言うところ、それがとても偉大な博識を備え、中立のものとなるよう構想した。それは四部から成り立っている。その第一部は、ローマ帝国の性質について、第二部は高貴な人たちについて、第三部は、ローマ帝国の国制について、そして第四部は、高貴な人たちの特権、権利、収入について扱っている。

11. *Capita doctrinae et praxis Christianae insignia ... a Philippo Jacobo Spenero, ... Francofurti ad Moenum 1689. [in] 8.*
故シュペーナー博士の説教集は、彼が執筆して講演するやいなや、一六八〇年にドイツ語で出版され、そして、この有名な神学者の比較的大きな本書に次のものが編入された。その書名は『活動的なキリスト教精神の必要性和可能性』(*Des thätigen Christenthums Nothwendigkeit und Möglichkeit*)である。その中で論究されている問題の重要性、そしてその大きな有用性によつて、私たちのゼッケンドルフが一部は、自分自身の精神修養に、一部はドイツ語に詳しくない、そしてこの比較的重要な著作を所有していない人たちの最善になるよう、ラテン語に翻訳した。本書は、著者としても翻訳者としても偉大な名誉をもたらしてくれた。後者については、これほど偉大な人物「ゼッケンドルフ」が彼「シュペーナー」の書を翻訳したからであり、前者については、ゼッケンドルフは、キリスト教の拡大に尽力した神学者の手本をまねたからであった。

12. *Teutsche Reden ... Leipzig 1686. [in] 8.*

ゼッケンドルフが三十年間、様々な宮廷で就いた要職在任中、彼は、高貴なる君主の面前で晴れの講演をしなければならぬ機会が多々あった。こうしてまとめられていく講演を彼は、講演をする前にその都度、書き下ろしていった。彼は、それを一卷に集めて、友人の願いに基づいてついにそれを出版した。講演が高貴なる人たちの面前で行われるにもかかわらず、「とりわけ」君主の御前で講演しなければならない人間にとつて、有益な多くの事柄が不足していたので、これらはむしろ、雄弁のすべての愛好者にとつて役立つことができる手本となる。彼が本書に提供した政治講演の種類と活用に関する論述の中で、彼はこれに必要とされる特性を徹底的に詳述してい

る。さらに彼は、いくつかの補足も追加した。補足の中には、一部は、いくつかの講演、一部は、エルンスト公の命令で書かれた二つの論文である *De notitia juris civilis et naturalis*。一部は、ゼッケンドルフの大舅ヴィパッハ氏のいくつかの巧みな講演、が収録されている。以下省略。

13. *Politische und moralische Discourse* ... Leipzig 1695.

私たちのゼッケンドルフは、重要な職にあつて、また重要な職務を行わなければならなかったにもかかわらず、彼は、同時に有益で喜ばしいことに時間をいくつか割いた。ここではとりわけ、ルカヌス (Lucanus) の詩がふさわしい。それは、彼の友人の一人がゼッケンドルフにフランスからフランス語訳を持ってきたものであった。ゼッケンドルフは、それを、気持ちを鼓舞するために旅行に持つていくのが常であった。彼は、それらのいくつかを韻文でドイツ語に翻訳した。そしてとりわけ、ルカヌスの三百の示唆に富む格言を選別した。さらに彼は、政治的、そして道徳的考察を行った。彼の存命中は、本書を印刷に回すもくろみはなかった。にもかかわらずそれは、彼の最後の業績として、没後、出版された。私たちは、本書を誉めそやすため、多くの学者たちの証言を付け加える。以下省略。

これらは、極めて立派な文書である。すなわち、存命中の名声が偉大で流布していたゼッケンドルフ氏の不変の記念物は、彼の死後の思い出に祝福を与え、貴重で尊敬すべきものにしてくれるのである。

訳者あとがき

一 訳者はこれまで、カメラリストであるゼッケンドルフの評伝についていくつか紹介してきた（川又、一九九九、二〇一二、二〇二三）。ヨハン・ペーター・ニケロン（Johan Peter Niceron. 1685-1738）著、フリードリヒ・エバーハルト・ラムバハ（Friedrich Eberhard Rambach. 1708-1775）編『有名な学者のこぼれ話と著書に関する情報』に収められた本稿「ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ」も、それに連なるものである。本稿は、Niceron, Johan Peter. “Veit Ludwig von Seckendorf.”: *Nachrichten von den Begebenheiten und Schriften berühmter Gelehrten mit einigen Zusätzen* herausgegeben von Friedrich Eberhard Rambach. Siebzehnter Theil. Halle. Verlag und Druck Christoph Peter Franckens, 1758. pp. 300-343.

を訳出したものである。これには実はすでに、次のフランス語版（一七三四年）が存在していた⁽⁹⁾。

Niceron, Jean Pierre. “Gui-Louis de Seckendorf.”: *Memoires pour servir a l’histoire des hommes illustres dans la republique des lettres. Avec un catalogue raisonné de leurs Ouvrages*. Tome XXIX. A Paris, Chez Briasson, Libraire, rue S. Jacques, à la Science. 1734. Avec Approbation & Privilege du Roy. pp. 48-58.

従って、本稿は、ニケロンのフランス語版（一七三四年）からドイツ語版（一七五八年）へ改編されたものを翻訳したことになる。元のフランス語表記に従うのであれば、著者表記は、ジャン・ピエール・ニセロン（Jean Pierre Niceron）とすべきであるが、ここでは、ドイツ語表記を採用している。ニケロンは、文壇における著名人の功績を簡潔な形でフランスに紹介することを目的として、その一人としてゼッケンドルフを取り上げた。しかしながらラムバハは、ゼッケンドルフに関する記述がフランス語版のページ数からもあまりにその内容が簡便であったため、

シュレーバー (D. G. Schreber. 1708-1777) の著作『ゼッケンドルフの生涯と功績』⁽¹⁰⁾を参照・抜粋しつつ、より詳細な記述を追加する形でドイツ語版「ゼッケンドルフ」を編纂した。本稿で、ドイツ語版を訳出したのもそこに理由がある。

フランス語版は、本文 (pp.48-51.) と「ゼッケンドルフの著作目録」 (pp.51-58.) の二部構成となっている。その目録では、

1. *Le Christianisme ...* (en Allemand) Lipsic 1685.

5. *Etat des Princes d'Allemagne, avec des Additions* (en Allemand) Francfort 1687.

という彼の主著『キリスト教徒国』初版と『ドイツ君主国』第五版を含めて、全部で十六点が紹介されている。⁽¹¹⁾ニケロンのフランス語版の重要性は、本文やこの目録からも分かるように、ゼッケンドルフの生涯と著作が一七三四年にはすでにフランス語で紹介されていたということにある。なぜならこれは、それだけ、ゼッケンドルフの名声がドイツ語圏のみならず、他言語圏であるフランスにも届いていたことの証左になるからであり、また、そこでの著作解説文は、ほんの数行に過ぎなかったとはいえ、ゼッケンドルフの著作をフランス語で理解することができたことになるからである。

非ドイツ語圏におけるゼッケンドルフの紹介に関しては、ニケロンにとどまらない。英語圏のものとしては、次の『新・総合伝記辞典』(第十巻、一七六二年)⁽¹²⁾がある。

「ゼッケンドルフ (ジ・ルイ・ド) は、非常に博識のあるドイツ人で、非常に古く高貴な家の系統を引いていた。そして一六二六年フランケンの町アウラハで誕生した。彼は、教養教育を大いに活かした。またフランス語、ラ

テン語、ギリシャ語そしてヘブライ語の精通者であったばかりではなく、数学や科学にも熟達していた。彼は若くして大きな進歩をとげ、ザクセン・ゴータのエルネストウス敬虔公 (Ernestus the pious) の耳に届くこととなった。この君主は、自分の子供たちと一緒に教育を受けさせるために、ゼッケンドルフがいたコーブルクから彼を呼び寄せた。彼は、二年間ゴータに滞在して、一六四二年ストラスブルクへ去った。しかし、一六四六年ゴータに戻り、公の名誉図書館員 (Honorary librarian) に任命された。その後一六五一年、彼は宮廷顧問官、教会顧問官 (Aulic and ecclesiastical counsellor) に任命された。そして一六六三年国家顧問官 (Counsellor of state)、総理大臣 (First minister)、宗務庁最高長官 (Sovereign director of the consistory) に任命された。翌々年、彼は、国家顧問官としてカンツラー (Chancellor) として、ザクセン・ツァイツ公モーリス (Maurice) に雇われた。彼は、ザクセン・ゴータ公に劣らず、この新しい主君に評価された。彼は公が亡くなる一六八一年まで彼と共に「仕事を」続けた。その後、彼はすべての業務から引退して静養と静謐の状態に入った。そこで彼は大量の著作を書いた。それにもかかわらず、一六九一年、ブランデンブルク選挙公フレデリック三世 (Frederic III) が、再び隠遁から引き戻し、彼を国家顧問官としてハレ大学カンツラー (Chancellor) に任命した。彼はこれら要職の受諾を避けられなかったが、それらを長く楽しむことはなかった。なぜなら彼は一六九二年十二月十八日、ハレで没したからである。それは彼の六六歳に達する二日前のことであった。彼は二度結婚しているが、息子は一人だけであった。彼「息子」は父の死後も生き続けた。ゼッケンドルフは外国語がよくでき、法律、歴史、神学を学んだ。そして彼は、まあまあ画家・彫刻師だったとも言われる。彼は大量の本を書いた。とりわけ、すばらしく利用されたものの一つは、一六九二年フランクフルトで、二巻本、二つ折りで公刊された。だが通常はそれは一巻本

に装丁されている。その表題は、『ルター主義の歴史的・弁明的注解』である。本書は、多くの点で非常に貴重であり、特に、その中に見いだされるいくつかのすばらしい記事、引用で好奇心がそえられる。ルターを意味するこの偉大な人物の歴史に完全に熟知していたのであれば、ゼッケンドルフの大部分は読む必要がある¹³とベイル (Bayle) 氏は話している。それは、その種の中では最善書の一つである。それは、長期にわたって出版されたのであった。」

この項目も、記述は簡単で、ゼッケンドルフは官僚として、そしてそれ以上に『ルター主義の歴史的・弁明的注解』の著者である宗教学者として描かれている。カメラリストであるゼッケンドルフが各国の文献にどのように取り上げられ、紹介されているのか、今後明らかにしていくことは、官房学の伝播・受容という観点からとても興味のある課題である。

二 本稿ドイツ語版は、『ドイツ君主国』の版や刊行年などの表記に混乱はあるものの、その内容から二つの点で注目しなければならない。まず、ゼッケンドルフがエルンスト公宮廷での勤務を退いた理由はいまだ確定されていないが、ドイツ語版は、原典を明示することはないものの、多忙な職務とそれらの多種多様性をその理由に挙げている。第二に、ゼッケンドルフの直接の死因については記述されていないが、彼が結石症の病魔に侵されていたということへの言及である。これは、彼の末期に関する新たな有用情報となっている。

本稿もやはり、本文 (pp.300-313) と、著作の解説 (pp.313-343) という二部構成となっている。この二つでも同様に、焦点が当てられているのは、カメラリストとしてのゼッケンドルフというよりも、宗教学者としてのゼッケンドルフ

フである。それは、1. 『ルター主義の歴史的・弁明的注解』（pp.313-317.）や8. 『キリスト教徒国』（pp.323-337）などの解説に割かれたページ数の多さに現れている。だが紙幅の都合上、本稿ではゼッケンドルフの著作解説のうち、1. 『ルター主義の歴史的・弁明的注解』、8. 『キリスト教徒国』、12. 『ドイツ語講演』、13. 『政治的・道徳的論集』の解説文のすべてまたは一部を省略せざるをえなかった。なお、書名や刊行年などの表記は、原典に合わせて変更した個所がある。

最後に、ドイツ語版表題頁の前に置かれたゼッケンドルフ肖像画（口絵、図1）の作者は、ハレのグリュントラー（Gottfried August Gründer. 1710-1775）である。また訳者注で示されているURLは、二〇一六年一月現在の閲覧のものであることを記しておく。そして、訳文中「」の部分は、訳者が補ったものである。

訳者注

（1）ゼッケンドルフの父に関しては次のものを参照せよ。Brode, Reinhold. “Die schwedische Armee nach dem Prager Frieden und die Enthauptung des Obristen Joachim Ludwig von Seekendorf.” : *Jahrbücher der Königlichen Akademie gemeinnütziger Wissenschaften zu Erfurt*. Neue Folge. Heft 22. 1896. pp.113-153. 本稿では

http://zs.thulb.uni-jena.de/receive/jportal_jparticle_00289110

で閲覧が可能である。

（2）ここに登場するヨハン・クヴィリン・フォン・ゼッケンドルフには次の著書がある。ただし、その著者名は、ヨハン・クヴィリンではなく、ハンス・クヴィリンとなっている。

Rede / Welche in dem hohen Saal / auff dem Fürstlichen Hauß Friedenstein ... Gehalten worden / Als der Fürstliche Körper Des weiland ... Johann Ernsten des Jüngern / Hertzogen zu Sachsen / : Christmilden Andenckens / Aus

obgedachtem Saal in die Fürstl. Hoff-Kirche getragen werden sollte. Den 11. Januarij 1658. Von Hanß Quirin von Seckendorff. Gotha Gedruckt durch Johann Michael Schalln.

(3) このゼッケンドルフ三兄弟の構成は、図2のようになる。

(4) このシュレーターの息子がオーストリアカメラリスト、ヴィルヘルム・フォン・シュレーダー (Wilhelm von Schröder, 1640-1688) である。

(5) ビーヒリンク編『ドイツ君主国』には、一七二〇年、一七二七年、一七五四年の各版がある。

(6) 『ドイツ君主国』第二版の刊行年は、一六六〇年である。

(7) 『ドイツ君主国』第三版の『補遺』は一六六四年に作成されているが、第三版の刊行年は一六六五年である。第二版、第三版の刊行については、川又 (二〇一六) を参照せよ。

(8) 本書は、*Gynaecium haereticum fanaticum* のことと思われる。

(9) フランス語版とドイツ語版はそれぞれウェブで閲覧が可能である。

<http://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=pst.000057707921;view=1up;seq=60>

http://reader.digitale-sammlungen.de/de/fsl/object/display/bsb10601746_00001.html

(10) Cf., *Nachrichten*, Vorrede, Signature: B¹ verso, B² recto.

(11) しかしながら、ドイツ語版はそれとは異なり、ゼッケンドルフの著書は十三点の紹介となっている。

(12) 原文も、"Gui-Louis de Seckendorf." *A New and General Biographical Dictionary, containing An Historical and Critical Account of the Lives and Writings of the Most Eminent Persons in Every Nation ...* Vol. 10. London. Printed for T. Osborne et alii. 1762. pp.309-310. である。本書は、

[https://books.google.co.jp/books?id=eacDAAAYAAJ&pg=PA309&lpg=PA309&dq=A+new+and+general+biographical+dictionary+gui+seckendorf&source=bl&ots=38WSnHaUkl&sig=CKr073CNgoCKuaDCHv7an7t2ALU&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjzz46L1_DJAhWEG6YKHSb_BysQ6AEIIDAB#v=onepage&q=A%20new%20and%20general%20biographical%20](https://books.google.co.jp/books?id=eacDAAAYAAJ&pg=PA309&lpg=PA309&dq=A+new+and+general+biographical+dictionary+gui+seckendorf&source=bl&ots=38WSnHaUkl&sig=CKr073CNgoCKuaDCHv7an7t2ALU&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjzz46L1_DJAhWEG6YKHSb_BysQ6AEIIDAB#v=onepage&q=A%20new%20and%20general%20biographical%20dictionary%20)

gui%20seekendorf&f=false

で閲覧が可能である。

- (3) ツールへの本文注記 (p.310) より、 “Bayle’s Dict. LUTHER” である。 Cf., Bayle, pp.948-949. ツールへの原典は、
http://books.googleusercontent.com/books/content?req=AKW5Qaeca3dVmlteXGej4W0gkVu8M7RqXdhOXsIhpVHx_APFAMun554rhg-mA3fxcWgSZiPS3BpS2TTbq6vBTyxAvVk6lktz1RvYY-OtQTUPND11x3UUMbtqBvogpyHSUdYVIf66gNedFwTUill6deMkGWqSiAijJ0Oh5GoLScdfus-yajl1wIGu68mjOd-RBpdxDDsqZnUOvaWXtGbMBGjRXgvt1960oGi0thLB-Ao-zEgFUUbitzAH_EDU4SqR-5LfdvFqiQJEn_nQO+VH8CLX6zd5eyf5NQ1eQH75w4XcXATO54_gF-f-CkheJspdecFG
 で閲覧が可能である。

文献一覧

- Bayle, Pierre. *The Dictionary Historical and Critical of Mr Peter Bayle*. The Second Edition, ... Revised, Corrected, and Enlarged, by Mr des Maizeaux. Vol. the Third F _ L. London. Printed for J. J. and P. Knapton et alii. 1734.
- Kuntke, Bruno. *Friedrich Heinrich von Seckendorff (1673-1763)*. Mathiesen Verlag. Husum. 2007.
- Niceron, Jean Pierre. “Gui-Louis de Seckendorf.”: *Memoires pour servir a l’histoire des hommes illustres dans la republique des lettres. Avec un catalogue raisonné de leurs Ouvrages*. Tome XXIX. A Paris, Chez Briasson, Libraire, rue S. Jacques, à la Science. 1734. Avec Approbation & Privilege du Roy. pp. 48-58.
- Niceron, Johan Peter. “Veit Ludwig von Seckendorf.”: *Nachrichten von den Begebenheiten und Schriften berühmter Gelehrten mit einigen Zusätzen* herausgegeben von Friedrich Eberhard Rambach. Siebzehnter Theil. Halle. Verlag und Druck Christoph Peter Franckens, 1758. pp. 300-343.
- Schreber, Daniel Gottfried. *Historia vitae ac meritorum perillustri quondam Domini Viti Ludovici A Seckendorff* ... prostat Lipsiae in officina Brauniana. [1733].

“Gui-Louis de Seckendorf.” *A New and General Biographical Dictionary, containing An Historical and Critical Account of the Lives and Writings of the Most Eminent Persons in Every Nation ...* Vol. 10. London. Printed for T. Osborne et alii. 1762. pp.309-310.

パーナー著、川又祐翻訳「ゼッケンドルフと彼の教育・教授思想——十七世紀教育史論——（抄訳）」『秋田論叢』十五、一九九九年。
ルーゲ著、川又祐翻訳「図書館員から枢密参議官へ——ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ（一六二六—一六九二）がザクセン・ゴータ国に勤務した時代（一六四六—一六六四）における経歴の諸相」『政経研究』四九（二）、二〇一二年。

シュレック著、川又祐翻訳「ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ　ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官　ハレ大学初代カンツラー　一六九二年没」『政経研究』五十（二）、二〇一三年。

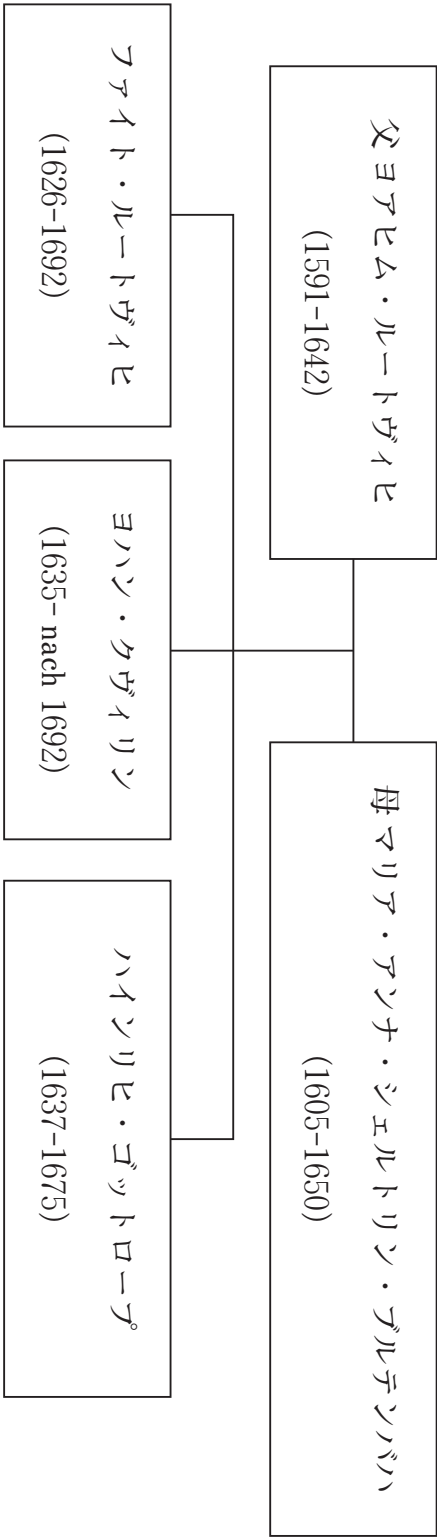
川又祐「ゼッケンドルフによる『ドイツ君主国』第三版出版の諸相」『法学紀要』五七、二〇一六年。

図1 ゼッケンドルフの肖像画（口絵部分）



Gründler sc. Halae.

図 2 ゼッケンドルフの兄弟構成



出典 Kuntke, Anlage 1, p. 395.

沖縄の施政権移行期に交わされた密約

信 夫 隆 司

一・新たな密約の登場

一九六九年十一月、佐藤栄作総理とリチャード・ニクソン大統領との日米首脳会談において、沖縄の施政権が、一九七二年までに、アメリカ側から日本側に返還されることがきまった。一九七一年六月、沖縄返還協定が締結され、また、施政権の移行を容易にするためのさまざまな準備がおこなわれ、一九七二年五月一日、沖縄は本土に復帰した。

二〇一五年十二月二四日の外交記録公開で、沖縄の施政権返還が決定されてから実際の返還までの、いわば移

行期に、新たな密約と思われる文書が交わされていたことが明らかとなった。密約とは、その字義どおり、国家間（政府間）の秘密の約束である。公にすると、国会で追及をうけ、あるいは、国民から非難される事項が盛り込まれる。また、相手国があることから、口頭の了解で済ませるわけにもいかず、非公表文書という形式が用いられる。政府は、国会や国民に対し、そうした密約の存在を否定する答弁や説明を繰り返すのが通例となってきた。

密約がとくに注目されたのは、二〇〇九年、自民党から民主党への政権交代が行なわれたときである。民主党

は、歴代自民政権が交わしてきたとされる密約に焦点をしぼり、政権が交代すれば、密約の調査を行なうことを公約に掲げていた。現実には、政権交代が行なわれ、密約の有無が調査されることになった。

その際、密約としては、まず、一九六〇年の安保改定時に盛り込まれた事前協議制度に、事前協議を必要としない例外があるのではないかとこの疑惑があった。この例外はふたつに分けられ、(1)核搭載艦船の寄港は事前協議を必要としない密約、(2)朝鮮有事の際、米軍の戦闘作戦行動には事前協議を必要としないとの密約である。もうひとつのグループは、一九六九年に決まった沖縄返還に関連する。これもふたつに分けられ、(3)返還後の沖縄に、緊急時には、事前協議の際、米軍の核持ち込みを是認するとの密約、それに、(4)沖縄返還にあたり、巨額の財政補償をしていたのではないかという財政密約であった。

これら密約の分析にあたつた有識者委員会は、二〇一〇年三月に報告書を提出し、^①狭義・広義といった概念を用い、密約の存否を論じている。狭義とは密約を示す文書それ自体が存在する場合であり、広義とは、密

約文書は存在しないが、他の文書や証言から密約の存在が裏付けられる場合であるという。この基準に照らし、上述の(1)は広義の密約、(2)は狭義の密約、(3)は密約ではない、(4)は広義の密約との判断が下されている。

ただ、いずれも史料面での制約があり、これらの分析においても、なぜ、どのようにして密約が交わされたのか、その経緯が十分に明らかにされてはいない。密約を交わした経緯を示す文書があれば、密約の有無の判断が容易になる。そうした文書がないと、文書の意味とは何か、あるいは、文書をどのように解釈するのか、分析が困難なケースが多い。

これに対し、今回、沖縄の施政権移行期（一九六九年一月の日米首脳合意から一九七二年五月一五日の施政権返還までの期間）に、密約が交わされた経緯を含め、密約を示す文書が新たに明らかとなった。密約文書が作成されたのは、一九七〇年一月一九日に開催された第二〇回日米協議委員会においてである。そこでまず、同協議委員会の設立の経緯およびその後の発展について説明しておこう。

同協議委員会の設置は、一九六二年一月の大平正芳外

務大臣とエドウィン・O・ライシャワー駐日米大使との間で、原則的な合意にいたったことによる。^②それから二年を経て、一九六四年一月、「琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会の設置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」^③によって日米協議委員会が設置された。

設置まで時間を要した背景には、日米の思惑の違いがあった。日本側は、施政権返還問題も協議委員会の協議事項に含め、沖縄の本土復帰への足がかりにしようとした。これに対し、アメリカ側は、もっぱら沖縄の経済開発と沖縄の人々の福祉・安寧を増進するための援助の供与のみを対象とすべきだと主張した。^④けっきょく、施政権者であるアメリカ側の意向に沿い、政経分離の形で協議委員会は設置された。

第一回日米協議委員会は、一九六四年四月に開催され、一九七一年一月の第二一回でその役割を終える^⑤（会議の開催状況については、表1を参照）。この協議委員会は、当初、沖縄の経済・福祉の面を扱うことになっていたが、その後、機能が拡大され、沖縄住民に対する旅券発給事務の日本への委譲（一九六六年）、沖縄船舶の日の丸掲

揚（一九六七年）、国政参加（一九六八年）などの問題に取り組んだ。

さらに、一九六九年一月に沖縄の施政権返還がきまったのを受け、一九七〇年三月、「沖縄の復帰準備に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」^⑥によって、日米協議委員会は、施政権返還の準備作業に対する全般的な責任を負うこととなった。

密約が交わされた第二〇回協議委員会における最大の議題は、すでに準備委員会で合意されていた「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」（以下、「権限移行合意」と呼ぶ。）案を承認することであった。準備委員会については後述する。ただ、これまで、この協議委員会は、会議の進行および発言について台本が作られ、その通りに議事進行するのが通例となっていた。ところが、この「権限移行合意」案の一部に異論を唱え、同協議委員会に出席しないと言い出したのが、委員の山中貞則総務長官である。日本政府から琉球政府への援助計画に、依然としてアメリカ政府の承認が必要とされている項目を削除するよう要求した。その詳細については後述するが、協議委

員会の進行としては前代未聞のことが起つたのである。なお、この協議委員会の構成メンバーは、日本側は外務大臣と総理府総務長官、アメリカ側は駐日大使である。第二〇回協議委員会では、外務大臣が愛知揆一、総務長官が山中貞則、それに、駐日大使はアーミン・H・マイヤーであった。このうち、山中長官は、一九七〇年一月に総務長官に就任、翌一九七一年七月の内閣改造で総務長官留任、さらに、一九七二年五月の沖縄復帰時には、初代の沖縄開発庁長官に起用され、三期連続で「沖縄担当相」をつとめた経歴を有する⁽⁷⁾。

表1 日米協議委員会の開催状況

回	開催日	日本政府から琉球政府への援助額 (概数)
第1回	1964年4月25日	
第2回	1964年9月16日	
第3回	1964年11月17日	
第4回	1964年12月14日	1965年度 29億円
第5回	1965年5月17日	
第6回	1965年9月20日	
第7回	1965年10月27日	
第8回	1965年11月4日	1966年度 58億円
第9回	1966年5月9日	
第10回	1966年10月18日	
第11回	1967年1月25日	
第12回	1967年3月1日	1967年度 104億円
第13回	1968年1月11日	1968年度 154億円
第14回	1968年7月1日	
第15回	1968年10月9日	
第16回	1968年10月25日	
第17回	1969年1月13日	1969年度 217億円
第18回	1970年2月13日	1970年度 230億円
第19回	1970年4月21日	
第20回	1970年11月19日	
第21回	1971年1月19日	1971年度 567億円

(注) 当時の琉球政府の会計年度は、7月から翌年6月までであったため、日本政府の実際の支出はその年度と翌年度の2年に分けられていた。ただ、それではわかりにくいので、協議委員会で合意された翌年度の支出額をそのまま記載している。

出所：日米協議委員会に関する史料が収録してあるCD-R H22-005、および、CD-R H27-001、外交史料館をもとに作成した。

本題に戻ると、結論からいえば、山中長官の異論の一部は、アメリカ側の了解も得て、「権限移行合意」案から削除されることとなった。ただし、これで終わりではなく、この部分は、非公表の「了解覚書」(英文・日本文)に盛り込まれ、けっきょく、当初の「権限移行合意」案の趣旨はそのまま残されることとなったのである。これまで、密約といわれる文書はいくつか存在するが、その文書が作られた経緯がわかる例はほとんどない。これに対し、今回、公表された「権限移行合意」案にもとづく「了解覚書」は、明らかな密約であり、また、文書作成にいたる経緯が明確にわかる例外的な事例といえる。どのような場合に、密約が作成されるのか、その手口というべきものが判明したという意味で重要である。

以下、「権限移行合意」案をめぐる議論の推移をたどりながら、密約が締結される手口を明らかにしたい。

二・「権限移行合意」案

前述のように、日米協議委員会では、進行・発言内容はすべて台本が決まっております、それにしたいが議事が粛々と進められる慣行になっていた。また、委員のフ

リー・トーキングは、委員会閉会後に行なわれ、委員会自体の議事内容には含まれない。ところが、一九七〇年一月一九日に開催される第二〇回協議委員会では、これまででない「事件」が起きた。山中総務長官が、議題の「権限移行合意」案の文言に異論をとえ、一月一三日頃から、協議委員会に出席しない旨を明らかにしたのである。同委員会開催前日の一八日にいたっても、山中長官の意向は不変であることが判明した。総務長官が出席しないと言い出すなど、異例中の異例というほかない。この経緯を明らかにしておこう。

まず、沖縄の本土復帰に向けた準備にあたる組織について整理しておきたい。一九六九年一月二日に発表された日米共同声明第一〇項には、「総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従って施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力

を含む施政権の移転の準備に関する諸措置についての現地における協議および調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表および琉球列島高等弁務官から成り、琉球政府行政主席が委員会の顧問となろう。同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告および勧告を行なうものとする。」と記されている。^⑧

ここから明らかなように、沖縄の本土復帰の準備は、すでに東京に置かれていた日米協議委員会と、沖縄に設置される準備委員会とが協力してあたることとなった。日米協議委員会が、復帰のための準備作業に対する全般的責任を負い、沖縄の準備委員会は、琉球政府に対する必要な助力を含め、施政権の移転の準備に関する諸措置につき、現地における協議・調整の機能を果たす。^⑨

一月九日に開かれた第七回準備委員会で、「権限移行合意」案が承認された。これにより、「沖縄におけるアメリカ合衆国（以下米国という。）の施政権は、返還のときまでそのまま保持されるが、返還時における施政権の移転を円滑にするため、米国政府は、米国民政府の

機能を遂行するのを援助するため、同政府の業務に対する日本国政府の職員の参加を増加することに同意する。さらに、米国政府は、一定の諸機能の遂行を停止し、日本国政府は、相互に合意された態様でそれらの機能を行なう。また、米国政府及び日本国政府は、日本国政府が米国政府の遂行する一定の諸機能に参加することに合意する。」となった。^⑩

この米民政府の諸機能の日本政府への委任及び停止は、以下のように段階をおって行なわれることとされた。

第一段階 現在から日本国及び米国間における返還協定署名の日まで。

第二段階 返還協定署名の日から必要な立法府の支持がえられる日まで。

第三段階 必要な立法府の支持がえられた日から返還の日まで。

その手始めとして、一九七〇年十二月一日より、米国政府が遂行を停止するリストとして、「権限移行合意」案3.に、以下の一四項目が掲げられている。

- (1) 琉球政府に対する日本国政府援助計画の管理に関する監督
- (2) 琉球政府農林局に対する助言と援助
- (3) 琉球政府建設局に対する助言と援助
- (4) 琉球政府文教局に対する助言と援助
- (5) 琉球政府裁判所、法務局及び検察庁に対する助言と援助
- (6) 琉球政府総務局に対する助言と援助
- (7) 琉球政府産業局に対する助言と援助
- (8) 琉球政府厚生局に対する助言と援助
- (9) 労働計画の管理及び労働組合の育成についての琉球政府に対する助言と援助
- (10) 経済統計の収集、分析、報告及び予測についての琉球政府に対する助言と援助
- (11) 琉球政府刑務所及び少年院に対する助言と援助
- (12) 琉球列島における消防関係部門に対する助言と援助
- (13) 米国の所有に属さない航路標識の運営と維持についての琉球政府に対する助言と援助
- (14) 琉球人が所有し、経営する企業に対する助言と援助

沖縄の施政権移行期に交わされた密約（信夫）

このように、一二月一日より、琉球政府の農林、文教、法務、産業等各局が果たしている諸機能に、日本政府が、沖縄・北方対策庁沖縄事務局を通じ、米民政府にかわり、助言と援助を与えることとなったのである。^①ただ、このリストに掲載されたすべての事項について、米民政府からの助言と援助が停止されるというわけではなかった。項目によっては、例外規定、つまり、米民政府の助言と援助を継続する規定もおかれていたからだ。そのうち、二点について、山中長官は異論をとねえた。

第一の異論は、「3. (1) 琉球政府に対する日本国政府援助計画の管理に関する監督」についてである。準備委員会承認された原案は、つぎのようになっていた。

これには、日本国政府年次援助計画案の日本国政府大蔵省提出日に先立って行なわれる検討・承認の機能は含まれない。また、米国政府は、日本国政府の閣議で承認を求める前に、行なう日本国政府の援助計画案の最終的検討・承認機能の遂行を継続する。さらに、援助計画に関する閣議承認後、その計画の軽微な変更以外の如何なる変更も、米国政府の同意を必要とする。（傍

点は筆者による強調。)

傍点部分が、一月一九日の第二〇回協議委員会において削除されることとなる。

この文言は、いささかわかりにくいだが、第一文の「これには、…含まれない。」とある「これ」とは、停止のことであり、この文は、日本国政府年次援助計画案の日本国政府大蔵省提出日に先立って行なわれる検討・承認の機能は、今後も引続きおこなわれる、という意味である。第二文と第三文は、日本政府の琉球政府への援助計画案に対し、これまで閣議承認前に米政府が承認してきたが、その手続きを継続し、閣議承認後は、同計画案に変更がある場合(軽微なものを除く)、あらためて、米政府の同意を必要とする、という内容であった。一九七二年中の沖縄返還が決まっていたにもかかわらず、日本政府による沖縄援助計画案に対する米政府の承認は、引き続き必要とされたのだ。

第二の異論は、「3.(5)琉球政府裁判所、法務局及び檢察庁に対する助言と援助」についてである。そこにはつぎのように記されていた。

米琉法案審査委員会の機能は、この機能に関する米国の助言と援助の停止によって如何なる制限を受けるものではなく、またこの停止は、琉球列島への出入に関する助言と援助の付与は含まれない。

密約が問題となるのは第一の異論についてであり、これはつぎの節で検討する。ここでは、第二の異論について論じておく。それが、第一の異論を理解するうえでも役立つと思われるからだ。

この第二の異論の中で、とくに問題となったのは、琉球列島への出入が、従来通り、米政府の助言と援助の下に置かれるという点であった。山中長官は、「累次国会答弁と矛盾する印象を与える」^⑬として問題としたのである。

当時の国会議事録によれば、一九七〇年一〇月七日開催の参議院決算委員会において、野党議員から、沖縄への渡航拒否の理由、または、許諾の基準について、米民政府がどのように考えているのか、その回答を山中長官は求められた。その際、山中長官は、「施政権者である米側としては、公安局の立場から入域許可という「う」

立場をもって拒否件数がありますことは私も承知いたしておりますし、原則的にたいへん遺憾なことだと思っております。かりにその権利を行使し続けても、あと残るところわずかの年数であり、日米友好ということ念ずるならば、そのような、私たちから見れば必要あるいは神経過敏に近いそういうチェックというものは、必要ないのではなからうかと私は思うわけです。」と答弁している。¹³さらに、米側からの回答が依然としてきていない旨も付け加えた。

山中長官としては、返還も間近にせまっております、沖縄の出入について、米政府が依然として助言をするような制度に、不満を抱いていたのである。この問題は、結果として、第二〇回協議委員会で、原案通り、承認されている。ただ、同委員会において、山中長官がつぎのような発言をすることで、決着をみた。

米国が沖縄列島への出入管理問題を返還時まで留保することは施政権者として当然であり、かかる米国の施政権に異を唱えるつもりは毛頭ないが、返還も間近い沖縄の出入国につき日本政府は何ら関与しないとい

沖縄の施政権移行期に交わされた密約（信夫）

うことでは国民感情の上から問題もあるので、その点配慮願いたい。¹⁴

これに対し、マイヤー大使から、「山中大臣の発言は理解しており、米側においても誤解はない。復帰準備委員会の活動振りに満足している」との発言があり、この問題は落着いた。

三．「了解覚書」での処理

山中長官の第一の異論について移りたい。合意の原案は、上述のとおりであるが、合意案の後段に、「我国内部の手続的事項にかかわる文言が入っていることが不適當なり」と、山中長官は指摘したという。¹⁵

なぜこのような異論が出たのだろうか。外務省の調査によると、『合意』の対米交渉中、同庁と緊密に連絡して文言につき同庁の同意を得て確定した経緯が、何ら同庁より山中長官に報告されておらず、従って同長官も『合意』の内容につきほとんど知らされていなかったこと、山野対策庁長官の山中長官への説明ぶりの不手際によるもの」であったという。¹⁶

一八日になって、愛知外務大臣から指示もあり、また、急遽、米側とも協議した結果、「合意」の本文より、以下にある文書1の手書きの線で囲まれた部分を削除し、その部分を非公表の「了解覚書」とし、これに、協議委員会席上、外務大臣、総務長官、米大使がイニシヤルすることとなったという。¹⁷⁾

この「了解覚書」には、日英両文が存在する（文書2を参照¹⁸⁾）。そのいずれにも、愛知外務大臣、マイヤー駐日大使、山中長官のイニシヤルがある。マイヤー大使のイニシヤルは *am* である。興味深いことに、愛知外務大臣は、英文の「了解覚書」には、「K.A.」と記しているのに対し、日本人の了解覚書には、「愛知」と漢字で姓の部分のみを記している。日本人へのイニシヤルということで、愛知大臣が戸惑った様子がうかがえる。

「了解覚書」の日本人の本文は、以下のとおりである。

本日採択された「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」3.(1)に関し、日本国政府の閣議で承認を求める前に、日本国政府の援助計画案の最終的検討、承

文書1 「権限移行合意」案の削除部分

これには、日本国政府年次援助計画案の日本国政府大蔵省提出に先立つて行なわれる検討、承認の機能は含まれない。また、本合意は、日本国政府の閣議で承認を求め、行なう日本国政府の援助計画案の最終的検討、承認機能の遂行を継続する。さらに、援助計画に関する閣議承認後その計画の軽微な変更以外に、いかなる変更も、米政府の同意を要する。

11/18
5:30 k.l

- (2) 琉球政府農林局に対する助言と援助
これには、返還まで米政府が引続き行なう次の助言と援助は含まれない。
- (7) 国連に提出する農業、林業及び漁業に関する年次報告書の作成及び提出についての助言と援助
- (4) 米政府琉球財産管理部に琉球政府が提出する林業年報の作成についての助言と援助
- (3) 琉球政府建設局に対する助言と援助
これには、その資金の全部または一部が米

出所：「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」（秘），1970年11月9日，ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係，CD-R H27-001，外交史料館。

文書2 了解覚書の英文・日本文

CONFIDENTIAL



Memorandum of Understanding

November 19, 1970
Consultative Committee,
Tokyo

With regard to 3. a. of the Agreement to Facilitate a Smooth Transfer of the Civil Administrative Rights of the United States to Japan upon Reversion, adopted today, it is understood that the USG will continue to perform the function of final review and approval of the proposed GOJ aid program before it is submitted to the Japanese Cabinet for approval. It is also understood that once the proposed GOJ aid program has received Cabinet approval, any changes other than minor changes in the aid program will be subject to USG concurrence.

K.A.

am
S. Y.

了解覚書

昭和45年11月19日
日米協議委員会
東京において

本日採択された「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」3.(1)に関し、日本国政府の閣議で承認を求める前に行なう日本国政府の援助計画案の最終的検討、承認の機能を米国政府が引続き遂行することが了解される。また、本件援助計画の閣議承認後は、その計画の軽微な変更以外のいかなる変更も、米国政府の同意を必要とすることが了解される。

am

am
S. Y.

出所：「了解覚書」（極秘），1970年11月19日，ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係，CD-R H27-001，外交史料館。

認の機能を米国政府が引続き遂行することが了解される。また、本件援助計画の閣議承認後は、その計画の軽微な変更以外のいかなる変更も、米国政府の同意を必要とすることが了解される。

3.(1)の第二文・第三文が削除され、そのまま「了解覚書」となっている。協議委員会でのやりとりはどのようなになっていたのか。まずは、委員会の進行を記した「議長用メモ」をみてみよう。「」で示した部分が、議長（愛知外務大臣）の発言であり、その他の部分は、（ ）で記されている。¹⁹⁾

「ここで、お手許の代表会議〔筆者注：準備委員会を指す〕における合意文書中の一部修正について御説明したいと存じます。同文書の3.(1)「琉球政府に対する日本国政府援助計画の管理に関する監督」の項目に関する表現の中で、「米国政府は、日本国政府の閣議で承認を求める前に行なう日本国政府の援助計画案の最終的検討、承認機能の遂行を継続する。さらに、援助計画に関する閣議承認後その計画の軽微な変更以

外のいかなる変更も、米政府の同意を必要とする。」
というところがありますが、今般協議の結果、お手許
の合意文書からこの部分を削除することとし、代つて
この点については了解覚書によつて確認を行なうこと
とし、米側に御異存がなければ、上記覚書に本日この
席でイニシアルをすることといたしたいと思います。」

(通訳)

(マイヤー大使より異議ない旨発言)

(通訳)

「では、イニシアルを行ないます。」

(通訳)

(ここで愛知大臣、山中長官、マイヤー大使、イニ
シアル)

イニシアルの後、山中長官は発言を求め、つぎのよう
に述べている。

今次会議の直前に至り一月九日の第七回準備委代
表会議において採択された合意案文中の第3項(1)の後
段を急遽削除の運びとなったことをお詫びする。沖縄
の返還交渉がマイヤー大使、ランパート高等弁務官の
努力により友好円満裡にはこばれている折柄、かかる
申入れは外交上異例とは思ふが、上記削除部分に述べ
られている米側の機能は手続的、形式的なものであり、
復帰時まで米側が特に留保する他の助言と援助の実質
的機能とは趣を異にするので、国内的な誤解を防ぐた
めにも右部分の削除をお願いしたもので何等他意のあ
ることではない。

おそらく、ここに山中長官の本音が表れているのであ
ろう。外務省が調査した文書では、わが国の手続的事項
にかかわるからという、いささかわかりにくい削除の理
由が挙げられていた。閣議に関連する部分をさしている。
協議委員会における山中長官の発言でも、削除部分は手
続的、形式的なものであることが強調されているが、
本音は、「国内的な誤解を防ぐためにも」というところ
にあったと思われる。

山中長官の第二の異論からも明らかなように、復帰は目前に迫っており、施政権の移行をスムーズに行なわせる必要があった。したがって、施政権返還前とはいえ、依然として、日本政府から沖縄への援助計画案を閣議に諮る前、アメリカ側からその承認を必要とし、また、閣議後に同計画案を大幅に変更する場合、アメリカ側の同意を必要とするというのは事態にそぐわない、と山中長官は思ったのであろう。この事実が公表されれば、日本からの援助計画が、アメリカ側の強い監督下にあることが明らかとなり、日米の友好関係を損なう要因にもなる。野党からは、なぜこのような文言が依然としてあるのか、追究されることも懸念したと思われる。

この件の新聞発表についても触れておきたい。関連部分は以下のとおりである。

3. 日米双方はさらに、一月九日の復帰準備委員会第七回代表会議において合意された「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」を承認した。その際日本側より、右合意中に琉球列島の出入問題については、日本

政府は従来どおり、今後とも米側に対して友好的な観点から協議を続けて行く所存なる旨述べ、米側もこれを了承した。

沖縄への出入問題に触れているが、非公表の「了解覚書」には、当然のことながら、言及していない。この点、一月一九日の『朝日新聞』（夕刊）では、「九日の復帰準備委員会でもまとめた米民政府の権限の一部を日本政府に委譲する案について、字句を一部修正しただけで承認した。委譲されるのは琉球政府への助言機能十四項目などで、いわば、形式的なもの。」と報じられている。字句の一部修正が出てくるが、形式的なものである旨が強調されている。

ここで、日本政府による琉球政府への援助計画の実態についても触れておきたい。第二〇回協議委員会の議題は、すでに明らかにした(1)「権限移行合意」案の承認のほか、(2)昭和四六年度沖縄復帰対策費に関する日本側説明、(3)「沖縄復帰対策要綱」案に関する日本側説明、(4)新聞発表及び協議、(5)フリートークが挙げられていた。このうち、(2)と(3)は、表裏一体の関係にあり、(3)の要

綱にしたがい、一九七一年度の沖縄に対する日本政府援助金の要求額が決まるという関係になっていた。これが、沖縄・北方対策庁の琉球政府に対する一般会計援助予算（「沖縄復帰対策費」）である。この沖縄復帰対策費は、一九七二年中に沖縄が本土に復帰することに備え、「施政権の移転及び沖縄県への移行等諸般の復帰施策を円滑に行なうとともに、社会福祉及び教育水準の充実に、産業経済の開発等豊かな沖縄県を建設するための施策に要する経費」となっている²⁰。

この日本政府から琉球政府への直接援助が開始されるのは、一九六〇年七月、アメリカで「琉球列島の経済的・社会的発展を促進する法律」（「プライス法」）が可決され、さらに、一九六一年六月の池田勇人総理とジョン・F・ケネディー大統領との日米首脳会談がきっかけであった²¹。それまで、アメリカ側は、日本政府からの直接援助をゆるすと、日本政府の発言権が増すのをおそれ、消極的だったのである。

池田・ケネディー会談の際に発出された共同声明では、この点に関し、つぎのように記されている。

大統領と総理大臣は、米国の施政下にあるが、同時に日本が潜在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に関連する諸事項に関し、意見を交換した。大統領は、米国が琉球住民の安寧と福祉を増進するため一層の努力を払う旨を確言し、さらに、この努力に対する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本がこの目的のため米国と引き続き協力する旨確言した²²。（傍点
は筆者による強調。）

傍点にあるように、アメリカ側は、「日本の協力を歓迎する」と日本政府の積極的な関与をはじめて承認した。この結果、一九六一年度の日本政府による琉球政府への援助額は、五億四〇〇〇万円ほどであったが、その後、一一億円（一九六二年度）、二〇億円（一九六三年度）、二〇億円（一九六四年度）と推移した。さらに、表1の「日米協議委員会の開催状況」に記したように、一九六五年度以降は、二九億円（一九六五年度）、五六億円（一九六六年度）、一〇四億円（一九六七年度）、一五四億円（一九六八年度）、二一七億円（一九六九年度）、二三〇億円（一九七〇年度）、五六七億円

(一九七一年)と増大していった。⁽²³⁾

これに対し、アメリカによる琉球政府への援助額の推移をみてみよう。援助額には、プライス法によって、もともと上限が課されていた。プライス法が成立した一九六〇年の時点では、援助額の上限は六〇〇万ドル(二億六〇〇〇万円)であった。その後、同法は、一九六二年と一九六七年に改正され、上限額は、それぞれ一二〇〇万ドル(四億二〇〇〇万円)と一七五〇万ドル(六億三億円)へと引き上げられた。実際の援助額は、一九六五年度から一九六八年度まではほぼ同額で一二〇〇万ドル(四億二〇〇〇万円)、その後、日本円で示すと、一九六九年度が約五六億円、一九七〇年度が約六三億円となっている。⁽²⁴⁾

先の日本の援助額と比較すると、一九六七年度以降、日米間の援助額におおきな開きがあることがわかる。その背景として、一九六七年十一月の佐藤栄作総理とリンドン・B・ジョンソン大統領との会談において、両三年⁽²⁵⁾以内に、沖縄の施政権の返還時期を定めることが決まり、それがおおきく影響したと思われる。つまり、沖縄への財政支援という視点から施政権返還をとらえると、

一九六七年度を境に、事実上、施政権返還が始まっていたと理解できる。

こうしたことが、第二〇回協議委員会における山中長官の異論の背景にあったことは間違いない。山中長官としては、財政的に琉球政府を支援しているのは日本政府であり、その援助計画に依然としてアメリカ政府の承認が必要であるというのは実態にそぐわない、との思いがあった。けっきょく、「権限移行合意」案から、アメリカ側の承認が依然として残っていることを示すあからさまな表現は削除され、非公表の「了解覚書」という形で決着をみた。

四．密約の手口

以上から、「了解覚書」が密約として締結された経緯が明らかとなった。最後に、これまでの分析から、以下の二点を指摘しておきたい。ひとつは、「了解覚書」がなぜ密約といえるのかを確認しておく。もうひとつは、密約を締結する手口をあらためて振り返るとともに、「了解覚書」の意義を述べる。

第二〇回日米協議委員会が開催された一九七〇年一一

月の時点では、一九七二年のいつ返還が実施されるのか、具体的に確定していなかった。ただ、最長でも、二年ほど（一九七二年末まで）で返還されることは明らかであり、アメリカが有してきた民政権を、日本側に段階的に移行し、施政権の返還がスムーズに行われるよう、「権限移行合意」が締結された。

その第一段階として、「権限移行合意」案³。(1)で、「琉球政府に対する日本国政府援助計画の管理に関する監督」を、一九七〇年十二月一日をもって停止することとされた。ただし、「合意」案には、「米国政府は、日本国政府の閣議で承認を求め前に行う日本国政府の援助計画案の最終的検討、承認機能の遂行を継続する。さらに、援助計画に関する閣議承認後その計画の軽微な変更以外のいかなる変更も、米国政府の同意を必要とする。」との文言があった。

これが米国による「監督」の中身である。直裁にいえば、日本政府から琉球政府への援助計画は、返還時期が間近に迫っていたにもかかわらず、従前どおり、米政府の承認や同意を必要とするというものであった。

これに反発したのが山中総務長官である。この文案で

は、国内に誤解を招くおそれがあるとして、この文案の削除を要請し、米側もそれを了承した。このままで済めば、密約うんぬんという問題は生じない。ところが、この削除された部分が、そのまま「了解覚書」という非公表文書にまとめられ、愛知外務大臣、山中長官、マイヤー駐日大使がイニシャルした。

山中長官は、同会合において、削除された部分について、「米側の機能は手続的、形式的なものであり、復帰時まで米側が特に留保する他の助言と援助の実質的な機能とは趣を異にする²⁶」と述べている。この「手続的、形式的」という面は、まったくそのとおりである。援助計画案は、まず、アメリカ側が提示し、その後、日本側が対案を出し、最終的に協議委員会で合意に至るという手順になっていた。ただ、このアメリカ側提案は、日米間の非公式折衝である程度合意したうえで、協議委員会に提示される慣行であった²⁷。

そうであるならば、削除のままでよかったはずである。しかし、アメリカ側はその監督機能が継続されることを明らかにし、一方、日本側では、国内で誤解を招かないようにとの理由で、「了解覚書」が結ばれたのである。

つまり、「琉球政府に対する日本国政府援助計画の管理に関する監督」については、アメリカ側がこれまで通り監督する権利を有し、日本側は監督される義務を負うことを非公表文書で定めたものである。

なぜここで、わざわざ権利・義務を持ち出したかといえ、二〇一〇年三月に公表された密約に関する有識者委員会報告書では、「両国間の合意あるいは了解であつて、国民に知らされておらず、かつ、公表されている合意や了解と異なる重要な部分（追加的に重要な権利や自由を他国に与えるか、あるいは重要な義務や負担を自国に引き受ける内容）を持つもの」と限定された定義が用いられていたからだ。密約をこのようにわざわざ限定する必要はまったくない（約束である以上、なんらかの権利・義務が生ずるのは当然ともいえるが）。その点を重視するよりも、公表すれば政府にとって都合な約束であり、国会・国民の目から隠蔽するために利用されるのが密約である。

今回、非公表の「了解覚書」の存在が明らかになったことによって、密約がどのようなようにして締結されるのか、その手口といったものも明確になった。これまで、「密

沖縄の施政権移行期に交わされた密約（信夫）

約」とされ、文書で確認できるものはいくつかある。それらをまとめたのが表2である⁽²⁹⁾。

なかでも、よく知られたものとしては、一九六〇年の安保改定時における、事前協議に関する「討議の記録」や「第一回安全保障協議委員会のための議事録」（朝鮮議事録）がある。また、沖縄返還時は、財政密約として「了解覚書」（柏木・ジュリック）、「議論の要約」（吉野・スナイダー）などがある。

ただし、日本側で保管されているこれら文書も英文の写しであり、イニシャルは付されていない。これに対し、「権限移行合意」案にもとづく「了解覚書」は、日本文・英文いずれもそろい、両方にイニシャル（愛知大臣は、日本文では「愛知」と署名）している。その意味で、完全な密約文書といってよい。

また、表2に挙げた密約とされる文書の場合、それらがどのような経緯で作成されたのかはほとんど明らかになっていない。佐藤総理の密使をつとめた若泉敬が、その著書『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』で、沖縄核持ち込み密約締結の経緯を明らかにしているのが、それは例外である⁽³⁰⁾。これに対し、「了解覚書」の交わされるプロ

表 2 密約といわれる文書

文書名	年月日	内容	イニシヤル等	備考
Statement by the Chairman of the Japanese Side of the Criminal Panel, Jurisdiction Subcommittee of the Joint Committee with respect to Paragraph 3 of the Protocol of 29 September 1953, amending Article XVII of the Administrative Agreement (英文のみ)	1953年10月28日	米軍関係者の犯罪について、重大な場合を除き、日本側が裁判権を行使するつもりはないとする、法務省津田實総務課長の一方的発言	写しとみられる文書、日本側にあり。ただし、署名はなし。津田課長の署名入り文書は、アメリカ側より提供された。	日本政府の一方的な政策の表明にしか過ぎず、「合意」ではないとして、日米両政府とも密約を否定。
Draft Minutes(The Joint Committee) (英文のみ)	1953年12月17日	緊急時には、合同委員会の枠外で、奄美群島の施設・区域を使用できる含みを残している。	米側の文書。イニシヤルはなし。	奄美群島に関する協定締結時の12月24日になんらかの対処がなされたと思われるが、現時点では、12月17日付けのドラフトのみが確認できる。
Record of Discussion (英文のみ)「討議の記録」あるいは「討論の記録」と訳される。	1960年 1 月 6 日	安保改定時、核搭載艦船の領海通過、寄港について事前協議の対象から除外するとの日米間の秘密の了解	写しとみられる文書、日本側にあり。藤山外務大臣とワッカーサー駐日大使のイニシヤルはなし。	
Minutes for First Meeting of Security Consultative Committee (英文のみ)「第一回安全保障協議委員会のための議事録」	1960年 1 月 6 日	安保改定時、朝鮮半島有事における米軍の戦闘作戦行動を事前協議なしに認めるとする非公表文書	写しとみられる文書、日本側にあり。藤山外務大臣とワッカーサー駐日大使のイニシヤルはなし。	
Agreed Minute of Joint Communique of United States President Nixon and Japanese Prime Minister Sato on November 21, 1969 (英文のみ)	1969年11月19日	返還後の沖縄に重大な事態が生じ、米側が核の持ち込みについての事前協議を申し出た場合、日本側はこれを認めるとの約束	外務省には文書なし。ただし、故佐藤栄作総理の次男・佐藤信二氏が、ニクソンと佐藤の署名入りの文書を公表。	
Memo (英文のみ)「丁解覚書」	1969年12月 2 日	沖縄返還協定に記された3億2000万ドルを大幅に超える財政的な補償を日本政府は約束	米側の文書。大蔵省の柏木雄介財務官と財務省アソソニー・J・ジュエリック特別補佐官のイニシヤルがある。	
Memo (英文のみ)	1971年 6 月11日	VOAの国外移転費1600万ドルを日本側が負担するとの約束	米側の文書。イニシヤルなし。	
Summation of Discussion of Article IV, Para 3 (英文のみ)「議論の要約」	1971年 6 月12日	米軍側が自発的に支払うとされていた軍用地の現状回復費400万ドルを日本側が負担するとの約束	米側の文書。吉野文六アメリカ局長のBYというイニシヤルがある。	

出所：主に筆者が収集し，作成した。

セスは、きわめて明瞭だ。準備委員会の「権限移行合意」案には日本から沖縄への援助計画案に対する米民政府の承認機能が盛り込まれており、山中総務長官がこれに異論をとなえたことがきっかけであった。文書1にあるように、この部分は、第二〇回日米協議委員会開催の前日（十一月一八日）の午後五時に、当該部分の削除が決まり、その代わり、「了解覚書」（文書2）が作成され、翌日の同委員会で承認されている。

削除の理由は、沖縄返還が間近に迫り、また、援助費も前年から倍増しているにもかかわらず、日本政府の援助がいまだにアメリカ側の監督下にあるのでは、国会・国民への説明がつかないということであった。これに対し、アメリカ側は、「施政権」という権利が、返還まで存在するという形式的な面にこだわる。その解決策が非公表の「了解覚書」であった。確かに、第一九回日米協議委員会で採択された「復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針」（一九七〇年四月二二日）でも、「返還の時までは、沖縄における米国の施政権はそのまま保持されること³¹。」と記されていた。アメリカ側の面子も保つ必要があったのである。

沖縄の施政権移行期に交わされた密約（信夫）

「了解覚書」の作成経緯をみると、日本側にとっては公表するのが不都合な部分であるが、アメリカ側はそれを文書として残しておきたい場合、密約にするというマニュアルでもあるかのような手際の良さであった。ここから、今日においても、同じような処理がおこなわれている事例があるのではないかという疑問が残る。

- (1) 有識者委員会「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書」、二〇一〇年三月九日、四頁、外務省ウェブサイト。
- (2) 在日米国大使館「沖縄の経済援助に関して、ライシヤワー駐日米大使が二日大平外相に対して行なつた声明全文」、一九六二年一月二日、ファイル名：0120-2001-02664、CD-R H22-005、外交史料館。
- (3) 外務省のウェブサイトで閲覧可能。
- (4) 『朝日新聞』一九六三年二月六日。
- (5) 日米協議委員会第一回から第二一回の会議の様子については、CD-R H22-005、および、CD-R H27-001、外交史料館を参照。ただ、沖縄の施政権返還決定直後の第一八回の史料は、いまだ公開されていない。
- (6) 外務省のウェブサイトで閲覧可能。
- (7) 「私の履歴書 山中貞則²⁰」『日本経済新聞』一九九七年六月二二日。

- (8) 細谷千博・他（編）『日米関係資料集 一九四五—一九七』東京大学出版会、一九九九年、五二三頁。
- (9) 「沖縄の復帰準備に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」、一九七〇年三月三日（外務省ウェブサイトを参照）。
- (10) 第七回準備委員会については、「第七回（昭和四五・十一・九）」、ファイル名：0120-2001-02668、CD-R H22-005、外交史料館を参照。
- (11) アメリカ局北米第一課「沖縄に関する日米協議委員会第二〇回会合について」（取扱注意）、一九七〇年一月一九日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (12) 北米一「第二〇回協議委員会議題について」（秘）、一九七〇年一月一九日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (13) 『参議院決算委員会（第六十三回国会閉会後）会議録』第七号、一九七〇年一月七日、一〇—一一頁。
- (14) 愛知外務大臣発在米牛場大使・在沖縄高瀬大使宛公信北米一合第四三六五号「沖縄に関する日米協議委員会第二〇回会合の記録の送付」（極秘）、一九七〇年二月三日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (15) 同右。
- (16) 同右。
- (17) 「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」（秘）、一九七〇年一月九日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (18) “Memorandum of Understanding” (Confidential), November 17, 1970, 「了解覚書」（極秘）、一九七〇年一月九日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (19) 「沖縄に関する日米協議委員会第二〇回会合 議長用メモ」一九七〇年一月一九日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (20) 「日米協議委員会における総務長官発言」、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。
- (21) この点で参考になるのは、池宮城秀正『琉球列島における公共部門の経済活動』同文館出版、二〇〇九年、および、櫻井溥「祖国復帰前の沖縄に対する財政措置のあらまし—昭和財政史で語られない事実」『弘前大学経済研究』、第二号、一九九九年一月、四一—五三頁である。
- (22) 細谷・他（編）『日米関係資料集 一九四五—一九七』、五二三頁。
- (23) ただし、表1の注にも示したように、琉球政府の会計年度と日本政府のそれは異なり、金額には、若干、違いが生じる。ここでは、援助額の増加をみることを重視

した。

(24) 池宮城『琉球列島における公共部門の経済活動』、一六六—一六八頁。

(25) 細谷・他(編)『日米関係資料集 一九四五—一九七〇』、七四九頁。

(26) 愛知外務大臣発在米牛場大使・在沖縄高瀬大使宛公信北米一合第四三六五号「沖縄に関する日米協議委員会第二〇回会合の記録の送付」(極秘)、一九七〇年一二月三日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。

(27) 北米「昭和四四会計年度日本政府沖縄向援助に関する日米協議委員会開催の経緯」(極秘)、一九六八年一月二六日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。

(28) 有識者委員会「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書」、四頁。

(29) 日米密約に関する文献としては、信夫隆司『若泉敬と日米密約—沖縄返還と繊維交渉をめぐる密使外交』日本評論社、二〇一二年、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、信夫隆司「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』第五七巻、二〇一六年三月、一三三—一八二頁、太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩書房、二〇一一年、太田昌克『秘録—核スクープの裏側』講談社、二〇一三年、軽

沖縄の施政権移行期に交わされた密約(信夫)

部謙介『ドキュメント沖縄経済処分—密約とドル回収』

岩波書店、二〇一二年、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約—機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、二〇一〇年、我部政明『沖縄返還とは何だったのか—日米戦後交渉史の中で』NHKブックス、二〇〇〇年、吉田敏浩『密約—日米地位協定と米兵犯罪』毎日新聞社、二〇一〇年、布施祐仁『日米密約—裁かれない日米犯罪』岩波書店、二〇一〇年、山本英正『米兵犯罪と日米密約—「ジラード事件」の隠された真実』明石書店、二〇一五年、ロバート・D・エルドリッジ『奄美返還と日米関係—戦後アメリカの奄美・沖縄占領とアジア戦略』南方新社、二〇〇三年などがある。

(30) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春秋、一九九四年。

(31) アメリカ局「復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針 昭和四五年四月二二日採択」(極秘)、一九七〇年四月一八日、ファイル名：沖縄関係／日米協議委員会開催関係、CD-R H27-001、外交史料館。

政経研究 第五十二巻 索引

論 説

人材育成のための人事評価制度……………谷田部 光一…一(一) 号 頁

財政規律と日本の長期費用……………坂井 吉良…一(八二)

欧州評議会のEDCプロジェクトにおける民主主義的
シティズンシップのコア・コンピテンシー……………石 井 健 司…二(三)

五百木良三の「世界綜合論」
——戦前期日本における自文化中心主義に関する一考察——……………石 川 徳 幸…二(四五)

政権交代と税制……………伊 藤 悟…二(七三)

ボリングブルックの反対党観
「愛国主義」を中心に……………入 江 正 俊…二(九九)

政党衰退論以降の政党研究……………岩 崎 正 洋…二(一二三)

条例の制定又は改廃の直接請求制度 ——来し方行く末の残された課題——	賀来健輔……二（一四七）
J・S・ミル『代議政治論』自筆草稿 （日本大学法学部図書館所蔵）について	川又祐……二（一六五）
ハリントンのオシアナ共和国モデルの一研究 ——『統治章典』との関係を中心に——	倉島隆……二（一八九）
アダム・スミスの初期思想と貧困の概念……	佐藤高尚……二（二四九）
日米安保条約にもとづく事前協議制度の原型……	信夫隆司……二（二七七）
トクヴィルと社会主義……	杉本竜也……二（三一五）
国策のあり方を問う沖縄県知事選 ——辺野古新基地建設の選挙への影響を中心にして——	照屋寛之……二（三五二）
排日移民法成立の背景 ——写真結婚の影響を中心に——	中村進……二（三八二）
ザメンホフとシオニズム……	長沼宗昭……二（四一三）

ニュージーランド・オンブズマンに関する一考察 ——行政苦情救済の展開とガバナンス——	福島康仁…二(四三七)
権力が守る犯罪………	船山泰範…二(四六七)
社会規範を設計する法システム………	松島雪江…二(四九五)
第一次EEC加盟申請と政党政治 ——イギリス労働党の動揺——	三澤真明…二(五二一)
ツールイズムの視点からみた「メディアとしての絵葉書」の再検討 ——戦前期のハルビンに関連する絵葉書を事例として——	毛利康秀…二(五四五)
アダム・スミスにおける民衆と教育………	山口正春…二(五七五)
沖縄県の義務教育教科書採択地区を通してみた平成の大合併と広域行政 ——八重山地区の教科書問題を中心として——	山田光矢…二(六〇三)
ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」 ——フェミニズム政治理論の視座から——	山田竜作…二(六三五)

中国共産党の意思決定過程

——党の全国代表大会報告の作成過程を中心にして——

山本賢二……二（六六五）

デーヴィッド・キャメロンの「大きな社会」構想とイギリス保守主義

渡辺容一郎……二（七一一）

日本企業における人事等級制度と役職昇進制度の実態

谷田部光一……三（一一）

中間層の所得と所得再分配費用

坂井吉良……三（八四）

二〇一五年イギリス総選挙に関する一考察

——労働党の敗因と二大政党の課題——

渡辺容一郎……四（一一）

戦後ヨーロッパ統合とイギリス労働党

——ヨーロッパ統合をめぐる政党政治——

三澤真明……四（四五）

観光インタナショナルシップの多変量解析による国際比較

——主成分分析による観光インタナショナルシップの日米独比較——

太田和男……四（七二）

翻 訳

「ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ」ヨハン・ペーター・ニケロン著
『有名な学者のこぼれ話と著書に関する情報』……………フリードリヒ・エバーハルト・ラムバハ編…四（九九）
（第十七巻、一七五八年、ハレ、出版、Ch・P・フランケン）川又祐訳

研究ノート

企業情報開示に関するひとつの考察……………田中襄一…一（三一）
——証券アナリストの視点から——

現代抑止論…R・リユーレ氏の理解する抑止論を中心に……………小林宏晨…三（四一）

沖縄の施政権移行期に交わされた密約……………信夫隆司…四（二九）

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

執筆者紹介
掲載順

渡辺容一郎 日本大学教授
三澤真明 日本大学助教
太田和男 日本大学非常勤講師
川又隆司 日本大学教授
信夫

機関誌編集委員会

委員長
副委員長
委員

船山泰範 渡辺容一郎 江島泰子 新谷眞二 稲葉陽美 太田晴哲 佐渡友英一郎 高畑英一郎 長谷川貞之 益井公一 松本幸司 水戸克典 山口正春 大岡井義和 岡山敬二 小野美典 中西未知 西原雄二 野村和彦 松島雪江 福島滋久 堀江真悟 井出真悟

政経研究 第五十二巻第四号

平成二十八年三月二十日 印刷
平成二十八年三月二十五日 発行
非売品

編集責任者 池村正道
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル
印刷所 株式会社メデイオ
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 52 No. 4 March 2016

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Yoichiro Watanabe, *A Study of the British General Election of 2015*

Masahiro Misawa, *PostWar European Integration and the British
Labour Party: Party Politics and European Integration*

Kazuo Ota, *International Comparison of Tourism Internships Using
Multivariate Analysis: A Component of Tourism
Internships in Japan, USA, and Germany through
Principal Component Analysis*

TRANSLATION

Johan Peter Niceron (hrsg. v. Friedrich Eberhard Rambach), “*Veit Ludwig
von Seckendorf*,” *übersetzt von Hiroshi Kawamata*

NOTE

Takashi Shinobu, *Secret Agreement in the Reversion of Administrative
Rights over Okinawa to Japan*